

令和 8 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

3 月 会 議

令和8年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

令和8年3月2日（月）

開議 午前10時00分

延会 午後 0時23分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2 号 森町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 5 号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 6 号 森町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 7 号 森町幼児教育・保育施設等整備基金条例を廃止する条例制定について
- 11 議案第 8 号 森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 12 議案第 9 号 森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 13 議案第10号 沼尻漁港公有水面埋立てについて
- 14 議案第11号 令和7年度森町一般会計補正予算（第13号）
- 15 議案第12号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 16 議案第13号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 17 議案第14号 令和7年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 18 議案第15号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 19 議案第16号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）
- 20 議案第17号 令和7年度森町水道事業会計補正予算（第3号）
- 21 議案第18号 令和7年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 22 議案第19号 財産の取得について【ポリ鉄R購入 106,865kg】

- 23 議案第20号 財産の取得について【メタノール購入 45,000kg】
- 24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(住吉隆子)
- 25 同意第1号 教育委員会教育長の任命について(毛利繁和)
- 26 同意第2号 教育委員会委員の任命について(上平将司)
- 27 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任について(小長井朗)
- 28 同意第4号 固定資産評価審査委員の選任について(磯谷俊仁)
- 29 同意第5号 固定資産評価審査委員の選任について(中島将尊)
- 30 議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について
- 議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について(ちゃっぷ林館)
- 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について(トマト集出荷選果施設)
- 議案第29号 令和8年度森町一般会計予算
- 議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算
- 議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算
- 31 意見書案第1号 学校教育の「カリキュラム・オーバーロード」解消を求める意見書
- 32 意見書案第2号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書
- 33 議員の派遣について
- 34 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員(13名)

議長	1 4 番	木 村 俊 広 君	副議長	1 番	伊 藤 昇 君
	2 番	河 野 文 彦 君		3 番	高 橋 邦 雄 君
	4 番	河 野 淳 君		5 番	山 田 誠 君
	6 番	野 口 周 治 君		7 番	斉 藤 優 香 君
	8 番	千 葉 圭 一 君		9 番	佐々木 修 君
	1 0 番	加 藤 進 君		1 2 番	東 隆 一 君
	1 3 番	松 田 兼 宗 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	山 下 英 一 君
総 務 課 長 兼 防 災 交 通 課 長	濱 野 尚 史 君
総 務 課 参 事 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	石 岡 丈 宜 君
監 査 事 務 局 書 記 長	関 孝 憲 君
契 約 管 理 課 長	山 田 真 人 君
企 画 振 興 課 長	岩 井 一 桐 君
企 画 振 興 課 参 事	池 田 恵 太 君
税 務 課 長	東 克 宏 君
保 健 福 祉 子 育 て 課 長	宮 崎 弘 光 君
保 健 福 祉 子 育 て 課 参 事	萩 野 友 章 君
保 健 福 祉 子 育 て 課 参 事	葛 西 十 夢 君
住 民 生 活 課 長	阿 部 泰 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	川 村 勝 幸 君
商 工 労 働 観 光 課 長	白 石 秀 之 君

建設課長	濱	野	真	行	君
建設課技術長	伊	藤	正	吾	君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴	田	正	哲	君
町民福祉課長	奥	山	太	崇	君
教 育 長	毛	利	繁	和	君
学校教育課長	坂	田	明	仁	君
学校教育課参事	藤	嶋		希	君
学校教育課参事	萩	森	敦	史	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	敦	賀	靖	之	君
国保病院 経営企画統括監兼 さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	松	居	順	一	君
消 防 次 長	佐	山	寿	一	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	関		孝	憲	君
議事係長兼 庶務係長	長	谷川	拓	哉	君
庶 務 係	木	村	友	理香	君
総 務 係	近	江	篤	市	君
総 務 係	山	内	梨	沙	君
財 政 係	三	澤	拓	海	君
行革DX推進係	佐	藤		晴	君
人事厚生係	三	春	こ	の	み
人事厚生係	山	崎	友	也	君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 5 号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 6 号 森町子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 7 号 森町幼児教育・保育施設等整備基金条例を廃止する条例制定について
- 8 議案第 8 号 森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 9 議案第 9 号 森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 1 0 議案第 1 0 号 沼尻漁港公有水面埋立てについて
- 1 1 議案第 1 1 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 1 2 議案第 1 2 号 令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 1 3 議案第 1 3 号 令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 4 議案第 1 4 号 令和 7 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 1 5 議案第 1 5 号 令和 7 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 1 6 議案第 1 6 号 令和 7 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 号）
- 1 7 議案第 1 7 号 令和 7 年度森町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 1 8 議案第 1 8 号 令和 7 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 9 議案第 1 9 号 財産の取得について【ポリ鉄R購入 1 0 6 , 8 6 5 k g】
- 2 0 議案第 2 0 号 財産の取得について【メタノール購入 4 5 , 0 0 0 k g】
- 2 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(住吉隆子)
- 2 2 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命について（毛利繁和）
- 2 3 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（上平将司）
- 2 4 同意第 3 号 固定資産評価審査委員の選任について（小長井朗）
- 2 5 同意第 4 号 固定資産評価審査委員の選任について（磯谷俊仁）
- 2 6 同意第 5 号 固定資産評価審査委員の選任について（中島将尊）

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和8年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項の規定により、3月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくようご協力願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席8番、千葉圭一君、議席9番、佐々木修君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月13日までを予定しておりますので、議事運営にご協力お願いいたします。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

また、休会中に森町議会会議規則第20条第2項の規定により、事件の修正の申出がありました。令和7年12月26日に提出された議案第2号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について、お手元に配付のとおり、正誤表のとおり修正いたしましたので、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第4、議案第1号 森町火災予防条例の一部を改正する条例

制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○消防長（松居順一君） 議案第1号 森町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。併せて資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、近年のサウナブームを背景に従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレルに放熱設備を設置する事例が全国で増加しており、現行のサウナ設備の基準が浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっていることから、消費熱量が小さいサウナ設備、以下簡易サウナ設備と表現しますが、これに適用される規定を定める必要性が生じたため、令和7年11月12日、総務省消防庁より対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等についてが発出され、所要の改正が行われたもので、このサウナ設備に関する規定が改正されたことに伴い火災予防条例（例）についても所要の改正が行われたことを踏まえ、森町火災予防条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、1、簡易サウナ設備に関する規定の新設、2、一般サウナ設備に関する規定の改正、3、火を使用する設備等の設置の届出に関する規定の改正、4、住宅における火災の予防の推進に関する規定の改正をし、令和8年3月31日から施行しようとするものでございます。

資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明させていただきます。現行の第7条の2の見出し、各項各号に使われている「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、この第7条の2を第7条の3、一般サウナ設備とするものでございます。

そして、第7条の2に簡易サウナ設備の規定を新設し、簡易サウナ設備の概要と位置及び構造、管理の基準を規定し、第50条、火を使用する設備等の設置の届出に第6号の2、簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）の1号を加えるものでございます。

また、第29条の7、住宅における火災の予防の推進をするための施策に住宅用防災設備のほか、感震ブレーカーを新たに加えるものでございます。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○13番（松田兼宗君） ちょっと伺います。簡易サウナと一般サウナの新設はいいのですが、個人が設けるものを除くって括弧書きしているのです。とすれば、森町でどの程度設置されているのか把握しているのかどうかというのと、新たに追加された条文で感震ブレーカーの設置を進めていくのだという形になっているのだけれども、感震ブレーカー自体が森町でどの程度設置されているのか把握しているのでしょうか。そして、簡易的な感震ブレーカーというか、球が落ちて自動的に下りるそれも含めて言っているのだろうか。

ちょっとその辺をお願いします。

○消防長（松居順一君） お答えします。

サウナ設備、こちらのほうの個人のお宅のほうに設置している個数だとかについては、届出等の義務がないためこちらのほうでは把握しておりません。

２点目の感震ブレーカーの部分については、このたび令和６年の１月１日に能登半島地震による輪島の火災で、こちらのほうで火災の原因等について調べていったときにやはり電気からの原因が考えられるということから、新たにこちらのほうしかりそういう震災だとかのことを考えていったのであれば、こういうふうにして条例のほうに新設していったほうがいいということになって今回新設されたものです。

感震ブレーカーの設置個数の部分については、こちらのほうとしては全くまだ動いていなかったものですから、設置個数だとかについては把握はしておりません。住宅用火災警報器、このほかにもあるのですが、こちらのほうについても設置個数だとかについては全体像というのはこちらのほうでは見ることはできないので、感震ブレーカーも一応設置率というところでこれからは調査だとかという対象になってくると思いますが、そのときにはこちらのほう調べていきたいと思っております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） それで、感震ブレーカーについてなのけれども、促進するためにはお金がかかる話なのです。とすれば、促進を図るためには補助金等を今後考えていくという方向ではあるのでしょうか。それだけちょっと。

○消防長（松居順一君） お答えします。

今松田議員おっしゃるとおり、感震ブレーカーの普及についての補助という部分については、こちらのほうの通知等を発出した国のほうも考えておりまして、ここの部分については古い住宅が並ぶ住宅の密集地だとかにつきまして、今回こちらのほう一部なのですが、補助をしていっている地域も国のほうであるみたいなので、この普及に関しましてそういう交付金だとか補助だとかというところについては、これからいろいろ国のほうからお話が出てくると思います。

私からは以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第5、議案第2号 森町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 議案第2号 森町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由と改正内容についてですが、森町子ども・子育て会議の設置根拠である子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例の引用条文にずれが生じたため所要の改正をし、その他文言の整理をしようとするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第6、議案第3号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 議案第3号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、国の特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、当町の条例についても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、改正後の児童福祉法において保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の規定が創設されたことに伴い、本条例の引用条文を改めようとするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第7、議案第4号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 議案第4号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正に伴い、当町の条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、（１）、改正後の児童福祉法において保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の規定が創設されたことに伴い、本条例の引用条文を改めるもの、（２）、母子保健法に規定する乳幼児健康診査の内容が保育所等で行う健康診断と全部または一部が重なり、かつ保育所長などが結果を把握している場合は、保育所等で健康診断の全部または一部を省略することができるよう国の基準が改正されたため、同様の基準を町基準として定めるもの、（３）、保育人材確保のためこれまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士が一般制度化され、地域限定保育士試験実施の認定を受けた都道府県の区域内の地域限定保育士について一定の勤務経験に応じ、保育士と同

等に扱うことを可能とする規定が創設されたことに伴い、北海道内の地域限定保育士を保育士同様に扱うため規定を追加するものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○13番（松田兼宗君）　ちょっとお聞きしたいのですが、保育人材確保のために地域限定保育士が設定されているのだけでも、森町においてこの効果というか、これによって保育士が確保しやすくなっているのだという効果というのはあったのだろうか、現実には。ちょっとその辺をお願いします。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君）　お答えいたします。

当町の保育士確保についてなのですが、この地域限定保育士という制度については今のところのつかっていない状況になっております。ただ、これから保育士人材の確保に伴いまして、当町においても保育士の確保困難な状況が続いておりますので、この制度を活用していくかどうかについては、慎重に検討していかなければならないかなというふうに思っております。ただ、こちらのほうについては、保育士の資格を持っていない方でも一定の勤務経験を持った方が地域限定保育士として認められるというものなので、本来でいけばやはり保育士資格を持っている方を採用していきたいということは念頭に置きながら、必要に応じてこういった制度を活用していこうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君）　ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第7、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8　議案第5号

○議長（木村俊広君）　日程第8、議案第5号　森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君）　議案第5号　森町放課後児童健全育成事業の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー５を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当町の条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、保育人材確保のためこれまで国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士が一般制度化され、地域限定保育士試験実施の認定を受けた都道府県の区域内の地域限定保育士について一定の勤務経験に応じ、保育士と同等に扱うことを可能とする規定が創設されたことに伴い、北海道内の地域限定保育士を保育士同様に扱うための規定を追加するもので、（２）、改正後の児童福祉法において保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の規定が創設されたことに伴い、本条例の引用規定を改めるものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

○４番（河野　淳君）　さっき質問すればよかったのかもしれないですけども、地域限定保育士、今まで特区の部分でやっていたと思うのです。たしか実技が免除されて、試験だけで登録できるという話で、保育士になりたいのだけれども、例えばピアノとか実技がちょっと苦手でできなかった方がそっちのほうの試験を受けてやるということなのですけども、実際保育所の運営で実技が主要になる部分が多分出てくると思うのです。今後例えば人材がいなくて限定保育士とかを採用するようになった場合に、その辺一般で入ってきた保育士の方と地域限定の実技免除で入ってきた人との部分のすり合わせというのは大丈夫なのでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君）　お答えいたします。

先ほどご質問あった内容とちょっと重複するかもしれないのですが、まずは地域限定保育士としてこの制度が一般制度化されてきたのですけれども、やはり私どもとすると実技の部分については、ピアノ実技ですとか絵本の読み聞かせだとか、そういった保育士としての重要な部分だと認識しています。なので、この制度は保育士確保困難である地域のための制度だとは思ってはいるのですけれども、まず基本には保育士資格を持っている方で、さらに保育士採用試験を行う際にはピアノ実技、または絵本の読み聞かせ、そういったところをしっかりと面接等を行いながら、その合格点に達した方について採用していきたいと、これからも同様な考えでおりますので、本当にこれからそれでもどうしようもない状況が生まれてきた際にはこういった制度も活用していきたいとは思っているのですが、まずはピアノ実技だとか保育士として必要な資格、スキルについて持っている方を採用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第9、議案第6号 森町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 議案第6号 森町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、（１）、違反行為等を行った者に対し市町村が過料を科すための根拠である子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の引用条文に条ずれが生じたため修正するもの、（２）、妊婦のための支援給付に関し正当な理由なしに報告等に違反行為を行った者に対し過料を科す旨の規定を追加するもの、（３）、子どものための教育・保育給付等に関して質問、調査に応じない保護者、事業者等に対し10万円以下の過料を科す旨の規定を、こども誰でも通園制度に関する質問、調査等に応じない保護者、事業者等にも適用するための規定を追加し、その他文言を整理しようとするものであります。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○13番（松田兼宗君） ちょっとお聞かせください。今回の改正が保護者、事業者等に対して10万円以下の過料を科すはいいのだけれども、これも徴収するということはどういう仕組みで徴収するのか、ちょっとその辺を教えてください。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

当町においてこの違反行為をした者に対して今まで、保育認定するに当たって例えば保

育所を入所するに当たり就労等の必要があり、そこで就労証明等を出さないで虚偽の認定をされたと、そういった場合などに違反行為を行った者とか、そういったところに過料を科すということでこの条例が制定されているところなのですけれども、今までこの条例制定について適用したことは正直ないです。これについては、正直乳児のためのこれから始まることも誰でも通園制度の関係で例規の見直しが行われたということがあるのですけれども、こちらの実務について今まで対応がなかったものですので、条例制定については今回提案させていただくのですけれども、その実務、徴収方法についても速やかにこれから調査して進めていきたいと思います。今松田議員がおっしゃったこういった形で徴収するという事務については、まだちょっと整理できていなかったのもので、速やかに整理していきたいと思います。大変失礼ですけれども、それではよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第10、議案第7号 森町幼児教育・保育施設等整備基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 議案第7号 森町幼児教育・保育施設等整備基金条例を廃止する条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、森町が設置する幼児教育・保育施設等の整備の財源に充てるため制定した本条例について、保育所整備事業の財源として基金全額を繰り入れたことにより基金残高がなくなり、今後当基金の活用予定がないことから、本条例を廃止しようとするものです。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。
これから議案第7号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。
日程第10、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長(木村俊広君) 日程第11、議案第8号 森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事(葛西十夢君) 議案第8号 森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただきます、説明資料にてご説明いたします。提案理由についてですが、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、保育所等を利用していないゼロ歳6か月から3歳未満の子供が保護者の就労状況にかかわらず柔軟に利用できるこども誰でも通園制度が創設されました。この制度は、児童福祉法上で乳児等通園支援事業とされ、事業を実施するためには国が定める設備や運営に関する基準を踏まえ、市町村が条例でその内容を定める必要があることから、当町においても条例を制定しようとするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。質疑ありますか。

○13番(松田兼宗君) ちょっと分からないのですが、この条例制定するのはいいのですが、こども誰でも通園制度というのは国の方針を打ち出す形で市町村でも実施されるのですが、これ4月1日から施行になりますよね。とすれば、当然利用者向けのパンフレットとか、どういう内容であるとか、広報を使って案内をするのでしょうか、そういうことがもう出来上がって、受入れ態勢というのはすぐ4月1日以降とかって可能な状態になっているという意味なのだろうか。ちょっとその辺をお願いします。

○保健福祉子育て課参事(葛西十夢君) お答えいたします。

先日、先ほどの条例提案にもありました子ども・子育て会議を開催させていただきまし

た。そこでも同様にこども誰でも通園制度についての国のパンフレットとか、そういったものは既に出されているのですけれども、こちらにおいては各自治体においてホームページとかでも載せていく必要があります。その準備についてですけれども、今急ピッチで進めている作業でありまして、広報等にも今のところ載せておらない状態でございます。これからについてなのですけれども、やはりホームページのほうについてはすぐにアップすることは可能なのですけれども、広報については既に締切りとかの関係がございますので、そちらのほうは今のところ活用は難しいかなというふうに、制度が始まりましたらすぐにまた周知していきたいなとは思っているのですけれども、こちらの周知方法についてはSNS等を活用して、素早くこれから保護者の皆さん、町民の皆さんに周知していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 国の方針とかパンフレットとか見ると、SNSとかってよく使っている形で、要するにスマホを使って申込みとかできるような仕組みができるという話では書いてあるのだけれども、ここの森町でそれが可能なのでしょうか。そして、実際に今上限が10時間とかという形で書かれているのだけれども、森町の場合はその辺はすっかり出来上がっていて、利用の仕方というか、需要はどの程度見ているのかというようなこともある程度把握しているのでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

まず、そのシステム、利用申込みについてなのですけれども、こちらのほうは利用申込みに当たっては国の構築しておりますシステムを使用して申込手続をしていただくということで統一されてございます。なので、こちらのほうの手続については、ホームページなどからリンクを貼りながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

もう一点、ニーズについてなのですけれども、子ども・子育て支援事業計画という5か年計画がございますけれども、そちらのほうでニーズ調査というのも既に行っておりまして、こういった部分の誰でも使える制度というのはニーズ調査が非常に難しいのですが、既に委託業者をお願いして、ニーズ量というものは把握してございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第12、議案第9号 森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 議案第9号 森町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてご説明いたします。

資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただきます、説明資料にてご説明いたします。提案理由についてですが、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が創設され、改正後の子ども・子育て支援法において同制度に対応した乳児のための支援給付に関する規定が創設されました。この規定により乳児等通園支援事業を行う事業者は、運営費に係る給付を受けるために設備等の基準を満たす必要があるほか、利用定員、運営内容について市町村に申請し、確認を受ける必要があります。このことから、当町においても確認を行うための条例について国の定める基準を踏まえ、制定しようとするものです。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（木村俊広君） 日程第13、議案第10号 沼尻漁港公有水面埋立てについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（川村勝幸君） それでは、議案第10号についてご説明いたします。

資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、沼尻漁港公有水面埋立てに関し、北海道知事から意見を求められ、これに同意したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

出願者につきましては北海道、住所、札幌市中央区北3条西6丁目、代表者、北海道知事、鈴木直道でございます。

埋立地の区域1として、茅部郡森町字砂原東3丁目483番地先の公有水面、面積につきましては337.13平方メートルでございます。埋立位置、区域2として、茅部郡森町字砂原東3丁目482番地先の公有水面、面積につきましては101.86平方メートルであり、合計しますと438.99平方メートルでございます。

埋立地の用途につきましては、漁港施設用地でございます。

工事の施工に関する期間につきましては、令和8年4月から令和13年3月までの5年間であります。

続きまして、本案の説明資料を御覧願います。提案理由でございますが、北海道による事業であります水産物供給基盤機能保全事業により老朽化したマイナス3.0メートル岸壁の鋼矢板の前面に新しい鋼矢板を新設するため、公有水面の埋立てが必要となるものでございます。図面にあります斜線部分が埋立てを要する箇所となっております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（木村俊広君） 日程第14、議案第11号 令和7年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町一般会計補正予算の第13回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,330万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ170億2,816万8,000円にしようとするものです。

継続費の補正は第2表に、繰越明許費の補正は第3表に、地方債の補正は第4表にそれぞれ記載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承ください。

それでは、10ページをお開き願います。歳入の主なものを説明いたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備補助金の620万4,000円は、振り仮名表示に伴う住民記録、戸籍付票システム改修の補助金を計上するものです。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、歳出で説明する漁業用燃油支援事業に充当しようとするものです。なお、本事業に係る補助金は3,063万5,000円ですが、さきの重点交付金を充当した定額減税調整給付事業の執行額精査による2,508万5,000円の減額補正も同じ科目で行っていることから、差引きにより補正額は555万円となっております。

12ページの款16道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費補助金、節1農業費補助金は、畑地かんがい用水附帯施設事業に係る道の補助金となっております。

款17財産収入では、町有地と車両更新により使用しなくなった消防車の売却収入をそれぞれ計上するものです。

次に、14ページの款19繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正財源としてふるさと応援基金繰入金は充当事業の精査により減額となるものです。

次に、16ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款2総務費、項1総務管理費、目7情報推進費の858万円は、森町公民館閉館に伴い、さわやかセンター・砂原、森町遺跡発掘調査事務所に庁内LANネットワークを構築するための委託料となっております。なお、本事業は全額明許繰越しをし、令和8年度にかけて実施するものです。公民館閉館に伴い発生する費用をまとめ、資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照願います。

18ページの項3戸籍住民基本台帳費の620万4,000円は、国の方針により令和8年5月末までに住民票及び戸籍の付票に振り仮名を記載することとなったため、住民記録システム、戸籍付票システムを改修するものです。なお、本事業は全額明許繰越しをし、令和8年度にかけて実施するものです。

次に、22ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目6病院費の1億2,674万8,000円は、森町国民健康保険病院事業会計に所要の繰り出しをしようとするものです。

24ページの款6農林水産業費、項1農業費、目6駒ヶ岳ダム管理費、節14工事請負費の畑地かんがい用水附帯施設整備工事ですが、農業用排水機場等の老朽化対策及び防災、減災機能の強化を行おうとするものです。資料ナンバー12及び13を提出しております。また、

2つの事業の総額が予算計上額と一致しませんので、経緯などについて資料ナンバー14を提出しておりますので、ご参照願います。

項3水産業費、目2水産業振興費、節18負担金補助及び交付金の漁業用燃油支援事業補助金3,563万5,000円は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、漁業活動のために使用する燃油の価格高騰の影響を受けた経営の窮状を鑑み、燃料使用数量に応じた支援を行おうとするものです。対象者は、森、砂原両漁業協同組合に所属する漁業者で、令和6年10月1日から令和7年9月30日までに漁業活動に使用した燃油を使用量に応じて予算の範囲内で交付しようとするものです。なお、本事業は全額明許繰越しをし、令和8年度にかけて補助しようとするものです。資料ナンバー15を提出しておりますので、ご参照願います。同じく節18負担金補助及び交付金の昆布養殖施設強靱化事業補助金は、北海道地域づくり総合交付金を活用し、海底に深く刺さるスーパーアンカーで昆布養殖施設を強靱化し、管理性の向上及び経営の安定化を図ろうとするものです。資料ナンバー16を提出しておりますので、ご参照願います。

26ページの款7商工費、項1商工費、目2観光費、節10需用費の56万1,000円は、森町固有種の桜を保護するため柵を設置しようとするものです。また、道の駅の小破修繕を実施しようとするものです。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節12委託料の除雪業務委託料の増額は、降雪による予算不足に備え、補正しようとするものです。また、節13使用料及び賃借料の増額も排雪処理の予算不足に備え、補正するものです。

次に、28ページの項6住宅費、節10需用費の修繕料は、町営住宅の修繕箇所増加により予算不足が見込まれるため増額補正するものです。

次に、30ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料は、さくら小学校温水暖房ポンプ交換修繕のほか、小破修繕を実施しようとするものです。

項3中学校費の20万3,000円は、スクールバス1号車の修繕をしようとするものです。

次に、32ページの項5社会教育費、目2公民館費、節14工事請負費の301万6,000円は、森町公民館閉館に伴い、森町公民館で使用している陶芸窯を砂原公民館美術工芸室に移設し、併せて設置場所の床の補強工事などを行おうとするものです。なお、本事業は全額明許繰越しをし、令和8年度にかけて実施するものです。資料ナンバー11を提出しております。

34ページの項6保健体育費、目2体育施設費、節10需用費の修繕料35万4,000円は、修繕箇所増加により予算不足が見込まれるため増額補正するものです。

款12公債費、項1公債費、目2利子の936万2,000円は、長期金利上昇により利子に予算不足が見込まれるため補正するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。

○7番（斉藤優香君） 款2総務費と、あと教育費のほうで、資料ナンバーでいうと11になるのですけれども、この説明でいきますとこの工事をするのは令和8年度からということなのですが、3月31日に公民館閉められます。4月からは、さわやかセンターが公民館になりますというお話だったのですが、この工事によって使えなくなるという期間があるのかということと、あと10月に閉館が決められたと思うのですけれども、その間さわやかセンターを使うって決まってからの間に工事はでなかったのか。この工事をしている間というのは、ここに社会教育は行くのか、社会教育はどちらでやられるのか、皆さん多分分からないと思いますので、ちょっとお伺いします。

そして、3番目の複合機の移設であるのですけれども、それが森町役場のほうになっていまして、これはではさわやかセンターが使えるようになったらまたこれを移設ということなのか。様々な公民館を閉じることによって引っ越し作業があるのですけれども、その引っ越しに際しての費用とか修繕とかというのは特にないということなのでしょうかということと、あと陶芸のことも、陶芸の窯なのですけれども、工事期間というのはどの程度考えられているのか、そしていつから使用できるのかということで、もしこの先森地区に公民館ができた場合にはまたこの陶芸窯を移設するのかというところをお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） まず、私のほうから3点ほどお答えさせていただきます。

まず、庁内LANのネットワークの関係ですけれども、予算がないことにはネットワークの移設もできませんので、今回この3月会議において予算の上程させていただきました。ここからの契約事務になって、ネットワークの構築発注いたしますので、年度内に業務が完了しませんので、予算を繰越しさせていただいたということであります。なお、もうちょっと早く予算上程できなかったのかということについては、こちらのほうも可能な限り早く予算の精査とネットワークを構築する内容を精査したのですけれども、やはりこのタイミングで予算計上になってしまいました。

その間なのですけれども、社会教育については役場の1階の会議室を4月中、執務室として活用する予定であります。これにつきましては、3月の広報の折り込みで周知させていただいているところであります。

次に、複合機についてですけれども、これは学校教育課が今の契約管理課が使用していた私たち事務棟と呼んでいるのですけれども、そちらに移転することになりますので、学校教育課で使用していた複合機を事務棟のほうへ移設するための費用であって、ここから

先にまたどこかに持っていくというようなことではございません。

以上でございます。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

陶芸の窯、そちらの移設につきましては、3か月程度を見込んでおります。

あと、森地区のほうに例えば複合施設だとかできたら、そちらにまた移設するのかということで、もちろん陶芸だとかをやるスペースをそこにつくればそちらに移設なり、新設なりしたいというふうに考えております。

あと、修繕する箇所がほかはないのかということでご質問もあったかと思うのですが、必要なのは、今見込めるところは今回補正でお伺いしております。そのほか出てきた時点でまたお伺いしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 4月1日から普通に工事がしていても使えるのかというところをお聞きしたのですが、それとあとの引っ越しに際してかなりの不用品が出るのではないかと思います。その譲渡会みたいなのを町としては予定しないのかというのを、これどこで聞いていいのかわからなかったの、今ちょっとお聞きするのですが、そういうことと、あと発掘事務所のほうも普通に業務はやりながらこのネットワークの構築の業務になるのかというところもう一度お願いします。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

発掘調査事務所及びさわやかセンター・砂原、どちらも4月1日から通常どおり利用することができるようになります。ただ、先ほど総務課長のほうから説明ありましたとおり、ネットワークの構築ができるまで事務的な業務はそちらに行ってもちょっとできない部分がありますので、全職員が移動するのはネットワークの構築が済んでから引っ越しをしようと思っております。それまでは役場の会議室で事務的なものを行いながら、それぞれの施設は開館して利用していきたいというふうに考えております。

あと、不用品の譲渡会ということだったので、まず町の中でほかの部局だとかで使うようなところ、回せるようなものはそちらのほうで使うようにしていきながら、対町民の方へ周知するような不用品の譲渡会ということでご質問だと思うのですが、その辺につきましては、そこをやるのかやらないのかというところでまだ方針は決まっていなくて、どのようなものが公民館の中に残るかというところ、残しておいて、その後一時的に使わなければならないというものも椅子だとか出てきますので、どの程度のものが不用品として処分できるのかというところを見定めた上で検討を進めたいと思っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 先ほど引っ越しに際しての費用のことでお尋ねしたのですが、公民館閉めるということで、どの程度閉めるのか。出入口もきちっと板で閉じて、ガラス割られないようにとか、あと階段までは使用できるとか、そういうような費用とかは

考えて、どこまでが立入りができて、例えば駐車場は普通に止めてもいいとか、何かそういうのでかかる費用というのは見込んでいないのか。やはり誰もいないとなると無用心とか、になってくると思うのです。その辺りとかは全然考えていない、ただ普通に自動ドアが開かないようにするというだけの処置で終わりなのでしょうか。もう一度お願いします。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

公民館閉めた後の窓ですとか入り口、そちらの処置については、今の時点では特に何も考えておりません。鍵を閉めてというふうに思っております。その辺も必要が出てきた時点で相談させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 幾つかあるのですが、減額補正しているところについてちょっと聞きたいのですが、まず17ページ、地方バス生活維持補助金、マイナスの281万1,000円、これというのは函バスに行く分のやつが減額されたという理解でいいですよという確認と、それと23ページ、23ページの委託料、各種健診・予防接種委託料が1,000万減額されています。それと、予防接種料金の助成金が60万減額と。これについて理由を教えてください。ということは、接種少なかったということの理解でいいのかどうか、ちょっとその辺をお願いします。

それと、25ページの負担金補助及び交付金の青年部活動支援事業補助金、マイナス50万、そしてその下の資源増大対策事業補助金178万減額と。さらに、未利用資源活用試験事業補助金が120万減額されているのですが、この減額というのの意味はどういうことなのか。事業をやらなかったという理解でいいのですか。そして、中身、何の事業をやらなかったのかをちょっとお知らせください。

それと、もう一か所、27ページなのですが、地域おこし協力隊委託料がマイナス638万、さらに森町地域おこし協力隊活動支援補助金が368万減額になっています。これというのは、事業をやらなかったという理解でいいのですか、それとも協力隊員が集まらなかったからなのだと。そして、集まらなかったことの減額とすれば、これで予定していた事業が一切できなかったという理解でいいのですか。ちょっとその辺をお願いします。

○企画振興課参事（池田恵太君） お答えいたします。

まず、1点目についてなのですが、17ページの地方バス生活路線維持費補助金の減額に関しましてですが、議員おっしゃるとおり、函バスさんに補助している分について減額したものでございます。

以上です。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

私のほうからは、衛生費の保健衛生費、予防費委託料についてお答えいたします。議員お見込みのとおり、委託料について今回減額補正させていただいたのですけれども、新型コロナウイルスワクチン及び肺炎球菌ワクチンの予防接種委託料について、当初の見込みよりも実

績が少なかったというところでの今回減額になっております。当初は、新型コロナワクチンについては1,000人を見込んでおりましたけれども、決算見込みといえますか、最終的な見込みについては230人程度ということで進んでおります。なので、そのことについての減額ということになっております。当初の算定方法といえますか、そちらについては、新型コロナワクチンのほうについては通常のインフルエンザと同等程度の人数で見込むということで1,000人を見込んだところなのですが、大幅に実際に受けた方が少なかったという現状がございます。

以上でございます。

○水産課長（川村勝幸君） お答えいたします。

私のほうからまず青年部の活動支援事業補助金50万円の減額ですけれども、松田議員おっしゃるとおり、事業が実施されなかったということです。

同じく未利用資源利活用試験事業費補助金ということで、こちらはご承知のとおりウニの蓄養の部分ですけれども、こちらでも森漁協のほうで事業が中止となったということでございます。

最後に、資源増大対策事業の補助金でございますけれども、こちらに関しては砂原漁協で毎年行っておりますホタテの放流事業ですけれども、こちらでも事業中止になってしまったということで未使用ということでございます。

以上です。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

森町地域おこし協力隊業務委託等補助金の減額でございますが、令和7年度では2名の募集を行ってまいりました。この間応募がなかったというところもございますが、2月1日から1名、委託型で任用してございます。ですので、2名分のうちのまず1名分の委託料と補助金、あとは4月から1月分までの委託料と補助金に相当する金額を減額しようとするものでございます。1名が2月に決まったというところで、事業については求めるものの事業を進めていただくような形で今取り進めてございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、ワクチン接種の話なのですが、町としてはコロナワクチンも含めて、インフルエンザについては例年どおりやっているのだろうけれども、推奨して進めていくのだと、今の話だと1,000人分のあれで言っているのだけれども、それは町としては推奨して、どんどん接種してもらいたいのだという考えでいるのでしょうか、進めていくのでしょうか。今後の話も含めて、来年度の予算どういうふうになっているかちょっと見ていないですけれども、どういう考えでいるのかをお聞かせください。

それと、水産課のほうの絡みは、青年部のいろんな補助金の絡みでいうと、非常に今水産業って大変な時期に、気候が変わってくることによって大変な時期になってきているはずなのです。とすれば、そういう事業、資源増大に関する事業というのはどんどん推し進めていくのが当たり前で、何もやらなかった理由というのはなぜなのでしょう。そうい

う危機感というのは持っていないということなのだろうか。今後そういうのはやらないという方向で考えていると理解していいのかどうかお知らせください。

それと、商工労働観光の地域おこし協力隊についてなのですが、この部分というのは予定していた事業というのはありますよね、当然。来たらやっていただきたい部分があったはずなのです。それが全くできなかったという意味からすると、その商工労働観光課で予定していた事業ができなかった、やりたかった事業ができなかったということを意味しているのです。とすれば、それに対して今後どうやっていくのか。あくまでも今後の展開として、必要な人員として確保していかなければならないのだと、そしてその人にやってもらいたい事業があるからこそ予定していた事業のはずなのです。今後の考え方も含めて、なぜなのか、その辺が、調査というか、まとめているのでしょうか。その辺お願いします。

○議長（木村俊広君） 11時15分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 私のほうからは、新型コロナワクチンの接種についての推奨というところについてお答えさせていただきます。

ワクチン接種につきましては、あくまで副反応とかもあることから、個人の判断で受けていただくということが原則かと思っております。町のほうで推奨といいますと、そちらのほうの言葉で言うと推奨ということではなく、環境としてはワクチン接種、新型コロナワクチンだけではないのですけれども、その他のワクチン接種の費用について助成させていただいて、受けやすい環境づくりということはさせていただいておりますけれども、推奨という立場ではちょっと違うのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○水産課長（川村勝幸君） お答えいたします。

まず、1点目、青年部の補助金の関係ですけれども、こちらは具体的な事業としましては、サンデークルージングといいまして、青年部が担い手育成のために行っている事業でございますけれども、この事業も例年行っている中で近年本当に参加者が激減しているということで、なかなか事業として成り立たないということで中止にするというお話を聞いております。

2点目の資源増大につきましては、こちらも先ほどおっしゃったとおり、砂原漁協の分でございますけれども、ご承知のとおりR6年の稚貝の採苗不良がございまして、その分のホタテ養殖部会から余剰の稚貝が確保できないということで、7年度分に関しては資源増大の分と一緒に放流事業ができなかったということで事業の中止をしたところでございます。

以上です。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 地域おこし協力隊の部分についてお答えいたします。

まず、先ほどもちょっと説明したとおり、今年度については2名の募集のうち1名が2月から委託型で採用してございます。事業内容につきましては、観光のPRであったり、あとは各種イベントでのPR、または観光ボランティアガイドの会のガイド育成支援であったりとか、そのような形で募集をかけてございました。今年度の事業成果については、2か月という短い期間でございますので、限界があると思いますけれども、令和8年度においても引き続き委託をしていく予定でございます。地域おこし協力隊の制度につきましては、3年間という期限でございますので、やはりその期限の中で我々のほうで求めている観光振興に関する業務、そういったものを一連を通してやっていただくというところで事業を今後進めていくと、そのような考えでございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今の商工の地域おこし協力隊についてなのですが、それだけ予定していた事業をできなかったということなのですね。とすれば、森町の観光にとって、観光産業もしくは観光事業に絡めるところでマイナス効果というか、その辺の評価というのはしているのでしょうか。言っていること分かるかな。結局やりたかったことができなかったわけですね、予定していたことが。それに対してマイナスの部分、マイナス効果というのは、町にとってどれだけのマイナス効果があったのかというような評価をしているのでしょうかということです。言っていること分かるかな。ちょっとその辺お願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の任期といいますか、制度上3年という期間があります。2月1日から行って、予算的には7年度の事業には一部なりますけれども、やはりこの観光振興につながる部分というのは今後しっかりここは制度の期間を活用して、我々が求めるものを行っていきたいと考えておりますので、今後できることをやっていくという形でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○2番（河野文彦君） 資料ナンバー11の公民館閉館に伴う対応ということで、先ほど同僚議員からも質問があったのですが、答弁聞いていると閉館に伴うこの引っ越しですとか、その辺の費用は見ているようなのですけれども、残される古い建物に対してのバリケードだとか、そういう部分が入っていないというような説明でした。今回の公民館に関しては、町民の方には大変ご不便はおかけするのですけれども、いつ倒壊してもおかしくない、それだけ危険だということで急遽閉館という判断をしたと。私は、その判断に対しては決して間違いではないかなというふうに思うところもあるのですけれども、それだけご不便をおかけしてでも危険だと判断した建物をバリケードすら回さないということは、その建物の壁の縁を町民が歩くということも考えられるわけです。いつ倒れてもおかしくないという判断をした建物がある程度の安全保安距離を取って立入禁止の措置もしな

いというのはいかがかなと思うのです。ですから、今これ7年度の補正ですから、3月31日までの予算という考え方もあるのだとすれば、4月1日からの新年度予算というところもあるのかもしれないですが、4月1日にはもう既にバリケード回すぐらいの対応をしないと、それこそ付近を歩く人の安全すら確保できないという状況になると思うのです。それがこの閉館に伴う対応という部分で予算措置されていないのはなぜか、そこをお願いします。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

3月31日いっぱい通常の開館を終わらして、4月1日からは閉館ということになるのですけれども、バリケードを回してというところまでは今現在考えておりませんでした。そこもどういう閉鎖が必要なのか、その時点で対応できる部分はまずさせていただいて、予算的にもし必要が出てくれば皆さんにご相談させていただきながら、お伺いさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） これから考えるではなくて、今すぐ考えて決断しなければならないぐらいのタイミングだと思うのです。僕はもう4月1日にはあの周辺に立入禁止区域を設けなければならないと思っているので、聞いているのです。今これ課長そこでその方向で準備しますとは答えられないでしょうから、よろしければ町長から、そういった措置が私は必要だと思うので、町長どこまで答えられるのか分からないですけれども、ある程度の方向性ですとか、やるならやるって言ってしまってもいいのです、予算は別として。その辺もしよろしければ町長から答弁いただければと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

課長が今答弁したとおり、今この3月補正、そしてまた新年度に関しては、その辺の予算は組み込んでおりませんでした、議員お話しのとおり、確かに倒壊の危険、そしてまた付近を歩く方、また近接したところを通る方に対しての最大限注意喚起、そしてまたその手法がバリケードあるのか、またどういったものになるのかというのは早急に判断して、これは実施させていただきます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 別件です。資料ナンバーで16の昆布養殖の強靱化というところなのですけれども、養殖施設の強靱化、最近天候が、気候が変わってきているという部分もあって、こういった強靱化というのは必要かと思うのですけれども、今回これ見るとスーパーアンカーなのです。このスーパーアンカーというのは、組合のほうからの提案だったのか、それとも町側からのこの予算の範囲でのこういった手法というような提案だったのか。なぜそれ聞いたかという、スーパーアンカーよりもアンカーブロックのほうの方が絶対波浪にも強いし、施設の長寿命化は図れるのかなと思うのです。スーパーアンカーですと、抜けて施設のほうに被害があるというのはもうホタテ絡みで実績といいますか、そういう過去の事例があるものですから、なぜこれがブロックではなくてスーパーアンカーだった

のか、そこをお願いします。

○水産課長（川村勝幸君） お答えいたします。

事業の資材、どちらからの提案かというご質問だと思うのですが、そちらに関しては砂原漁協、組合のほうからのご提案を受けて、町と協議した結果このような結果になっております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今と同じ25ページで資料ナンバー16なのですが、これはどこかでも試されている事業であるのか。それで、その成功率はどれぐらいなのかということと、あと今同僚議員も言ったのですけれども、私はちょっとよく分からないのですけれども、漁業で投石事業とかも行っている、毎年沈んでいってしまっていて、投石なくなるのだよねという毎年やっているような気がするのですけれども、これは沈んでいったりはしないでいけるのかということと、あと海面が温かくなってきていて、このぐらいの海面の水温で昆布というのは生息可能なのかということをお願いします。

○水産課長（川村勝幸君） お答えいたします。

まず、どこかで試されているかと成功率の関係なのですが、大変申し訳ありませんけれども、その辺の町としてのデータを持ってなくて、詳しくこれから聞く必要があると思います。

あと、投石事業につきましては、確かに海面沈まったときに砂とかのかぶりによくない場所も聞いておりますけれども、そういうことも検証されておりますので、なるべく大きな投石の石ですとか、その投石した石の上に今度ブロックを積んでまた投石をすると、そういうやり方に切り替えてきていますので、その辺は大丈夫なのかなと思っております。

4点目の水温に関してですけれども、もちろん養殖ですので、水温に応じて深さとかは調整できますので、ホタテ養殖と同じように水温に対して浮き玉つけたり、沈めたり、対応できるものと考えております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） この計画でいくと10月上旬からということで、今年度の、来年度というか、のうちこの成果というのは出る……出ない、2年計画みたいな感じになるのでしょうか。お願いします。

○水産課長（川村勝幸君） お答えいたします。

資料の事業スケジュールのところいろいろ書いておりますけれども、実は今回強靱化施設やりますけれども、それ以前からでもいろいろ被害を受けておりまして、そのときは土俵、土のうとかでやっていたのですけれども、それではまならぬということで今回この事業を活用してやっております、砂原漁協の昆布のほうは4年ほど前から始まった事業でして、ちょうど三、四年で昆布が取れると、まさしく今年度だったのですけれども、被害を受けた部分もあるということで、実際の成果というのはまだ出ていないのです。改めてやりますので、また成果としましては二、三年、4年後に出るものと聞いております。

ので、ご理解願います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（木村俊広君） 日程第15、議案第12号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 議案第12号について説明させていただきます。

本案は、令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目になるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,887万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ24億1,663万1,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税2,770万7,000円の増額は、現年課税分及び滞納繰越分の収納額を精査したものです。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金8,320万円の減額は、保険給付に要した費用の精査により減額しようとするものです。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金1,443万6,000円の減額は、繰入金の精査によるものです。

項2基金繰入金、目1国民健康保険事業基金繰入金894万8,000円の減額は、財源内訳の変更に伴うものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目2連合会負担金144万7,000円の減額は、各種負担金の確定によるものです。

項5特別対策事業費、目2医療費適正化特別対策事業費14万3,000円の減額は、柔道整復施術療養費患者調査業務委託料の確定によるものです。

款2保険給付費、項1療養諸費から8ページの項4出産育児諸費までの減額につきまして

ては、保険給付費の精査によるものです。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分から10ページの項 3 介護納付金分までの減額につきましては、納付金の確定によるものです。

款 6 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費及び項 2 保健事業費、目 2 保健衛生普及費は、金額は変更せず財源内訳を変更するものです。

款 7 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 国民健康保険事業基金積立金660万8,000円の増額は、今年度会計に剰余金が発生する見込みとなり、増額するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 4 ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 1 3 号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第13号 令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 議案第13号について説明させていただきます。

本案は、令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第 4 回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,577万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 3 億1,843万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4 ページをお開き願います。歳入、款 1 後期高齢者保険料、項 1 後期高齢者保険料、目 2 普通徴収保険料1,945万8,000円の増額につきましては、収納額を精査し、補正するものです。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金125万1,000円の減額は、広域連合へ納付する事務費負担金の確定によるものです。

目 2 保険基盤安定繰入金243万6,000円の減額は、広域連合へ納付する保険基盤安定負担金の確定によるものです。

6 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款 2 後期高齢者医療、広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1,577万1,000円の増額は、後期高齢者保険料の精査、事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 4 ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 14 号

○議長（木村俊広君） 日程第17、議案第14号 令和 7 年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 議案第14号について説明させていただきます。

本案は、令和 7 年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第 5 回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億6,909万1,000円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入についてご説明させていただきます。4 ページをお開き願います。款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、節 1 特別徴収保険料787万9,000円の増額及び節 2 普通徴収保険料121万3,000円の減額につきましては、第 1 号被保険者における介護保険料の精査により補正するものです。

款 2 分担金及び負担金、項 1 負担金 9 万7,000円の増額、款 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金6,000円の増額、款 6 道支出金、項 2 道補助金3,000円の増額、6 ページの款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 3 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）3,000円の増額及び目 5 その他繰入金143万6,000円の増額につきましては、歳出における人件費の増額により補正するものです。

項 3 基金繰入金、目 1 準備基金繰入金666万2,000円の減額につきましては、歳出におけ

る財源内訳の変更により補正するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費133万9,000円の増額及び項3介護認定審査会費19万4,000円の増額につきましては、職員手当及び共済費を補正するものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費につきましては、介護給付費準備基金繰入金の充当減に伴い財源内訳の変更をするものです。

款4地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費1万6,000円の増額につきましては、職員手当を補正するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長（木村俊広君） 日程第18、議案第15号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億9,618万4,000円にしようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金21万7,000円は、歳出で説明いたします費用を減額しようとするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節12委託料は、特定建築物定期報告調査業務の執行残を減額するも

のと医療系廃棄物処理委託料は感染対策により増額したものです。節13使用料及び賃借料は、カウンター料を増額したものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございますか。

○6番（野口周治君） 今の説明の中で感染対策のために1万1,000円増えましたという説明だったと思いますが、費用そのものが感染対策のためであって、費用が増えるのは物の量が増えたとか、そういうことではないかと思うのですが、新たに感染対策が必要な事態が生まれたということですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

これは、インフルエンザが大人数ではないのですけれども、少人数発生しまして、ガウンですとか手袋が必要になり、増額補正するものでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで質疑を終わります。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議長（木村俊広君） 日程第19、議案第16号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第6回目となるものです。

第2条、令和7年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益9億644万6,000円に1億3,841万3,000円を追加し、10億4,485万9,000円とし、支出、第1款病院事業費用16億1,984万から9,892万4,000円を減額し、15億2,091万6,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の「2,279万円」を「2,179万6,000円」に改めるものです。収入、第1款資本

的収入 3 億1,377万8,000円から746万3,000円を減額し、3 億631万5,000円とし、支出、第 1 款資本的支出 3 億3,656万8,000円から845万7,000円を減額し、3 億2,811万1,000円とするものでございます。

3 ページをお開き願います。第 5 条に定めた企業債であります、入札額の減及び事業項目の変更により精査したものでございます。

第 5 条、予算第 8 条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。不採算地区運営補助金 1 億9,122万円に 1 億2,616万8,000円を追加し、3 億1,738万8,000円に、経営健全化補助金4,779万6,000円から65万7,000円を減額し、4,713万9,000円とするものでございます。

以下、5 ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款 1 病院事業収益、項 2 医業外収益、目 2 他会計補助金 1 億2,551万1,000円の増額は、不採算地区病院運営補助金、経営健全化補助金としての他会計からの補助金を精査したものでございます。

目 3 補助金1,165万9,000円の増額は、物価高支援事業に伴うものでございます。

目 5 その他医業収益124万3,000円の増額につきましても電子カルテ情報共有サービスモデル事業情報連携等業務に伴う分でございます。

支出、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費9,892万4,000円の減額は、職員給、各手当等、人件費の精査によるものでございます。

6 ページをお開き願います。資本的収入及び支出の補正につきましては、各収入、各支出ともに医療機器などの購入や L E D 交換工事設計業務、冷房設備設置工事の入札額の減による精査と事業費確定による企業債及び出資金の精査によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

事項別明細書 5 ページからです。収入支出一括で行います。質疑ございませんか。

○3 番（高橋邦雄君） 支出の部分で、項 1 の建設改良費なのですが、この中の説明の中ではすごく今回減額されているということなのですが、今までここまで減額というものはちょっとなかったと思うのですが、これって例えば仕事に対して、いろんな環境に対して支障がない減額であったのか、ちょっと説明してください。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えいたします。

高橋議員のご指摘のとおり、環境等には支障のない減額となっております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号

○議長（木村俊広君） 日程第20、議案第17号 令和7年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町水道事業会計予算の第3回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入について、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億8,569万8,000円に1万6,000円増額し、収入総額を2億8,571万4,000円にしようとするものでございます。

次に、支出について、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億3,600万1,000円から180万3,000円減額し、支出総額を3億3,419万8,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出について、予算第4条本文括弧書き中の資本的支出額に対し不足する額6,081万1,000円を6,029万5,000円に改め、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の1,493万円から421万7,000円減額し、収入総額を1,072万円にしようとするものでございます。

次に、支出について、支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の7,574万8,000円から473万3,000円減額し、支出総額を7,101万5,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条の企業債について、予算第6条中の企業債の借入限度額1,226万2,000円を830万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項2営業外収益、目3長期前受金戻入1万6,000円の増額は、減価償却額の確定に伴い精査したものです。

次に、収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費9万6,000円の増額は、賞与引当金繰入額の精査によるものです。

目5総係費150万4,000円の減額は、賞与引当金繰入額及び事業執行の精査によるものです。

目6減価償却費6万9,000円の減額は、事業執行により確定したことに伴う精査です。

次に、款1水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費32万6,000円の減額は、借入金利息の精査となっています。

6 ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款 1 水道事業資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債396万2,000円の減額は、事業の執行精査により減額しようとするものです。

同じく項 2 負担金、目 1 負担金25万5,000円の減額は、事業執行の精査によるものです。

次に、支出について、款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 水道施設費473万3,000円の減額は、工事の事業執行精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 4 ページからです。収入支出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 1 8 号

○議長（木村俊広君） 日程第21、議案第18号 令和 7 年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

本案は、令和 7 年度森町公共下水道事業会計予算の第 2 回目の補正予算でございます。

第 2 条の収益的収入及び支出の収入について、収入の第 1 款下水道事業収益を既決予定額の 4 億7,714万7,000円から957万3,000円減額し、収入総額を 4 億6,757万4,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第 1 款下水道事業費用を既決予定額の 4 億7,809万2,000円から1,051万8,000円減額し、支出総額を 4 億6,757万4,000円にしようとするものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出について、予算第 4 条本文括弧書き中の資本的支出額に対し不足する額 1 億3,200万9,000円を 1 億3,155万1,000円に改め、収入の第 1 款下水道事業資本的収入を既決予定額の 1 億9,030万円から2,413万7,000円減額し、収入総額を 1 億6,616万3,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第 1 款下水道事業資本的支出を既決予定額の 3 億2,263万7,000円から2,492

万3,000円減額し、支出総額を2億9,771万4,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債については、予算第6条中の企業債の借入限度額2,640万円を640万円に改めるものです。

第5条の他会計からの補助金については、予算第9条に定めた補助金額を記載のとおり企業債利息支払金を4,026万7,000円に、経営健全化補助金を1億9,202万5,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金558万1,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

同じく目2消費税及び地方消費税還付金302万1,000円の減額は、消費税及び地方消費税還付金の収入を精査したことによるものです。

目3長期前受金戻入97万1,000円の減額は、減価償却額の確定に伴い精査したものです。

5ページをお開き願います。次に、支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費97万2,000円の減額は、賞与引当金、修繕費の精査によるものです。

目2処理場費660万円の減額は、電力料、委託料、修繕費の精査によるものです。

目4総係費46万7,000円の減額は、賞与引当金及び事業に係る経費の精査によるものです。

6ページをお開き願います。目5減価償却費143万9,000円の減額は、建設事業の資産評価により減価償却額が確定したことによるものです。

款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費104万円の減額は、利息の確定による精査となっています。

7ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債2,000万円の減額は、事業実施のために借り入れる起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金19万3,000円の減額は、事業執行の精査によるものです。

項3出資金、目1他会計出資金445万9,000円の減額は、資本的収支不足額を精査し、減額しようとするものでございます。

項4受益者負担金、目1受益者負担金51万5,000円の増額は、収入額の精査により増額となったものです。

8ページをお開き願います。支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費2,492万3,000円の減額は事業執行精査によるもので、主に節の工事請負費2,300万円の減額によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）これから質疑を行います。

事項別明細書4ページからです。収入支出一括で行います。質疑ございますか。

○2番（河野文彦君） 7ページの受益者負担金のところで、今の説明では精査で変更になったというお話だったのですが、精査で変更になるようなものなのでしょうか、受益者負担金が。最初に通知して、負担してもらう額というのはそこで決まるでしょうし、負担金を支払う方が新たに増えなければここは変わるものではないのではと思うのですが、ここが変更になる理由を聞かせてもらえますか。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

予算計上分は、一応告知分の賦課対象額に5年分割で85%程度収入見込むものとして計上しております。また、5年一括とかの一括で払う方も15%程度を算定して計上しておりますので、それ以上に納付率が向上しますと若干収入が増えるということで、その辺の精査という意味の精査でございます。

以上です。

○6番（野口周治君） 8ページの支出の下水道施設費、工事請負費2,300万の減額が精査によりと書いてあるのですが、もともと5,600万のものの減額として大きいのですが、精査による減額ってどういうことなのですか。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

毎年2,000万程度私道対策工事とかの要望があったときにすぐに対応できるように工事請負費で2,000万取っているのですが、それで私道対策工事等の要望がなかったもので、減額しているような状況です。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第19号

○議長（木村俊広君） 日程第22、議案第19号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君） 議案第19号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量は、ポリ鉄R、10万6,865キログラムでございます。取得の方法は、随意契約でございます。取得の金額は、1,410万6,180円でございます。取得の相手方は、北海道函館市西桔梗町589番地57、小柳協同株式会社函館営業所営業所所長、野田慶幸でございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー17を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第20号

○議長（木村俊広君） 日程第23、議案第20号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君） 議案第20号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量は、メタノール、4万5,000キログラムでございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、606万3,750円でございます。取得の相手方は、北海道札幌市北区東茨戸1条1丁目3番28号、大和産業株式会社代表取締役、大和正道でございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー18を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第23、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 諮問第1号

○議長(木村俊広君) 日程第24、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

岡嶋町長の説明を求めます。

(何事か言う者あり)

○議長(木村俊広君) 暫時休憩します。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 0時08分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長(岡嶋康輔君) ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております住吉隆子氏は、本年6月30日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、令和5年7月から人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知され、今後についても活発な活動が期待されます住吉隆子氏を引き続き任命することが最も適当であると思われますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー19を提出しておりますので、詳細については資料をご参照願います。

以上です。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありますか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第24、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時09分
(教育長 毛利繁和君 退場)
再開 午後 0時10分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第25 同意第1号

○議長(木村俊広君) 日程第25、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長(岡嶋康輔君) ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会教育長の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在教育長を務めていただいております毛利繁和氏は、本年3月31日をもって任期満了となります。後任の教育長を任命するに当たり、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

毛利繁和氏は、令和4年4月から今日まで教育長として精力的に業務を遂行していただいております。教育行政に対し優れた識見を有し、教育長として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー20を提出しておりますので、ご参照願います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(木村俊広君) これから同意第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第25、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時12分

(教育長 毛利繁和君 入場)

再開 午後 0時13分

○議長(木村俊広君) 休憩を解いて会議を再開します。

ただいま教育委員会教育長の任命について議会の同意があり、就任されました毛利教育長よりご挨拶がございます。壇上においてご挨拶をお願いいたします。

○教育長(毛利繁和君) ただいま議会の皆様の同意を得まして、引き続き教育長の任に当たることになりました。とかくハード面で皆様にいろいろご相談したり、実行したりということが多く見受けられますが、今後任期においてぜひソフト面での充実を図ってまいりたいというふうに考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(木村俊広君) 以上で挨拶を終わります。

◎日程第26 同意第2号

○議長(木村俊広君) 続きまして、日程第26、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長(岡嶋康輔君) ただいま議題となりました同意第2号 教育委員会委員の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会につきましては、1名の委員の方が本年5月9日をもって任期満了となりますので、その後の委員を任命するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、上平将司氏を任命したいと思います。

同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー21を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、同氏は森町消防団などの活動に対しても意欲的に取り組ま

れ、町民からの信頼も厚く、同委員として適任であると思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） これから同意第2号に対する質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第26、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいまお諮りしました新任の教育委員については、慣例により本会議においてご挨拶を頂戴するところではありますが、就任されます上平委員につきましては本日都合により出席がかないませんので、挨拶を省略したいと思います。

◎日程第27 同意第3号

○議長（木村俊広君） 日程第27、同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております小長井朗氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小長井朗氏は、平成21年4月より固定資産評価審査委員を務められており、司法書士としても信頼が厚く、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー22を提出しておりますので、ご参照願います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君） これから同意第3号に対する質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから同意第3号を採決します。
この採決は、起立により行います。
本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。
よって、日程第27、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第28 同意第4号

○議長（木村俊広君） 日程第28、同意第4号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第4号 固定資産評価審査委員の選任についてにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております磯谷俊仁氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

磯谷俊仁氏は、平成24年6月より固定資産評価審査委員を務められており、土地家屋調査士として様々な案件に対応実績があり、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー23を提出しておりますので、ご参照願います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君） これから同意第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんね。
（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから同意第4号を採決します。
この採決は、起立により行います。
本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第28、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第29 同意第5号

○議長（木村俊広君） 日程第29、同意第5号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第5号、森町固定資産評価審査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております中島将尊氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

中島将尊氏は、令和2年5月より固定資産評価審査委員を務められており、旧砂原町へ奉職後、数多くの役職を歴任され、固定資産を評価するのに十分な知識と経験を備えており、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー24を提出しておりますので、ご参照願います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君） これから同意第5号に対する質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第29、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月3日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 0時23分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和8年3月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和8年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

令和8年3月3日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時51分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町政執行方針・教育執行方針
- 4 議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について
議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について
議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
議案第29号 令和8年度森町一般会計予算
議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算
議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 学校教育の「カリキュラム・オーバーロード」解消を求める意見書
- 6 意見書案第2号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書
- 7 議員の派遣について

8 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長	14番	木村俊広君	副議長	1番	伊藤昇君
	2番	河野文彦君		3番	高橋邦雄君
	4番	河野淳君		5番	山田誠君
	6番	野口周治君		7番	斉藤優香君
	8番	千葉圭一君		9番	佐々木修君
	10番	加藤進君		12番	東隆一君
	13番	松田兼宗君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	山下英一君
総務課長兼 防災交通課長	濱野尚史君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜君
監査事務局書記長	関孝憲君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	岩井一桐君
企画振興課参事	池田恵太君
税務課長	東克宏君
保健福祉子育て課長	宮崎弘光君
保健福祉 子育て課参事	萩野友章君
保健福祉 子育て課参事	葛西十夢君
住民生活課長	阿部泰之君
環境課長	川口武正君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤英樹君

農 林 課 参 事	佐 藤	司 君
水 産 課 長	川 村 勝	幸 君
商工労働観光課長	白 石 秀	之 君
建 設 課 長	濱 野 真	行 君
建設課技術長	伊 藤 正	吾 君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴 田 正	哲 君
町民福祉課長	奥 山 太	崇 君
教 育 長	毛 利 繁	和 君
学校教育課長	坂 田 明	仁 君
学校教育課参事	藤 嶋	希 君
学校教育課参事	萩 森 敦	史 君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須 藤 智	裕 君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木 村 忠	公 君
給食センター長	敦 賀 靖	之 君
国 保 病 院 経営企画統括監兼 さくらの園・園長	柏 浏	茂 君
国保病院事務長	千 葉 正	一 君
上下水道課長	水 元 良	文 君
消 防 長	松 居 順	一 君
消 防 次 長	佐 山 寿	一 君
消 防 署 長	松 田 光	治 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	関	孝 憲 君
議事係長兼 庶務係長	長 谷 川	拓 哉 君
庶 務 係	木 村	友 理 香 君
総 務 係	近 江	篤 市 君
総 務 係	山 内	梨 沙 君
財 政 係	三 澤	拓 海 君
行革DX推進係	佐 藤	晴 君
人 事 厚 生 係	三 春	こ の み 君

○会議に付した事件

- 1 町政執行方針・教育執行方針
- 2 議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について
議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について
議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
議案第29号 令和8年度森町一般会計予算
議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算
議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席10番、加藤進君、議席12番、東隆一君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町政執行方針・教育執行方針

○議長（木村俊広君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） 令和8年度町政執行方針

I はじめに

令和8年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

我が国全体で人口減少や少子高齢化が進行する中、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、社会保障費の増加や公共施設の老朽化、担い手不足など、多くの行政課題が複雑に絡み合っております。一方で、地域の実情に即した施策を着実に積み重ねていくことにより、町の持続可能性を高めていくことが、これまで以上に求められております。

こうした課題に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供していくため、限られた財源と人材を有効に活用する観点から、事業の選択と集中や業務の見直しを進めるとともに、持続可能な行財政運営の確立に向けて、行財政改革を一層推進しながら、各種施策を着実に実施してまいります。

また、町内では、町民の皆様や各種団体による主体的な活動が継続されており、地域のつながりや支え合いの力が、町政運営を支える重要な基盤となっております。今後も、町民の皆様との対話を重視しながら、地域の声を町政に適切に反映させ、課題の解決に向け

た取組を進めてまいります。

私の町政運営の基本姿勢は、これまで同様、「町民主役のまちづくり」であります。町民一人ひとりが自らの暮らすまちに誇りと愛着を持ち、将来に希望を持てるよう、既存の制度や枠組みにとらわれることなく、新たな技術や知見も柔軟に取り入れながら、効率的で持続可能な行政運営に取り組んでまいります。

本年度も「第2次森町総合開発振興計画」を基本とし、各分野の個別計画に基づいて町政を執行してまいります。

重点施策や継続事業の詳細につきましては、予算案の審議を通してご説明いたしますが、町民並びに町議会議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

【保健・医療】

<保健>

町民の皆様が健やかに暮らし続けられますよう、様々な保健事業を推進してまいります。

令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間としております「森町健康増進計画」について、計画期間の5年目となる本年度に中間評価を実施し、当町の健康課題に対応した具体的な取組を展開できるよう計画の見直しを行ってまいります。

健康維持に重要となる総合健診等では、各種健診の無料化を継続しつつ、本年度より、「国保とくもり健診事業」としまして、国保加入者を対象として特定健診受診者や特定保健指導の目標達成者へ特典を付与することで受診率向上を図り、疾病の早期発見と重症化防止に努めてまいります。

少子化対策としましては、全ての妊婦と子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、相談支援を行うとともに、妊婦のための支援給付金の支給を継続してまいります。

また、妊娠・出産に伴う費用負担の軽減を図るため、不妊治療費、不妊治療と併用して実施した先進医療費及び交通費の一部、不育治療費、妊産婦健診交通費、産後ケア費、新生児聴覚検査費、1か月児健診費の助成を継続してまいります。

感染症予防対策としましては、带状疱疹ワクチン予防接種費用への助成、65歳以上の方への新型コロナ・肺炎球菌等各種ワクチン予防接種費用への助成を継続してまいります。小児の感染症予防としてRSウイルスワクチンの定期接種を新たに開始いたします。

がん患者の社会参加や療養生活の質の向上を図るため、ウィッグ等購入費用の助成を継続してまいります。

<子ども医療>

子どもの保健・福祉の向上を図るため、「子ども医療費助成制度」による高校生までの医療費無料化を継続し、疾病に対する適切な受診機会の確保と子育て世代の医療費負担軽減策を一体的に推進してまいります。

<国保病院>

全国的な人口減少や少子高齢化により医療需要の減少が続く中、本院の経営環境は依然

として厳しい状況にあります。一方で、高齢化の進行により、在宅復帰支援や慢性期医療、医療と介護の連携など、地域に求められる医療の内容は、より専門性と効率性が求められるものへと変化しております。地域包括ケア病床は、急性期治療を終えた患者の在宅復帰支援に加え、病院収益にも大きく貢献しており、引き続き適正かつ効果的な運用に努めてまいります。

継続的に安定した医療を提供するためには、医師をはじめ医療スタッフの資質向上と質の高い医療体制の維持が不可欠であります。

本年度においては、離職防止に向けた職場環境整備と計画的な人員確保を推進し、持続可能な診療体制の構築を図ってまいります。

令和7年12月には、町内有識者による「病院運営検討委員会」を再設置し、今後の方向性に関する議論に向け、本院の現状等の理解を深めております。本年度は、委員会での検討を踏まえ、将来にわたり地域に求められる医療機能を持続できる病院づくりに向けた方策の検討を進めてまいります。

また、医療情報の利活用や医療機関間の連携強化を図るため、ID—Linkや電子カルテ情報共有サービス等を活用した医療DXの推進、ならびに医療保険事務の効率化や患者の利便性向上に取り組んでまいります。

さらに、新興感染症対策は自治体病院として重要な使命であり、地域災害支援病院としての訓練や体制整備に、引き続き取り組んでまいります。

本年度は、2年毎に実施される診療報酬改定の年となりますので、改定内容を正確に把握し、収益構造の改善と算定体制の強化を図ってまいります。

また、過年度における診療報酬返還金につきましては、その財源として病院事業債を借り入れ、今後15年間で計画的に返還していくこととなりましたので、財政負担の平準化を図りながら持続可能な経営の確立に努めてまいります。

これらの取組を通じて、森町国民健康保険病院経営強化プランに基づき、経営の効率化を推進するとともに、地域の中核的医療機関としての使命を果たしてまいります。

【地域・高齢者福祉】

地域福祉につきましては、町内会や社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、生きがい対策、生活支援、介護予防など総合的に推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、人口の減少に伴い、高齢化率が伸び続けておりますが、「森町高齢者福祉計画」が最終年次となることから、新たな計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、関係機関や民間事業者等と連携しつつ、各種高齢者福祉サービスの提供に努めてまいります。

森町シルバー人材センターは、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがい充実、健康の保持増進、地域社会の活性化に貢献していることから、安定的に事業運営できるよう支援してまいります。

町内の介護需要に対応し、質の高いサービスを提供していくうえで、介護事業所におけ

る人材確保は重要な課題であり、介護人材確保対策事業を継続してまいります。

また、町内にある特別養護老人ホームにつきましては、人材や機能を集約することで、必要なサービス水準を確保しつつ、安定的で質の高い介護提供体制を構築する観点から、統合に向けた取組を進めるとともに、町内の高齢者福祉サービスを低下させない行財政改革を進めてまいります。

＜さくらの園＞

森町における介護サービスの必要量は、2035年度までおおむね維持される見通しである一方、将来的な人口動態の変化による減少を見据え、入所者の状態像の多様化に対応した質の高い介護サービスを提供できる体制整備が求められております。

本年度におきましては、入所者の尊厳を守り、安心して生活していただける環境を確保するため、次の重点施策に取り組んでまいります。

職員一人ひとりの介護技術の向上を図るとともに、国保病院との連携強化を進め、疾病の早期発見・早期治療につながる体制づくりを推進いたします。また、積極的にリハビリテーション等を導入し、日常生活動作（ADL）の維持・向上を図ることで、入所者の生活の質の確保に努めてまいります。

併せて、昨年度国保病院とさくらの園の間で構築したICTを活用した地域連携システムを活用することで、入所者の診療情報等の共有が可能となるため、医療と介護の連携をより一層強化してまいります。

施設の維持管理につきましては、老朽化が進む中で、必要な修繕・改修を計画的に実施し、安心して生活いただける環境の整備に努めてまいります。

さらに、2035年以降に介護サービス必要量が急速に減少すると見込まれることから、限られた介護人材を効率的に活用し、サービスの質を維持・向上させる体制の再構築を図るため、町内に所在する特別養護老人ホーム（さくらの園、シャリテさわら、シャリテの森）の統合に向けた取組を、本年度において本格的に進め、持続可能な介護提供体制の確保に努めてまいります。

これらの取組を通じ、入所者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、安全で質の高い施設運営に引き続き努めてまいります。

【子育て支援】

こどもが幸せに生きるためには、地域全体で子育てを支援していくことが必要であり、こどもたちの安心安全の確保と保護者への経済的支援を含めた総合的な施策の推進・検討に引き続き取り組んでまいります。

全てのこどもや妊産婦、子育て世帯に対して一体的な相談支援を行う機能を有する機関として、昨年保健センター内に新設しました「森町こども家庭センター」では、多様な家庭環境に対し、更なる相談支援体制の充実や連携を強化し、ヤングケアラー対策やこどもの虐待防止に努めてまいります。

こどもの虐待に対しては、早期発見やこどもの安全を確保するための「子どもへの暴力

防止プログラム」として、こどもたちが、いじめ、痴漢、虐待、性暴力から自分を守るための人権教育プログラムを引き続き実施いたします。

子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることを目的とした「森町入学・卒業祝金支給事業」や、「幼稚園・保育所及び認可外保育施設等の保育料無償化事業」と併せて、「森町ことぶき出産奨励事業」を引き続き実施し、子育て世帯に対する支援を継続してまいります。

町立保育所運営事業では、森保育所と新川保育所を統合し、保育士配置の充実や多様な保育ニーズへの対応力を高めるため、新たな保育所として「もり保育所」を昨年12月に開所しました。令和8年4月からは、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を、町立保育所2か所（もり保育所・尾白内保育所）で実施してまいります。

また、継続的かつ安定的な保育を提供するため、引き続き保育士等の人材確保に努め、職員の資質向上や保育体制の強化に取り組んでまいります。

【障がい者福祉】

障がい者福祉の推進につきましては、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づくサービス提供体制の確保と障がい者本人の意向を尊重したサービス等利用計画の作成、定期的なモニタリングにより、障がいのある方が安心して暮らすことができるよう、総合的な相談・支援の充実に取り組んでまいります。

障がい者の雇用対策につきましては、就労希望者の職場定着のため、障がいへの理解を深めるための啓発を行い、障がい者雇用促進事業の活用により、雇用促進を図ってまいります。

【社会保険】

＜国民健康保険事業＞

国民健康保険につきましては、北海道における統一保険税率を見据え、北海道国民健康保険運営方針に基づき、保険税の平準化に向けた税率の見直しを行ってまいりました。

子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の保険税均等割額の5割軽減や、産前産後相当期間分の保険税所得割額と均等割額を減免しておりますが、北海道や町村会等と連携を図り、軽減対象年齢の引き上げや財政支援の拡充について、様々な機会を通じて国に訴えながら、国保事業が円滑に運営できるよう努めてまいります。

特定健康診査につきましては、健診料金の無料化や健診項目の充実、受診勧奨通知の工夫を行いながら実施しておりますが、受診率は低い状況にあります。このことから、新たに「国保とくもり健診事業」として、特定健診受診者や特定保健指導の目標達成者へ特典を付与する事業を実施し、集団健診のほか町内医療機関による個別健診やかかりつけ医によるみなし健診を増やすとともに、より一層受診勧奨を強化し、受診率向上を図ってまいります。

また、生活習慣病重症化予防事業や適正服薬を促す介入事業、ジェネリック医薬品の使

用促進等に取り組み、医療費適正化を図ってまいります。

<介護保険事業>

「第9期介護保険事業計画」が最終年次となることから、令和9年度を始期とする新たな計画を策定してまいります。

高齢化率の上昇と要介護認定者の増加が予想される中で、利用者のサービスの質を確保するとともに、地域包括支援センターをはじめ介護関連事業所や医療機関との連携・協力を一層強化して、相談対応の充実と早期支援を促進し、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

認知症高齢者への対応も重要な課題であり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けた取組として「認知症カフェ」の継続・充実と「認知症ケアパス」の普及・啓発を継続してまいります。

高齢者の日常生活上の支援を行うために引き続き生活支援体制の整備に向けた「生活支援サポーター」の養成や「生活支援サポーター活動支援事業」の実施等、地域支援事業の実施体制の充実に取り組んでまいります。

<後期高齢者医療制度>

後期高齢者医療制度につきましては、窓口での対応や保険料の徴収等を行っておりますが、北海道後期高齢者医療広域連合や関係機関と連携を図り、制度の周知や円滑な事業運営に努めるとともに、健康寿命の延伸のため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進してまいります。

【農林業】

<農業>

農作物においては、高温障害などの影響により一部で収量が減少したものの、米の好調な販売が下支えとなり、農作物全体の販売額は昨年を上回る結果となりました。一方、酪農や畜産においては、飼料費や燃料費などあらゆるコストが上昇していることから、厳しい経営環境が続いておりますが、販売額については昨年と同水準を維持しております。JA新はこだて森営農センターにおける農産物の販売額につきましても、引き続き昨年と同水準を保っております。

本年度におきましても、次代の農業担い手の確保や生産基盤の維持といった課題の解決に向け、関係機関と連携しながら取組を継続してまいります。

また、世界的な食料価格の高騰や気候変動による生産リスクの増大、さらには農業担い手不足といった深刻な課題に対応するため、持続可能な食料システムの構築と、生産から消費に至る各段階における合理的な価格形成の実現を目的とした「食料システム法」が、令和8年4月から施行されます。現在、国においては運用開始に伴う計画認定制度がすでに開始されていることから、これらの支援策が地域において有効に活用されるよう、町としても普及啓発に努めてまいります。

畑地かんがい施設の長寿命化につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業およ

び道営水利施設等保全高度化事業を活用し、計画的に補修や更新を進めてまいります。

さらに、ヒグマやエゾシカによる農業被害の軽減対策をはじめ、農業販売収入の減少を補填する収入保険への加入促進、荒廃農地の再生、新たな地域特産品の開発に向けた六次産業化の支援、新規作物導入へのサポートなどに引き続き取り組んでまいります。加えて、畜産分野においては、付加価値向上と販路拡大を図る観点から、畜産加工におけるハラル対応商品の開発について、関係事業者と検討を進めてまいります。あわせて、食農学分野における大学との連携強化にも継続して取り組んでまいります。

また、町内のトマト生産者の負担軽減を図るため、北斗市に設置される広域トマト共選施設整備事業への支援を行うとともに、町と関係機関で構成される森町営農指導対策協議会に対する支援も引き続き継続してまいります。

昨年度より実施しております地域農業者との意見交換会では、多様な声を伺うことができ、地域農業が抱える課題と将来の可能性を再認識する貴重な機会となりました。「十年後を見据えた話し合いの場が大切である」という拓殖大学北海道短期大学・山黒学長のお言葉を踏まえ、地域自らが目標を設定し、その強みを活かした取組を継続していくことが、地域農業の持続的な発展につながるものと確信しております。行政といたしましても、これらの提言を踏まえ、地域と共に歩む具体的な施策を、今後も計画的に推進してまいります。

＜林業＞

本町の林業を取り巻く環境は、人口減少を背景とした住宅着工数の減少や、エネルギー価格高騰による木材加工コストの上昇など、厳しさを増しております。一方で、脱炭素社会の実現に向け、森林が持つ二酸化炭素吸収機能や資源循環の役割が改めて注目されております。

こうした状況を踏まえ、森林の多面的機能を最大限に活かしながら、計画的な森林整備と木材利用の推進により、持続可能な林業・林産業の振興に取り組んでまいります。

また、有害鳥獣の増加により、苗木の食害や樹皮の剥ぎ取りなど、森林の生育環境に影響を及ぼす状況が継続しております。

有害鳥獣被害防止につきましては、「森町鳥獣被害対策実施隊」を中心に対策を進めてまいりましたが、ヒグマをはじめとする危険鳥獣の出没が増加し、人身被害への懸念も高まっております。

本年度におきましては、「森町緊急銃猟マニュアル」に基づき、必要な装備や資材を整備し、迅速かつ安全な捕獲体制の確立を図るとともに、箱わなの導入などにより影響の抑制に努めてまいります。併せて、若手ハンターの育成に向け、「狩猟免許等取得助成金制度」を継続してまいります。

人口減少や高齢化の進行により、林業・林産業における担い手不足が深刻化する一方、伐期を迎える森林資源が増加していることから、計画的な伐採と活用を一体的に進めていく必要があります。

非住宅分野を含めた木造化の推進に向けては、森町モデルの取組として、もり保育所における「森町トラス」の実証や耐力壁実験を行い、一定の知見を得ることができました。本年度は、これらの成果を整理し、次の段階への展開準備を進めるとともに、道総研森林研究本部と連携し、計画的な森林管理と安定的な木材供給を推進してまいります。

また、道南地域において拡大するナラ枯れ被害への対応として、ミズナラをはじめとする広葉樹資源を価値ある形で循環させる取組を進めてまいります。国の地方創生伴走支援官の支援を受けながら「森町洋酒樽プロジェクト」を推進し、既存事業者の知見と設備を活用した製造体制の構築や販路開拓を通じて、地域内で完結する産業モデルの確立を目指すとともに、今後の国の支援制度の活用も視野に入れた取組を進めてまいります。

さらに、地域おこし協力隊や地域おこしインターン制度を活用し、都市部の若年層を積極的に誘致することで、林業・木材産業の担い手確保と地域活性化を進めるとともに、「炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクト」補助金についても継続してまいります。

＜森林環境事業＞

「森林環境譲与税」の活用につきましては、次世代に引き継がれる森林づくりと人材育成を一体的に進める観点から、木育の推進、担い手育成、若年層の実践拠点整備を柱として取り組んでまいります。

町内小学校教諭で構成する「森町木育ワーキンググループ」を中心に、小学校3年生から6年生を対象とした木育プログラムを実施してまいります。また、駒ヶ岳地区において植樹活動と座学を行い、森林の再生や資源循環の重要性を学ぶ機会を創出いたします。座学では、E N E O S株式会社および日本生命保険相互会社の取組紹介を通じて、企業との連携による森林環境教育を推進してまいります。

さらに、北の森づくり専門学院や森高等学校と連携し、見学・実習・授業を通じて次代を担う人材の育成を図ってまいります。また、若年層担い手育成施設「i r o M o r i」を拠点として、地域おこしインターンや学生を対象に、木材加工に特化した実践的なプログラムを作成してまいります。このプログラムには、洋酒樽制作をはじめとした木材加工や製造工程への参画を組み込み、森町の新たな林産業に直接関わる学びの機会を提供することで、将来的な担い手確保や関係人口の創出につなげてまいります。

加えて、カーボンニュートラルの実現に向けたJークレジット事業につきましては、森林整備の成果を基盤として適切なモニタリングと検証を行い、制度に基づく認定手続きを進めるとともに、森林の二酸化炭素吸収機能を定量的に評価し、脱炭素に資する取組としての信頼性確保を図ってまいります。

【水産業】

当町の基幹産業の1つであります漁業の状況ですが、昨シーズンに目を向けますと、養殖ホタテにおいては、水揚げ量も好調の中、単価におきましても高値で取引され、一昨年の高値を上回る状況となっておりますが、令和6年の稚貝採苗不良の影響により、今シー

ズンの水揚げの減産が見込まれております。そのため、令和7年における稚貝確保が最大の課題となっておりましたが、夏から秋にかけての稚貝分散作業はほぼ順調に進められ、生育や生産量も好調となっております。

また、漁船漁業においては、海洋環境の変化などによって、回遊魚の来遊に変化が生じ、スケトウダラやボタンエビ等の漁獲量が依然として低迷し、とりわけサケ漁につきましては、記録的な不漁となっており、今後も厳しい状況が続くものと危惧しております。

このような背景を踏まえ、森漁業協同組合においては、民間事業者と連携して、森町海域におけるサーモン養殖事業の実施検討に向けた調査に着手することなどから、より一層「つくり育てる漁業」へのニーズが高まっている状況にあります。このため、町といたしましてもサーモン養殖を計画する民間事業者への情報提供や協力体制の構築を推進するとともに、引き続き前浜における水産資源の維持・増大を目指して両漁協がそれぞれ取り組む「コンブ投石事業」、「稚ナマコ放流事業」、「ホタテ稚貝放流事業（砂原漁協）」について、本年度も支援を続けてまいります。藻場の回復などを目的に進めてまいりました「水産業サステナブルチャレンジ事業」につきましては、一定程度の成果を踏まえ本年度も引き続き進めてまいります。

また、ブルーカーボンに関する協定を締結した北海道電力株式会社につきましては、昨年より地域内で製造した藻礁ブロックの試験に取り組んでおり、地域内での資源循環も促進してまいります。

近年、海洋の光合成生態系を活用したブルーカーボンへの注目が高まっている一方で、貝類、甲殻類等の石灰化生物による鉱物的炭素固定にも評価が集まりつつある中、その取組に注視し、当町のホタテ貝殻適用の可能性について探ってまいります。

また、当町の課題でありますホタテ貝殻の再利用に関しましては、貝殻をパウダー化することで様々な用途への可能性が広がっております。昨年度は、北海道経済連合会の協力のもと電気関連企業と連携し、貝殻入りケーブルトラフの製品化に至っているところであり、尚且つ、プラスチック製品の原料としての活用も可能な限り促進してまいります。さらには、ホタテパウダーを主体とした排水の水質改善試験に取り組み、当町水産系施設の負担軽減に努めるとともに民間企業との連携により商品化を図り普及啓発に努めてまいります。

産業振興と地域防災の両面で重責を担う森港湾並びに第3種砂原漁港につきましては、漁業活動や有事の際を見据えた安全性や利便性に配慮した機能が求められております。今後も森・砂原両漁協と連携しながら、関係省庁に対してより一層の財源確保や新たな視点での財源措置について強く要望してまいります。

また、石倉から沼尻までの第1種漁港は5港全てで施設の老朽化が著しく、管理者である北海道が事業主体となり、漁港内照明灯のLED化も含め、計画的に漁港機能の保全に伴う工事を進めているところであります。本年度も石倉漁港と沼尻漁港の浚渫のほか、沼尻漁港の腐食岸壁補修工事に着手してまいります。

【商工業】

原材料費・エネルギーコストの高騰や円安を背景とする物価上昇により収益が圧迫される中、最低賃金の大幅な引き上げが追い打ちをかけ、商工業者の皆様を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

町では、継続的な地域経済対策として、昨年度は「さくら商品券」及び「建設商品券」の発行を支援し、町内需要の喚起と景気浮揚に努めてまいりました。本年度におきましても「もりまち応援券5」を発行し、引き続き地域経済の活性化に取り組んでまいります。

後継者不足による廃業への対策として、昨年度実施したアンケート調査結果に基づき、実効性のある課題解決に着手いたします。具体策として、関係機関との緊密な連携体制の構築を図るほか、より活用しやすい補助制度への見直しを検討し、円滑な事業承継を後押ししてまいります。引き続き、森商工会議所及び森町さわら商工会と足並みを揃え、町内商工業の活性化に邁進いたします。

また、地域特産品の開発・販路拡大に向け、国や道と連携し、支援に努め、商工業振興や当町の知名度向上へと繋げてまいります。

【雇用・就労】

少子高齢化による生産年齢人口の減少により、当町におきましても働き手の確保が困難な状況が続いております。一方でフィリピン・ア克兰州では若年層の人口増加と失業率増加の課題を抱えております。このような状況を改善するため、フィリピン・ア克兰州と連携協定を締結し、人材を受け入れることで、双方の課題を解決し、森町の人材不足を補うだけでなく、若年人口の増加と地域の活性化を図るとともに、（本国の家族と一緒に町内で暮らすには、どのような生活環境が求められるのか）に関して検討してまいります。

また、町内における創業を促進し、賑わいの創出と産業の活性化を図るため、町独自の「創業支援事業補助金」を継続し、新たな挑戦を志す事業者への支援を力強く推進してまいります。

【観光産業】

滞在型観光へのニーズが定着し、道南圏への注目が依然として高い中、当町においても昨年度上半期の観光入込客数は57万1千人と、令和6年度上半期より2万人以上増加し、前年度をさらに上回る勢いで推移しております。インバウンドを含む多様な客層の流入が顕著となる中、こうした動きを一過性のものとせず、町内各所の魅力を結び付けた『点』から『線』、さらには滞在による『面』へと観光の展開を広げることで、交流人口の拡大を確固たるものとしてまいります。そのため、更なる観光客の増加と、地域の特産品や移住検討者への魅力発信につなげる取組として、デジタルを活用した情報発信を引き続き積極的に導入してまいります。

観光入込客数の増加により受入体制の強化が求められる一方、観光ボランティアの高齢化などにより担い手の確保が需要の拡大に追いついていないことから、新たな観光資源の発掘と担い手確保のため、新たに地域おこし協力隊を1名配置したところです。移住者な

らではの柔軟な感性と客観的な視点を活かし、既存の観光資源の磨き上げやデジタルツールを用いた情報発信を期待しております。今後も、地域住民と移住者が共創する形で、持続可能な観光振興を積極的に推進してまいります。

また、沖縄県久米島町と森町との間で、町内の民間事業者主導で行われてきたパークゴルフ交流が昨年で5周年を迎えました。1月は沖縄県久米島町、6月には北海道森町でそれぞれパークゴルフ大会を民間事業者が開催し全国各地から愛好家が両町を訪れております。両町の関係団体同士の連携を推進し、沖縄と北海道のコラボレーションを活かした両町間での観光コンテンツ造成を促すことで、さらなる観光入込客数の増加につなげてまいります。

青葉ヶ丘公園およびオウニシ公園には、樹齢百年を超えるソメイヨシノをはじめ、本町固有種を含む約三十品種の桜が咲き誇り、地域の貴重な財産となっております。これら希少な桜を次世代へ確実に引き継ぐため、樹木医の知見に基づいた高度な管理体制を維持するとともに、計画的な剪定や樹勢回復措置を講じるなど、桜樹育成の適正化に向けた取組を戦略的に推進してまいります。

環駒ヶ岳広域観光協議会につきましては、森町が事務局を担当して2年目となります。七飯町・鹿部町との結束を一層強固なものとし、三町の共通資産である「駒ヶ岳」のブランド価値最大化に向けて邁進してまいります。

これまでに発掘した一次産業や製造業の魅力を「環駒ならではの」の体験価値として再定義し、戦略的なプロモーションを展開することで、域外へのブランド認知度を飛躍的に高めてまいります。

併せて、デジタル技術の活用による周遊性の向上や、地域が一体となった受け入れ態勢の充実を図ることで、「環駒」を単なる通過点ではない、選ばれる「滞在型観光エリア」として確立し、その波及効果を地域経済の持続的な活性化へとつなげてまいります。

道の駅「YOU・遊・もり」再整備につきましては、策定される基本計画を基に、基本設計策定に向けた準備を進めてまいります。

【ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業】

ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業につきましては、令和7年度途中（12月末時点）の集計で、全国各地から約12億円の寄附金が寄せられ、地域の事業者による多大なるご協力のもと、寄附を賜ることができました。

当町を応援していただいた皆様には、感謝とお礼を申し上げます。

当町の恵まれた地域資源を最大限活用した当事業が、地域経済の活性化、地域産業の振興に大きく貢献していると考えております。

引き続き、より多くの方々に当町の魅力を知っていただくため、返礼品開発や返礼品提供事業者の発掘、情報発信や都市圏で開催されるイベントへ参加し、リピーター獲得戦略に力を入れ、地域の事業者とともに連携を図りながら創意工夫を重ね、さらなる寄附額の向上を目指し、「応援したいと思う自治体」となるよう事業を推進してまいります。

【環境保全・衛生】

＜廃棄物処理関係＞

ごみ処理に関しましては、町民の皆様のご協力により、リサイクルプラザ・最終処分場とも十分にその機能を発揮しており、環境への負荷も軽減されております。今後も引き続き効率的な運営を図るとともにごみの減量化と再資源化に努め、3Rを推進し循環型社会の形成を目指してまいります。

不法投棄につきましては、大型ごみは減少傾向にありますが、依然として通りすがりの空き缶やペットボトルなどのポイ捨てが後を絶ちません。不法投棄は、自然環境を損なうばかりではなく、地域住民の生活環境も害し、環境保全の妨げとなります。

今後も不法投棄は絶対許さないという強い意志をもち、未然防止の啓発として、監視カメラやのぼり・看板等を設置するとともに、森警察署と連携し、パトロールを強化してまいります。

高齢者世帯等ふれあい収集事業につきましては、開始から9年目となり、事業も浸透し利用者も増え、順調に推移しております。本年度も引き続き広報・ホームページ等での周知はもちろん、社会福祉協議会や介護支援施設を通じ、ケアマネージャーやホームヘルパーの協力も得ながら高齢者世帯等の在宅生活支援のため、さらなる事業の充実を図ってまいります。

高齢者世帯等に対する有料での粗大ごみ戸別収集事業につきましては、利用者も増え、順調に推移しております。今後も広報・ホームページ等を活用しながら広く周知し、さらなる事業の充実を図ってまいります。

町内会支援のごみステーション等譲与事業につきましては、町内会からの要望を受け、老朽化が著しいごみステーションを順次更新しております。本年度も衛生環境の充実を図るため、継続して実施してまいります。

し尿処理に関しましては、汚泥再生処理センターにて順調に処理を行っており、衛生環境の充実を図るため、適切な処理、施設の維持管理に努めてまいります。

＜斎場・墓地＞

墓地及び合葬墓につきましては、適正な管理、運用に努めてまいります。昨年から継続して進めている森町葬苑改修工事につきましては、令和8年10月の業務再開に向けて、準備を進めてまいります。

また、今後も安心して利用いただけるよう、火葬炉等の適正な維持管理に努めてまいります。

【地域新エネルギー】

地球温暖化の影響による異常気象が世界中で激甚化・頻発化している状況にある中、持続可能な地域を目指して「森町気候非常事態宣言」と「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しております。今後も町民一体となって温室効果ガスの削減に取り組み、安心して暮らすことができる環境づくりを推進してまいります。

また、森町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設への地域新エネルギーの導入について積極的に検討すると共に、脱炭素に対する町民への啓蒙活動と普及促進を兼ねて、住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池の設置者に対する費用の一部を助成する補助金制度を引き続き実施してまいります。

地域における再生可能エネルギー事業の展開は、各地域の様々な事情に即した計画策定や情報公開が求められます。資源輸入が必要な日本国において、エネルギー地産の重要性は日を追うごとに高まっており、その一翼を担う再生可能エネルギー発電事業には、正しい知識と理解が求められます。町としても今後も引き続き関連法規を整理し、事後トラブルの発生を未然に防ぐ仕組みの構築を検討してまいります。

【住宅・宅地】

＜町営住宅＞

「森町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、みどりヶ丘団地4号棟及び度杭崎団地B棟の屋根外壁等改修工事、みどりヶ丘団地5号棟から9号棟までの非常用照明のLED化や電気温水器の高効率化といった設備機器の更新のため、省エネ改修実施設計に取り組んでまいります。

今後も計画的な修繕・改修に取り組み、施設の長寿命化と住環境の整備に努めてまいります。

＜空家等対策＞

「森町空家等対策計画」に基づき、適正管理の啓発に努めるとともに、所有者に対して、助言・指導を行ってまいります。

特に危険な空家を除却する場合には、所有者の自発的な除却を促進するため、費用の一部を助成する補助金制度を引き続き実施してまいります。

＜定住対策＞

地方への移住志向から二地域居住等へ傾向が変遷している時代の流れを捉えながら、ニーズやターゲットを意識した取組を展開してまいります。

具体的なビジョンとして、移住体験事業を通じて若い世代や都市部からの移住・定住を目標に掲げながら、豊かな自然環境を活かした定住対策用地の分譲を継続するとともに、ふるさと住民登録制度などを活用した関係人口の創出に努めてまいります。

また、地域おこし協力隊も積極的に受け入れ、それぞれの分野で活動・活躍できるようなサポート体制を継続しつつ、任期終了後の定住や起業などを見据えた町内事業者との橋渡しについても注力してまいります。

さらには、包括連携協定を締結している大学からのインターンシップ事業などを通じて若年層の関係人口の増大を図るとともに、当町を訪れた学生と協力隊が移住フェア等へ参加することで魅力を伝える相乗効果を生み出し、共感する若者世代を呼び寄せる波及効果を高めながら、移住や二地域居住先として選んでいただけるよう努めてまいります。

【公園・広場・緑地】

青葉ヶ丘公園などの都市公園につきましては、「森町公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具及び施設の修繕や改修を行ってまいります。

また、その他の公園・広場につきましても、老朽化した施設を計画的に改修し、芝の管理や樹木の整枝など、適切な維持管理に努め、憩いの場を確保するとともに、観光資源である桜の保存や長寿による老化にもしっかりと対応してまいります。

【上・下水道】

＜水道事業＞

水道事業につきましては、適切な資産管理を推進し、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、配水管の耐震化に伴う更新工事、その他の施設整備や維持管理を行い、持続可能な事業運営の構築を目指してまいります。

＜下水道事業＞

下水道事業につきましては、森浄化センターの機械・電気設備の更新工事に係るストックマネジメント計画を策定いたします。

引き続き下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進に取り組み、効率的な施設の運営及び修繕整備を行い、下水道普及率、接続率の向上に努めてまいります。

【道路・交通】

国道5号の赤井川地区における片側2車線化につきましては、引き続き七飯町と連携して、国に対し強く要望してまいります。

また、駒ヶ岳地区におきましても国道5号の交通安全施設等の整備促進のため、中央帯整備等の早期完成を国に対し引き続き要望してまいります。

本年度の道路事業につきましては、継続的な舗装補修工事とともに昨年度完成しましたもり保育所前の町道を舗装補修いたします。また、側溝や雨水桝などの排水整備工事を実施し、道路及び排水施設の維持管理・整備促進に努めるとともに、橋梁点検事業につきましても、5年に1度の法定点検が3巡目を迎え、町道橋の長寿命化を図るための点検を実施してまいります。

さらに、円滑な除雪作業や大雨等の状況把握を目的とした気象状況監視カメラの設置を継続して行なってまいります。

【港湾】

国の直轄港湾事業につきましては、昨年より新川東の護岸整備に着手しておりましたが、昨年秋の波浪によって本港防波堤西胸部が一部破損し消滅している状況から、今般早急に設計業務が進められてきました。本年度は工事着手となりますので、引き続き復旧工事が早期完了するように関係省庁と連携を密にしております。

また、昨年着手しました本港－5.5m岸壁改修につきましては、本年度も国の港湾メンテナンス統合補助事業を活用し、矢板鋼板防食工事を実施いたします。

港湾管理者としましては、引き続き、北海道開発局との連携強化を深めるとともに、国

会議員や関係省庁に対する要請活動等にも精力的に参加し、予算規模の拡充・拡大につながるよう努めてまいります。

近年、町や港を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、防災・耐震化の強化、衛生管理型施設における水産物の供給、港を核とした輸出入、観光振興、さらにはカーボンニュートラルへの対応など、多岐にわたる機能が求められ、港の役割はこれまで以上に重要となっております。平成9年度に作成した森港長期構想の基で港湾内の狭隘化や施設の老朽化の整備を進めてまいりましたが、この構想が概ねの終期を迎えるにあたり、時代の要請に応える新たな「森港長期ビジョン」を策定いたします。本ビジョンでは、今後の森港のあるべき姿と目指す方向性を定め、港整備が森町の産業に影響を与え、まちづくりの核となるよう取り組んでまいります。

以前より、森港を活用した賑わいの創出においては、室蘭市との森蘭航路クルーズでの振興を進めてまいりました。これに加え昨年、当町と室蘭市、観光船を運航するスターマリン社の3者によって、災害時に森蘭航路を活用して人員や物資を輸送するための災害協定を締結いたしました。これにより森港を活用した安心安全なまちづくりを推進してまいります。

【地域情報・通信網】

A I（人工知能）技術をはじめとする社会のデジタル化が急激に進む中で、社会全体のD X（デジタル・トランスフォーメーション）が求められております。当町におきましても、引き続き「森町D X推進計画」に基づきデジタル化の推進を図るとともに、デジタル社会の恩恵を誰もが享受できるよう、スマートフォンの活用に不安を抱いている方を対象とした教室の開催などを通じて、デジタル活用に対する不安解消と利便性の向上に、継続して取り組んでまいります。

また、町が整備した光ファイバによる高速インターネット通信網につきましては、将来に渡り町民の皆様へ安定したブロードバンドサービスを提供するため、民間移行に向け検討を進めてまいります。

【防災・消防・救急】

＜河川・海岸＞

自然災害防止対策として継続して行っております「尾白内川」の護岸整備につきましては、引き続き計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

さらに、町内にある河川において流れを阻害している堆積土砂、倒木・立木の除去について緊急浚渫推進事業を活用しながら、近年の集中豪雨等に対する予防保全に努めてまいります。

また、海岸の背後に集中して暮らす方々の生命や財産を守るため、各地区の海岸整備事業の継続をはじめ、侵食防止や護岸の老朽化対策について、関係機関に整備要望を行なっております。

＜防災＞

地震や津波、豪雨等の災害が全国各地で頻発する中、自然災害に対する備えを強化するとともに、企業や近隣自治体との協力体制を築き、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。このような状況を踏まえ、昨年度は3社の企業と物資供給や一時避難場所利用に関する協定を締結したほか、八雲町並びに長万部町と「駒ヶ岳噴火災害における広域避難に関する協定」を締結し、強固な協力体制を構築しております。

今後、甚大な被害が想定される日本海溝・千島海溝地震に伴う津波対策につきましては、津波避難計画の改訂を通じて避難条件等の見直しを行い、実効性の高い対策を推進するとともに、備蓄品や防災資機材の計画的な整備を進め、関係部署が一体となって避難所の生活環境改善に取り組んでまいります。

避難行動要支援者に対する支援につきましては、「自助」「共助」の意識醸成を図るとともに、個別避難計画の策定を通じて、町内会や関係機関と協力し、地域の実情に即した取組を検討し、推進してまいります。

また、自主防災組織の育成や防災士等の養成を推進するとともに、駒ヶ岳火山防災事業をはじめとする各種防災事業への参加を促し、地域全体の防災力を高めてまいります。

さらに、北海道駒ヶ岳火山防災協議会を構成する関係機関と緊密な連携を図り、継続した火山防災対策の推進に取り組んでまいります。

<耐震>

民間住宅の耐震化促進のため、社会資本整備総合交付金を活用した木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度を継続し、耐震対策を促進してまいります。

<消防・救急>

近年、全国各地で大規模、激甚化となる災害が頻発しており、「南海トラフ地震」や「日本海溝・千島海溝地震」、「首都直下型地震」など地震津波に対する消防の応援対策が進められております。加えて、豪雨による洪水や、大規模な山林火災なども日本各地で発生しており、消防の果たす役割、活動はより一層重要なものとなっております。

町民の皆様が引き続き安心して暮らせるよう、消防、救急、救助活動における装備を拡充するとともに、マイナ救急導入による救急体制の強化を図ってまいります。

併せて、必要な資格の取得や継続的な訓練を通じて職員の知識、技術の維持向上に努めます。

また、気象状況に応じて林野火災注意報、林野火災警報を発令し、住民へ火の取扱いについて予防広報を行ってまいります。

さらに、災害に対する緊急消防援助隊や北海道広域応援などの応援、受援対策についても進めてまいります。

消防団につきましても、引き続き入団促進の広報活動を行い、車両の更新整備、安全装備品、資機材の充実強化を進めるとともに、各種訓練、研修会を通じて知識、技術の向上を図り、消防団を中核とした地域防災力の充実、強化を推進してまいります。

【交通安全】

交通安全運動の効果を最大限に発揮するためには、町民一人ひとりが交通ルールの遵守や、思いやりのある交通マナーの実践を主体的に行うことが重要であります。本年度も継続して関係行政機関や団体等と緊密に連携し、車両や自転車、歩行者のマナー向上を図る取組を実施してまいります。

また、各期別運動を軸に「子供と高齢者の安全確保」、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウン」など交通安全運動重点項目の推進を図るとともに、幅広い層への「交通安全教育」を実施してまいります。

さらに、交通安全施設等整備事業により交通環境の充実に努め、交通事故の防止に努めてまいります。

【地域公共交通】

生活路線バスの減便等によって、町民の日常生活の移動手段に影響を与えることから、本年度も濁川線、駒ヶ岳・赤井川線及び砂原線の森町地域公共交通バスを運行してまいります。

利用者のニーズや地域の意見に耳を傾けながら、多角的・多面的な視点で課題を整理し、持続可能な地域公共交通のあり方について森町地域公共交通会議で議論を重ねるとともに、根幹となる現行の森町地域公共交通計画が本年度で終期を迎えることから、総括や検証を含め次期計画の策定に着手してまいります。

また、北海道新幹線の札幌延伸が大幅に遅れることとなりましたが、ＪＲ北海道から経営分離される函館長万部線の方角性につきましては、北海道新幹線並行在来線対策協議会渡島ブロック会議にて本質的な課題をより一層掘り下げることとなりますので、タイミングを逸することなく地域の代表として声を上げてまいります。

【広報・広聴、町民参画】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、情報共有と町民参画を図ることが重要であります。

行政情報を伝えるツールとして広報紙やホームページ、ＳＮＳを活用しておりますが、年々増加傾向にある外国人実習生に向けて、本年度から試行的にインターネット上での広報紙の多言語化等に取り組んでまいります。

また、町政運営を担ううえで対話の機会は非常に貴重でありますので、率先して広聴の場に出向き真摯に耳を傾けてまいります。

町内事業者と町が連携して取り組むロゴマークを活用した地域ブランドの推進につきましては、今後も道内や首都圏でのイベントなどに出展し、町と特産品を来場者へ積極的にＰＲしながら、森町ファンの新規開拓とリピーターの確保に向けて、根気強く継続してまいります。

更には、町民自らが発想・発案する「まちづくり」、「ひとづくり」などの地域活性化に繋がる取組に対し、わがまち振興事業により支援してまいります。

【自治体経営】

近年の物価高騰は、行政運営に深刻な影響を及ぼしております。特に公共施設における光熱費や委託料、建設事業費の上昇による施設維持費の高騰が顕著であり、このことが財政の硬直性を高めております。そのような状況でも、産業の振興や福祉の充実など町民満足度の高いまちづくりを進めていかなければなりません。

このため、現在の財政状況や行政運営の実態を分析し、収支構造上の課題を聖域なく明確にしたうえで目標値を設定し、その目標値に基づき事務事業の見直しや歳入の適正化など、実効性のあるアクションプランを策定し進めていく必要があります。こうした取組を踏まえ、行財政改革を確実に実行することで、既存事業の見直しや優先順位付けを通じて財源と人材を捻出し、施設整備のみならず、産業振興や福祉、子育て、教育の充実など、町民にとって重要な分野への投資を実現できる財政状況を作り上げてまいります。

＜新森町史の編さん＞

合併20周年を機に着手した町史編さん事業につきましては、令和13年度の完成を目指し、編さん作業を継続してまいります。

＜第3次森町総合開発振興計画＞

まちづくりの最上位計画となる第2次森町総合開発振興計画が令和9年度で終期を迎えることから、本年度から次期計画の策定に着手してまいります。

現計画につきましては、策定後10年間の将来像となる「基本構想」を理念として掲げ、課題解決に向けた施策としての「基本計画」を整理し、具体的な事業を網羅した「実施計画」のピラミッド型の三層構造であります。次期計画は少子高齢化の加速や頻発する自然災害など、目まぐるしい環境や状況の変化にも対応でき得るよう、確固たる理念を軸に据えつつも、社会情勢に合わせて柔軟に施策を組み替えられる、新たな「町の羅針盤」を目指してまいります。

また、まちづくりを議論するうえで重要なウエイトを占める人口ビジョンも策定から10年が経過しておりますので、昨年行われた国勢調査の結果などを踏まえながら、改定に向けて取り組んでまいります。

＜森町創生総合戦略＞

森町総合開発振興計画の下位に位置付けられ、人口減少や少子高齢化に特化した第3次森町創生総合戦略が令和7年度からスタートし、基本目標のもと様々な施策に取り組むことにより、子どもから大人まで生涯にわたって住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを目指してまいります。

町内の産官学金労などのメンバーで構成する森町創生総合戦略策定推進委員会では、企業版ふるさと納税の対象となる登載事業について、PDCAサイクルによりブラッシュアップを図るとともに、行政だけでは見落としがちな地域の課題に対する町民視点での新たな施策の掘り起こしに努めてまいります。

企業版ふるさと納税制度につきましては、登載事業に魅力を感じて寄附を頂戴する制度

でありますので、目を引く施策を前面に掲げて町から寄附企業様を募るマッチング方法について検討してまいります。

また、中心市街地の賑わいの維持・継続（まちづくり）、地域おこし協力隊や新規起業家等のひとへの支援（ひとづくり）、課題解決と新たな価値創造（しごとづくり）を官民共創の力で実現するために、森町創生総合戦略策定推進委員などのご意見を拝聴しながら、次世代に責任を持って引き継げる地域づくりに取り組んでまいります。

Ⅲ 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

第2次森町総合開発振興計画を基本に、本年度も各個別計画に基づき施策を展開してまいります。それぞれの分野で課題は山積しております。

町民一人ひとりが幸せを実感しながら暮らすことができるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様、並びに町議会議員皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町政執行方針の表明を終わります。

ここで11時20分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（毛利繁和君） 令和8年度教育行政執行方針

I はじめに

令和8年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の森町教育委員会所管行政の主要方針について申し述べます。

現代社会は、国際秩序の不安定化、気候変動に伴う自然災害の激甚化、産業構造の転換、少子化・高齢化の加速、さらには生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な進展など、複合的な要因が相互に作用し、不確実性が一段と高まっています。こうした環境下では、一人一人が主体的に学び続け、変化を捉え、未来を構想する力を育むことが不可欠です。

多様な価値観をもつ他者との対話を通じて相互理解を深め、既存の枠組みにとらわれない発想を受容し、協働的に課題を解決する能力は、これからの社会を支える基盤の素養です。価値観の更新を厭わず、柔軟に学び続ける姿勢こそが、町の持続的発展を支えるものと考えます。

森町教育委員会は、生涯学習を支える環境整備を進め、町民の皆様が多様な人々とつな

がり合い、学び合いながら、幅広い知識と教養を涵養し、豊かな人格を形成し、「社会の創り手」として活躍できるよう、教育・人づくりの推進に取り組みます。

Ⅱ 幼児教育・学校教育推進の基本姿勢

教育の目的は、一人一人の人格の完成を目指し、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質・能力を備え、心身ともに健全な人間を育むことにあります。次代を担うこどもたちは、急速に変化する社会を生き抜くため、生涯にわたり主体的に学び続け、多様な価値観をもつ他者と対話し、協働する経験を積む必要があります。

この理念を踏まえ、森町の幼児教育・学校教育を推進します。

Ⅲ 幼児教育・学校教育の主要な施策の展開

1 学び続ける力を育む教育の推進

こどもたちの可能性を伸ばすためには、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に加え、それらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を涵養することが重要です。個性を尊重し、多様な他者との協働を促す教育の充実が求められます。

これらの力を育成するためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現が不可欠です。各幼稚園・学校の教育課程は、世界的視野、地域とのつながり、未来志向の観点を踏まえ、不断の編成・実施・評価・改善のサイクルを確立する必要があります。教育委員会は、このサイクルが確実に機能するよう支援を行い、こどもたちの学び続ける力の育成を後押しします。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な教育段階です。幼稚園教諭の研修機会を拡充し、専門性向上を図るとともに、小学校との円滑な接続を一層推進します。各小中学校管理職・教諭に対する研修も引き続き奨励し、学校経営の質向上を支援します。

特別支援教育については、専門性向上のための研修体制を強化し、教育相談の充実、特別支援教育支援員の配置など、学校の実情に応じた支援体制を整備します。通級指導教室・特別支援学級の充実、ICTの活用促進にも取り組みます。

医療的ケアが必要な園児・児童生徒が安心して教育活動に参加できるよう、必要に応じて看護師を派遣します。

2 豊かな心と健やかな体の育成

こどもたちの健全な心身の成長は教育の根幹です。道徳教育では、多様な他者との協働を通じて自己の存在価値を実感し、教師がこどもの成長を積極的に認め励ますことで、自己肯定感を育むことが重要です。道徳科では、多様な感じ方・考え方に触れ、思考を深め、判断し、表現する力を育成する学習活動の充実を図ります。

情報および情報機器の扱いについては、単なるルール遵守にとどまらず、行動の善悪を自ら判断する力を育むことを重視します。ネット依存やゲーム障害、ネットトラブルの増加が懸念される中、「情報モラル教室」の継続実施や関係機関との連携による啓発を進めます。

読書は、様々な人との出会い、多様な価値観との出会いです。学校と家庭が連携し、読書習慣の定着を図るとともに、学校図書館の環境整備を町立図書館司書と連携して進めます。

「いじめ」や「不登校」など、こどもたちを取り巻く様々な課題については、アンケート調査や教育相談を通じて未然防止・早期発見に努め、関係機関との連携やスクールカウンセラーの助言を生かし、早期解決を図ります。

校内教育支援センターの機能を一層重視し、一人一人に寄り添った支援を行います。ICTを活用した支援も継続します。

児童虐待については、関係機関と迅速に連携し、早期発見と安全確保に努めます。

学校安全では、実践的な防災教育を推進し、正しい知識と適切な行動を身につけさせ、自ら命を守る力を育成します。

学校給食では、衛生管理の徹底、安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供に努め、地場産物の活用を通じて地域の自然・食文化への理解を深め、ふるさとを愛する心を育みます。食育指導を継続し、食物アレルギー対応は家庭と連携して進めます。

令和7年度開始の給食費無償化は継続し、子育て世帯の負担軽減を図ります。収納対策に引き続き取り組み、滞納繰越分の圧縮に努めます。森高等学校への給食提供についても検討を進めます。

3 新時代に対応する学校づくり

令和6年度に導入したAI型ドリル及び電子黒板については、個別最適な学びと協働的学びの実現に寄与しております。ICTを活用した主体的・対話的で深い学びに向けた授業力改善を図るとともに、デジタル技術を活用し教職員の業務量の軽減を進めます。ICTに関する基礎研修・応用研修を行い、質の高い学びの実現を図ります。

ALT（外国語指導助手）を複数配置し、小中学校を通じた実践的な英語教育を推進し、国際感覚の育成を支援します。

教師用の公務用パソコンについて、文部科学省が推奨する長期休業中のテレワーク環境整備及び校務支援システムのインターネット利用に対応するため、令和7年度に策定した教育情報セキュリティポリシーに準拠し、ゼロトラストセキュリティに対応した端末に更新することで、セキュリティ対策を強化し、校務の効率化を図ります。

令和7年度から実施した「森町特色ある学校づくり推進事業」は、各校の創意工夫を生かした教育活動を可能にしました。限定的になりがちな教育活動の脱却が進んでいます。今後も継続し、学校の特色づくりを支援します。

地域クラブ活動と学校部活動のあり方については、森町の実情に応じた検討を進め、「森町地域クラブ活動検討協議会」の知見を生かしながら、指導者資格取得支援やクラブ化の推進を図ります。

教職員のストレスチェックを実施し、集団分析を活用して職場環境の改善と心の健康保持に努めます。不祥事根絶に向け、服務規律研修を継続し、教育公務員としての責任と自

覚を高めます。

森高等学校では、他管内からの入学生を迎え、校外活動や野球部の活躍が地域に活力をもたらしています。北海道教育委員会指定の地域連携校としてT—b a s e（遠隔ライブ配信）を活用した習熟度別授業を実施し、進路ニーズに応じた学習環境を整備しています。議会からの提言を踏まえ、高性能パソコン周辺機器の整備、I T人材育成プログラム、町行事への協力、商品開発など、高校の魅力化を支援します。学生寮運営事業補助金は、事業者が参入しやすいよう増額します。

また、小中学校で実施している特色ある学校づくり推進事業を森高等学校にも拡大します。他課と連携し、森高等学校からの推薦による町役場への就職制度の構築を検討します。

4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

学校施設の長寿命化を計画的に進め、子どもたちの安全・安心を確保します。

長寿命化改修工事を控えている森中学校の熱中症対策については、窓枠エアコンやスポットクーラーを増設し対応します。

森中学校長寿命化改修工事については、実施設計を行います。令和9年度の改修工事实施に向けて、森中学校と教育委員会、工事期間中に間借りさせていただく森高等学校の三者で、森中学校生徒や森高等学校生徒が少しでも教育活動に支障が出ないよう丁寧な調整を行います。

学校運営協議会の活性化を図り、学校と地域の協働体制を強化します。通学路の安全確保や見守り活動、不審者対策については、地域・関係機関と連携し、予防・点検を継続します。

IV 社会教育推進の基本姿勢

「第4次森町社会教育振興中期計画」に基づき、町民の皆様が生涯を通じて主体的に学び、多様な人々とつながり合いながら、豊かで健やかな生活を送ることができるよう、学習機会と情報提供の充実を図り、魅力ある社会教育の推進に努めます。

V 社会教育推進の主要な施策の展開

1 豊かな心とうるおいのあるまちを目指した社会教育の推進

町民の皆様の心豊かで生きがいある生活に資するため、行事等の評価を行いながら、学び合い・つながり合う社会教育を推進します。少子化をはじめとした家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子育てに関する多様な学習機会を奨励するなど、家庭教育の充実に努めます。

地域資源を活用した体験活動、異世代交流・異文化交流につながる活動を奨励し、青少年の社会性、ボランティア精神、郷土への愛着と誇りを育み、まちづくりへの参画を支援します。

二十歳対象の成人式は、参加しやすい形式を工夫し、成人としての自覚を深める機会とします。

女性・高齢者の多様なニーズに応じた学習機会の提供、参加しやすい事業の工夫、各種

団体の支援・育成を進めます。

2 地域に開かれた文化・芸術活動と郷土文化の推進

文化・芸術活動は、人にゆとりとうるおいをもたらし、心豊かな生活の源となることから、文化協会や各種団体・サークルと連携した事業や発表・展示の場の機会創出を図ります。サークル団体等に加え、個人での自主的活動が促進されるよう支援するとともに、質の高い優れた文化・芸術を幅広い世代に提供できるよう努めます。

静岡県森町、青森県外ヶ浜町との友好交流は、内容・方法を検討しつつ継続します。

文化財の保護では、有形・無形の文化遺産を次世代に継承するため、調査・保存・活用を進め、展示・講座・遺跡見学会の他、デジタル技術を活用した発信を行います。

国指定史跡鷲ノ木遺跡については、文化庁との協議を継続し、保存・公開に向けた整備を進めます。世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の関連資産として、追加登録を目指し、見学機会の確保や受入体制整備を進めます。

3 町史の編さん

合併20周年を機に「新森町史」の編さんを開始しました。旧森町・旧砂原町の歴史を継承し、新たな町史の編さんを着実に進めます。

4 幅広いニーズに応える生涯学習拠点施設の充実

老朽化が課題であった森町公民館は、総合的判断により令和8年3月で閉館し、森町さわやかセンター・砂原を代替施設として活用します。森町砂原公民館は、耐震診断を実施し、継続利用の可否を再検討します。

公民館は、生涯学習の拠点です。複合施設建設の検討を進めつつ、地域活動・サークル活動の場として既存施設の維持・運営に努めます。高齢化や参加者減少が進むため、講座・サークル活動は町民の皆様の学習ニーズを的確に把握し、ライフスタイルに応じた講座の企画・運営、情報発信、自主的学習の支援を行います。

5 図書館機能の充実による読書活動の推進

読書活動は、町民の皆様の学びを支え、生活に潤いをもたらす重要な営みです。図書館システムやデジタル技術を活用し、地域資料・一般図書の管理を効率化し、利用者の利便性向上を図ります。

ブックスタートの推進、幼稚園・学校・関係機関との連携事業、「第4次子どもの読書活動推進計画」に基づく児童図書の充実、移動図書配本事業を継続します。図書館司書と学校の連携を強化し、こどもたちの感性・情操を育みます。

6 健全な心身を育てるスポーツ活動の推進

健康志向の高まりを踏まえ、町民の皆様が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で充実した生活を送れる環境づくりを進めます。森町スポーツ協会・森町スポーツ推進委員会と連携しながら、スポーツ教室や大会を企画し、スポーツ振興を推進します。

社会体育施設は、定期点検を行い、安心して施設利用できるよう維持管理に努めます。

少年スポーツは、競技力向上に偏らず、スポーツを通じて社会性や思いやりを育む機会

となるよう、森町スポーツ少年団活動等を支援します。

高齢者スポーツは、森町老人クラブ連合会等と連携を図り、体力や目的に応じた軽スポーツの普及を進め、健康で豊かな生活の実現を支援します。

VI 結び

こどもたちがこれから歩む未来、そして私たち大人がいかに生きるかを考えるとき、人生を通じた「学び」は、最も本質的な基盤であると言えます。かつては、学校教育を終えると、社会における専門的な学びへ移行するという直線的な人生観が一般的でしたが、今日では、技術革新や社会構造の変化が加速する中で、学び続けること自体が豊かに生きる資質であり、自己実現の条件となりつつあります。

変化の激しい時代においては、新たな知識や技術に継続的にアクセスし、自らの経験を更新し続けることが必要です。いわゆる「人生100年時代」のマルチステージ化したライフスタイルにおいては、節目ごとに学び直しの機会を持ち、自己の在り方を再構築していくことが重要です。

学びは、単に知識や技能を獲得する営みにとどまらず、課題を発見し解決する力、状況に応じて柔軟に思考する力、多様な他者と協働し関係性を築く力など、人生のあらゆる局面で必要となる汎用的な能力を育むものです。そのためには、一人一人が多様な人々とつながり合い、体験を通じて感じ、考え、学び合う場に主体的に関わることが不可欠です。

こどもたちには、未来に対する希望を抱き、新たな挑戦に向かっていく意欲と、それを支える学びの力を身につけてほしいと願っています。そのために、公教育の一層の充実を図り、学校が「学び続ける力」を育む中核的な場となるよう取り組みます。

同時に、私たち大人自身も、学び続ける存在でありたいと考えます。大人が学び続ける姿を示すことは、こどもたちにとって最も説得力のあるメッセージとなります。森町の皆様が、主体的かつ自律的に学びを重ね、世代を超えて共に成長していくことのできる環境を整備することが重要と考えております。

教育は、いかなる時代においても社会の根幹をなす営みです。地域全体でこどもたちを育み、多様な活動を通じて共に学び合い、互いに支え合うことが、森町の持続可能な未来を形づくる力になると確信しています。

森町教育行政の執行に対し、町民の皆様ならびに町議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

昼食のため午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

◎日程第4 議案第21号ないし議案第38号

○議長（木村俊広君） 日程第4、議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について、議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について、議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について、議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について、議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第29号 令和8年度森町一般会計予算、議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算、議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算、以上18案件を森町会議規則第37条により一括議題とします。

議案第21号から議案第38号まで提案理由の説明を求めます。

議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

○税務課長（東 克宏君） それでは、議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

説明資料につきましては、資料の右上に令和8年第1回森町議会3月会議予算審査特別委員会と記載のある資料になります。資料ナンバー1を御覧ください。本案は、北海道国保運営方針により示された法定賦課限度額及び標準保険税率、国の軽減判定所得基準額が改められたことによる改正と子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金課税額が新設されたことにより、条例の一部を改正しようとするものでございます。

条例の朗読は省略させていただきまして、資料の2ページ以降、新旧対照表にてご説明いたします。なお、改正部分は下線で示しております。

資料2ページを御覧ください。第2条第1項第1号及び第4号の改正は、新設された子ども・子育て支援納付金課税額を加える改正となります。

3ページ上段の第2項の改正は、医療分の賦課限度額を67万円とする改正でございます。

3ページ中段、第5項の改正は、新設された子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額を3万円とする改正です。

3ページ下段から4ページにかけての第3条第1項及び第5条、第5条の2の改正は、医療分の所得割額及び均等割額並びに平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、資料 5 ページ、第 6 条及び第 7 条並びに第 7 条の 2 の改正は、後期高齢者支援金、いわゆる後期分の所得割額、均等割額並びに平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

5 ページ下段、第 9 条の 4 は、子ども・子育て支援納付金額、いわゆる子ども分の所得割額、第 9 条の 5 は子ども分の均等割額、6 ページ上段の第 9 条の 6 は子ども分のうち 18 歳以上の被保険者に対して均等割額を課する規定、第 9 条の 7 は子ども分の平等割額をそれぞれ新設する改正となります。

同ページ中段、第 23 条第 1 項の改正は、軽減判定所得基準の改正をしようとするものでございます。

7 ページから 8 ページにかけての第 1 号中、アからケまでの改正は、7 割軽減世帯に対する改正となります。なお、キからケについては、子ども分の規定の新設になります。

9 ページ上段から 10 ページの同項第 2 号の改正は、5 割軽減世帯に対する改正、10 ページ下段から 12 ページ中段の同項第 3 号の改正は 2 割軽減世帯に対する改正となります。

続いて、12 ページ下段から 13 ページに係る同条第 2 項の改正は、未就学児被保険者の均等割額の改正となります。なお、第 3 号の規定は子ども分の規定の新設となります。

13 ページ下段から 15 ページ上段の同条第 3 項及び第 4 項の規定は、子ども分の新設に伴い規定の改正を行うものです。

15 ページ中段から 21 ページにかけての附則の改正は、子ども分の新設に伴った規定の改正を行うものです。

それでは、議案の条例を御覧ください。条例の最終ページの下段、附則、施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日としております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第 22 号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について。

○公民館長（須藤智裕君） 議案第 22 号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定についてを説明いたします。

本案は、森町公民館及び森町福祉センターの機能をさわやかセンター・砂原に移設するための関係条例の改正等を行おうとするものです。また、資料ナンバー 2 を提出しておりますので、併せてご参照願います。

第 1 条では、森町公民館条例の森町公民館の名称に愛称としてさわやかセンター・砂原の名称を追加し、既に定着しているさわやかセンター・砂原の名称を引き続き利用し、住所を改正しようとするものです。また、別表の 1 では、各室名や施設使用料をさわやかセンター・砂原の内容の改正し、別表の 2 の備品につきましても今の森町公民館から移動するピアノ等を含めた内容に改正し、備考につきましてもさわやかセンター・砂原の基準に改正しようとするものです。

第 2 条では、森町福祉センター条例について名称に愛称としてさわやかセンター・砂原

を追加し、住所を改正しようとするものです。また、別表の1の森町福祉センター施設使用料につきましても、室名や料金及び備考についてさわやかセンター・砂原の内容に改正しようとするものです。

今改正に伴い、第3条で森町さわやかセンター・砂原条例の廃止をし、施行期日は令和8年4月1日から施行しようとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について。

○住民生活課長（阿部泰之君） 議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

資料ナンバー3を参照願います。本案は、鷺ノ木生活館の名称の変更及び主に町内会が利用している森町鷺ノ木史跡公園会館及び新川老人いこいの家を生活館として本条例に追加するため、本条例を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、（1）、鷺ノ木生活館の名称を富士見生活館に変更し、（2）、森町鷺ノ木史跡公園会館の名称を鷺ノ木生活館とし、名称と位置の規定を追加し、（3）、新川老人いこいの家の名称を新川生活館とし、名称と位置の規定を追加し、（4）、森町鷺ノ木史跡公園会館条例及び森町老人いこいの家条例を廃止するものです。

条例施行日は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料の4及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、平成23年4月から現在に至るまで高齢者福祉政策における在宅サービスの充実の一環として、食の自立支援事業において在宅の高齢者等の方々へ1食当たり300円で配食サービスを行ってまいりました。近年の物価高騰、食材、燃料費等や人件費の増加に伴い、当該事業の継続のためには現行の1食当たり300円の利用料では配食サービスの提供が困難となり、利用料の改定を行う必要があることから、森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、食の自立支援事業の利用料について1食当たり500円に改定するものです。なお、利用者負担の軽減を図るものとし、令和8年度に限り1食当たり400円に改定するものです。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計

年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、大規模災害の被災地において避難指示エリア等の危険な区域を含む苛酷な環境下で危険を伴う業務に従事する緊急消防援助隊等の活動に対し、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るため、災害応急作業等手当を支給することができるよう所要の改正を行うものです。

改正内容ですが、第1条では消防職員が緊急消防援助隊または北海道広域消防相互応援協定の応援隊として、本町以外で行う災害応急作業等に従事した場合に1,080円から2,160円の範囲で災害応急作業等手当を支給する旨を規定しようとするものです。

第2条では、災害応急作業等手当の新設に伴い、特殊勤務手当の条項を準用している森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に条ずれが生じてしまうことから、所要の改正を行おうとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について。

○企画振興課参事（池田恵太君） 議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画についてご説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項及び同法第8条第1項の規定により、森町過疎地域持続的発展市町村計画を別添のとおり定めることについて、議会の議決を求めようとするものであります。

資料ナンバー6を提出しております。提案の趣旨につきましては、本計画は令和3年4月に10年間の時限立法として制定されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本町の人口減少、高齢化等に対応し、地域の課題解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会を形成することを目的とします。過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展など、ほかの地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しています。このことから、移住、定住の促進、人材育成及び確保、地域経済の活性化、農林水産業の課題解決、生活環境の整備、医療、介護確保、住民福祉の向上、教育環境の整備、集落の維持及び活性化等に向け策定するものです。

計画の内容につきましては、別添の計画書を御覧願います。計画年度につきましては、令和8年度から令和12年度の5か年であります。

計画書の1枚目をめくっていただき、1ページ、2ページ目につきましては目次であります。

続きまして、3ページから計画本文の1、基本的な事項では、町の概況から人口の推移、見通し、町の行財政状況など9ページまで記載し、10ページからは第2次森町総合開発振興計画に沿った6点の重点目標とし、地域の持続的発展を基本方針に掲げ、持続的発展を

図るものいたします。

12ページの区分2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から48ページの区分13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、現状と問題点、その他対策と事業計画についてそれぞれの区分ごとに記載しております。

今回の計画から新たに追加いたしました主な事業といたしまして、23ページをお開きください。23ページの施策区分2、産業の振興の砂原漁協事務所整備事業、森漁協鮮度保持施設整備事業、ホイールローダ・フォークリフト購入事業、トマト共同選別施設整備事業、ちゃっぷ林館維持管理改修事業、24ページ、道の駅再整備事業、30ページの施策区分5、生活環境の整備の消防救急デジタル無線システム更新整備事業、普通消防自動車などとなっています。

また、36ページの施策区分7、医療の確保欄において子ども医療費助成事業についての事業計画への記載がございませんが、こちらに関して34ページのその対策として内容が網羅されておりますので、過疎債の適用には支障がございませんので、補足させていただきます。なお、事業計画への追加に関しましては、今後の計画変更のタイミングで追記させていただきますと思っています。

続きまして、39ページの施策区分8、教育の振興では、森中学校と森小学校、それぞれの長寿命化改修事業、各地区会館の改修事業、森町民野球場整備改修事業などを記載しております。

49ページからの区分14、事業計画であります。こちらに関しましては過疎地域持続的発展特別事業分としまして、いわゆるソフト事業分の事業計画をまとめて記載しております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

○農林課長（寺澤英樹君） それでは、説明いたします。議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めようとするものであります。

資料ナンバー7を提出しておりますので、御覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、公の施設であります森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、指定管理者、指定管理施設及び指定期間につきまして議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、指定管理者の候補者につきましては、公募の結果、指定管理者の指定申請がありました現指定管理者1社の申請書を令和8年1月28日開催の指定管理者選定委員会にお諮りして、選定の基準に照らし審査の上、適当と認められ、選定したものでございます。

1、指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地でございますが、（1）、

名称は株式会社ワイエス海商、（２）、代表者の氏名は代表取締役、坂本愛子、（３）、主たる事務所の所在地は茅部郡森町字本町141番地でございます。

２、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますが、（１）、施設の名称は森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館、（２）、所在地は茅部郡森町字駒ヶ岳657番地16でございます。

３の施設概要につきましては、記載のとおりでございます。

４の指定管理期間でございますが、令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５年間でございます。

５の指定管理委託料につきましては、1,200万円の５年間で総額6,000万円でございます。

以上、議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定についてのご説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

○農林課長（寺澤英樹君） 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めようとするものでございます。

資料ナンバー８を提出しておりますので、御覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、公の施設であります森町トマト集出荷選果施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項及び森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条第１項の規定により、指定管理者、指定管理施設及び指定期間につきまして議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、指定管理者の候補者につきましては、令和８年１月28日開催の指定管理者選定委員会において審査を受けて適当と認められ、選定したものでございます。

１の指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地でございますが、（１）、名称は新函館農業協同組合、（２）、代表者の氏名は代表理事組合長、横道重人、（３）、主たる事務所の所在地は北斗市本町１丁目１番21号でございます。

２の指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますが、（１）、施設の名称は森町トマト集出荷選果施設、（２）、所在地は茅部郡森町字姫川120番地11及び120番地18でございます。

３の施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

４の指定管理期間でございますが、令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間でございます。

５の指定管理委託料でございますが、こちらは設定してございません。

以上、議案第28号の公の施設に係る指定管理者の指定についてのご説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 議案第29号 令和８年度森町一般会計予算。事項別明細書に入る

前に、別紙資料、令和８年度森町各会計予算総括表について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第29号から議案第38号に関連する予算の概要を説明させていただきます。

令和８年第１回森町議会３月会議予算審査特別委員会と書かれた資料ナンバー９の令和８年度森町各会計予算総括表を御覧願います。一般会計ですが、総額123億259万6,000円で、前年度対比は20億2,858万1,000円の減額でマイナス14.2%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、総額24億99万円で、前年度対比は3,731万7,000円の減額でマイナス1.5%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、総額３億9,410万1,000円で、前年度対比は9,388万5,000円の増額で31.3%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、総額22億3,113万2,000円で、前年度対比は1,949万2,000円の増額で0.9%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、総額２億8,335万3,000円で、前年度対比は45万円の減額でマイナス0.2%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、総額51万1,000円で、前年と同額となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、総額7,733万3,000円で、前年度対比は4,071万2,000円の減額でマイナス34.5%の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入は９億3,023万4,000円で、前年度対比は3,853万7,000円の増額で4.3%の伸び率となっております。支出は13億846万5,000円で、前年度対比は5,134万9,000円の増額で4.1%の伸び率となっております。資本的収支の収入は4,225万2,000円で、前年度対比は２億7,172万円の減額でマイナス86.5%の伸び率となっております。支出は9,345万7,000円で、前年度対比は２億4,349万8,000円の減額でマイナス72.3%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入は２億9,069万1,000円で、前年度対比は499万3,000円の増額で1.7%の伸び率となっております。支出は３億3,440万6,000円で、前年度対比は632万7,000円の増額で1.9%の伸び率となっております。資本的収支の収入は１億3,770万3,000円で、１億2,276万6,000円の増額で821.9%の伸び率となっております。支出は１億7,515万9,000円で、前年度対比は9,941万1,000円の増額で131.2%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支は収入、支出ともに４億5,513万2,000円で、前年度対比は2,201万5,000円の減額でマイナス4.6%の伸び率となっております。資本的収支の収入は２億4,933万3,000円で、前年度対比は5,903万3,000円の増額で31%の伸び率となっております。支出は３億7,832万円で、前年度対比は5,601万円の増額で17.4%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして、歳入及び収

入の総額が197億9,536万1,000円で、前年度対比は20億6,208万9,000円の減額でマイナス9.4%の伸び率となっております。歳出及び支出では204億3,495万5,000円で、前年度対比は20億4,609万8,000円の減額でマイナス9.1%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の2ページをお開き願います。令和8年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、令和8年度の地方財政計画を基に、また令和7年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費から款13予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の5ページですが、この表は平成28年度から令和8年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。令和7年度末の起債現在高見込額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー10ですが、この表は一般会計の負担金補助及び交付金の調書となっておりますので、ご参照ください。

以上、令和8年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 次に、一般会計予算事項別明細書、20ページからの町税について。
○税務課長（東 克宏君） それでは、予算書20ページ、款1町税、項1町民税から項6入湯税までご説明いたします。

併せて資料ナンバー11を提出しておりますが、大変申し訳ございません。資料に記載の間違いがございました。資料11の3ページ目、延滞金と加算金の資料がございましたが、上段に記載の01一般会計、款21諸収入と記載がありますが、正しくは款20諸収入の誤りでございます。大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

それでは、予算書20ページ上段、資料11の1ページ上段、項1町民税、目1、個人分でございますが、現年課税分、滞納繰越分合計で5億6,498万円を計上しております。前年度比較554万2,000円の増額を見込んでおります。令和7年中における1次産業の動向を見てみますと、漁業における漁獲高については一昨年より改善が見られております。農業においては、主力のカボチャ、スイートコーンの減収はありましたが、販売額は平年並みとなっておりますが、燃料費、肥料などの経費の負担が大きいことから、大きな税収は見込めず、例年並みと判断しているところでございます。

続いて、目2、法人税につきましては、現年課税分、滞納繰越分合計で1億4,015万9,000円を計上しております。前年度比較98万3,000円の減額を見込んでおります。法人町民税に

つきましては、税率の改正の予定はございませんけれども、昨年事業所の倒産などもあり、減額を見込んでおります。

次に、予算書20ページ中段、資料1ページ中段の項2固定資産税は、現年課税分、現年課税分、滞納繰越分、市町村交付金合計で7億5,692万1,000円を計上しております。前年比較185万2,000円の減額を見込んでおります。令和7年中においては、新築家屋は23棟ございましたが、償却資産の申告書において事業者の事業停止による影響を加味し、減額としております。

次に、予算書20ページ下段、資料1ページ下段、項3軽自動車税は、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割分合計で5,002万6,000円を計上しております。前年対比66万7,000円の減額を見込んでおります。当町における軽自動車は、登録台数はほぼ横ばいで推移しておりますが、旧税率車両から新税率車両への買換えの影響もあり、軽自動車税は増額すると見込んでおりますが、このたび国の税制改正で環境性能割が令和8年4月以降は廃止されます。このたびの予算は、令和8年2月、3月に課税された車の分を計上しているところでございます。なお、環境性能割の廃止に伴う減収分については、当分の間軽自動車税減収補填特例交付金により補填される予定となっております。

続きまして、予算書22ページ上段、資料2ページ上段、項4たばこ税は1億8,024万5,000円を計上しております。前年比較100万9,000円の増額を見込んでおります。たばこ税に関しましては、令和8年4月と10月に段階的に加熱式たばこの課税方式の見直しが予定されておまして、結果紙巻きたばこと加熱式たばこの価格差が是正され、加熱式たばこが増税となる予定でございます。

次に、予算書22ページ中段、資料2ページ中段、項6入湯税につきましては、現年課税分、滞納繰越分合計で770万1,000円を計上しております。前年対比60万円の増額を見込んでおります。

以上、町税について説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 22ページからの町税以外の歳入について。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、町税以外の歳入につきましてご説明いたします。

22ページ下段の款2地方譲与税、24ページの款3利子割交付金、款4配当割交付金、26ページの款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、款8ゴルフ場利用税交付金、28ページの款9地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものでありますが、自動車取得時に課税される環境性能割の廃止に伴い、環境性能割交付金が交付されないこととなったため、令和8年度予算では環境性能割交付金の歳入科目を削除しております。このため、歳入の款9以降の科目の数字が1つずつ繰り上がっております。なお、ガソリンの暫定税率と環境性能割の廃止に伴う減収については、国がその減収分を地方特例交付金で手当とする方針が示されておりますので、款9地方特例交付金についてはその分を見込み、増額となっております。

続いて、款10地方交付税ですが、総額42億6,000万円で、前年度対比は1億円の増額となっております。説明欄内訳の普通交付税は39億円で、前年度対比は1億円の増額となっております。また、特別交付税は前年度と同額を計上しております。

款11交通安全対策特別交付金、30ページの款12分担金及び負担金ですが、前年度の実績などを勘案して計上したところです。

30ページ中段から36ページ中段にかけての款13使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところです。

款14国庫支出金、また40ページの款15道支出金ですが、現行の制度や事業等に基づきそれぞれ計上したものです。

次に、46ページの款16財産収入ですが、各種財産や土地、建物等の利用状況や財産売払いなどを勘案しながら計上したものです。

48ページの款17寄附金ですが、これらにつきましてはいずれも名目計上としておりますが、目4ふるさと納税寄附金は10億円を見込んだところです。

款18繰入金ですが、項1基金繰入金として20億8,061万6,000円を一般会計に繰入れを行ってございます。

50ページの款19繰越金ですが、4,000万円を計上しております。

款20諸収入ですが、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は203万円を計上しております。

目2加算金から項2町預金利子は、それぞれ名目計上しております。

52ページの項3受託事業収入ですが、現制度における受託事業を勘案して計上したものです。

項4学校給食収入ですが、前年度の実績から勘案し、計上したものです。

項5雑入ですが、いずれも他の科目に属さないものを計上したものです。

次に、56ページの款21町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） それでは、歳出に入ります。62、63ページの款1議会費及び款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目2人事管理費まで。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、歳出についてご説明いたします。

款1議会費ですが、節1報酬から節18負担金補助及び交付金の7,772万9,000円は、議会を運営していく上での必要経費を計上しております。

続いて、64ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎管理経費など経常的経費となっておりますが、節14工事請負費では役場庁舎本棟1階にネットワークカメラを設置する費用を計上しております。資料ナンバー12を提出しております。

続いて、68ページからの目2人事管理費ですが、一般会計における正職員の人件費をこ

の科目に集約しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3 文書広報費。

○企画振興課長（岩井一桐君） それでは、文書広報費でございますが、広報もりまちの発行にかかります印刷製本費や配付に係る報償費などが主なものであります。また、今年度から試行的にはありますが、年々増加傾向にあります外国人実習生をターゲットといたしましたインターネット上での広報紙を多言語で配信するサービスに取り組むための費用といたしまして、使用料及び賃借料へ49万5,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目4 財産管理費。

○総務課長（濱野尚史君） 目4 財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各種基金に対する積立金が主なものです。節14 工事請負費では、町有建物解体工事費を計上しております。資料ナンバー13を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目5 砂原支所費。

○砂原支所長（柴田正哲君） 目5 砂原支所費につきましては、支所の維持管理に関する経費が主なものになります。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目6 企画費。

○企画振興課長（岩井一桐君） それでは、目6 企画費の主なものでございますが、新規事業といたしまして計画期間の終期を迎えております第3次森町総合開発振興計画策定支援業務と森町地域公共交通計画アップデート化事業支援業務についてそれぞれ委託料を計上しております。資料ナンバー14、15を提出をしておりますので、ご参照願います。また、地域活性化を目的といたしましたわがまち振興事業補助金と温室効果ガスの抑制に効果があります住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましても継続してまいります。

なお、地域公共交通バスの運行に係る経費といたしまして、需用費から公課費までの各節で総額2,483万5,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目7 情報推進費。

○総務課参事（石岡丈宜君） 目7 情報推進費ですが、森町公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関連した地域情報通信基盤の修繕について計上しております。資料ナンバー16を提出しております。また、情報端末機器の借り上げ、各種ネットワーク関連使用料のほか、標準準拠システムなどの経常的な経費が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目8 交通安全対策費から目9 防災対策費まで。

○防災交通課長（濱野尚史君） 目8 交通安全対策費ですが、本科目は交通安全対策に関

する経費となっております。節14工事請負費では町道区画線の工事費を、節18負担金補助及び交付金では各種交通安全団体への補助金、負担金等を計上しております。

次に、80ページの目9防災対策費ですが、本科目は防災対策に関する経費となっております。節12委託料では2か年かけて策定している森町津波避難計画改定業務の2年目の委託料を計上しております。また、節10需用費と節17備品購入費では、災害時の備品等の購入費を計上しております。資料ナンバー17、18及び19を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目10定住対策費。

○企画振興課長（岩井一桐君） それでは、目10定住対策費でございますけれども、移住、定住施策に関する経費が主なものでございます。地域おこし協力隊の活動経費につきましては、現役隊員のパートタイム1名、フルタイム1名に加えまして、新規2名分の合計4名分を計上しているところでございます。また、パートタイムの1名が今年の6月で退任し、町内で起業するための支援補助金といたしまして100万円を計上しております。これらに加えまして、首都圏での移住フェア等への参加経費や移住体験住宅の管理費用も計上しているところでございます。また、令和2年度から協定に基づき取り組んでおります大学連携若者定住促進事業も継続してまいります。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目11諸費から目12複合施設整備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 目11諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しております。節18負担金補助及び交付金では、グリーンピア大沼施設設備投資等補助金を計上しております。資料ナンバー20を提出しております。

86ページの目12複合施設整備費ですが、複合施設整備検討協議会委員の報酬を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2徴税费、目1税務総務費から目2賦課徴収費まで。

○税務課長（東 克宏君） 86ページ、項2徴税费についてご説明いたします。

目1税務総務費の節7報償費は、小学生を対象とした書道展、税を考える週間への作品出展に対する記念品等でございます。その他の経費につきましては経常的経費でございます。

次に、目2賦課徴収費の節12委託料は、町税の賦課徴収に係るシステムの保守等委託料でございます。88ページ、節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構やe L T A X利用に伴う負担金が主なものとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1戸籍住民基本台帳費は、戸籍及び住民基本台帳業務やマイナンバーカード事業に係る経常的な経費を計上しております。また、マイナンバー

カード普及促進のため、町内にある全ての郵便局で更新の手續や暗証番号の変更作業ができるようにするための経費を計上しております。資料ナンバー21を提出していますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 項4選挙費、目1選挙管理委員会費から目2北海道知事及び道議会議員選挙費まで。

○選管書記長（石岡丈宜君） 項4選挙費、目1選挙管理委員会費ですが、委員報酬等委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

次に、目2北海道知事及び道議会議員選挙費につきましては、来年春に執行予定の北海道知事及び道議会議員選挙に係る執行経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項5統計調査費、目1統計調査費。

○企画振興課長（岩井一桐君） 項5統計調査費、目1統計調査費でございますが、毎年実施しております学校基本調査と5年に1度行われます経済センサスの実施に要する費用を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項6監査委員費、目1監査委員費。

○総務課長（濱野尚史君） 項6監査委員費ですが、監査事務に係る経常的な経費が主なものです。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目3社会福祉施設費まで。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1社会福祉総務費は、地域福祉、社会福祉全般に関わるものを計上しております。主なものですが、LED防犯灯の維持管理に係る経費や節18負担金補助及び交付金は民生委員協議会や各種団体に対する補助金でございます。節19扶助費では、冬期間における低所得者の高齢者を対象とした福祉灯油給付事業が主なものです。節27繰出金につきましては、森町国民健康保険事業会計への繰出金です。

次に、96ページからの目2国民年金費は、国民年金業務に係る経常的な経費を計上しております。

続いて、目3社会福祉施設費は、各地域の会館、社会福祉会館など33施設の維持管理経費でございます。98ページ上段、節14工事請負費ですが、近年の長引く猛暑による熱中症等の事故防止や会館利用者に快適な環境を提供するため、利用者の多い4か所の会館に冷房設備を設置するものです。資料ナンバー23を提出していますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目4老人福祉総務費から目8後期高齢者医療費まで。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 目4老人福祉総務費は、高齢者福祉サービスに係

る経費、各種負担金、扶助費及び他会計への繰出金を計上しております。節7報償費は、100歳の祝い金及び米寿、喜寿の記念品代、介護職員等就労祝金を計上しております。節10需用費の賄い材料費は、配食サービス事業の食材費です。101ページ、節12委託料は、緊急通報システム端末機点検委託料や生きがい活動支援通所事業委託料、軽度生活援助事業委託料が主なものです。節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金や高齢者入浴料金助成事業補助金、高齢者地域ぬくもり事業、介護資格取得支援事業助成金、社会福祉法人財政支援補助金が主なものです。節19扶助費は、老人福祉施設入所者に係る措置費や在宅高齢者を支援するための福祉タクシー扶助費が主なものです。節27繰出金は、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金です。老人福祉の主な施策概要について、資料ナンバー22をご参照願います。

102ページ、目5障害者福祉費についてご説明いたします。節12委託料は、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料や障害者訪問入浴サービス事業委託料が主なものです。節18負担金補助及び交付金は、福祉団体への負担金のほか、成年後見人制度利用支援事業助成金、障がい者雇用促進事業補助金が主なものです。節19扶助費は、自立支援医療費や障害者介護給付費が主なものです。障害者福祉費の主な施策概要について、資料ナンバー22をご参照願います。

目6心身障害者医療費並びに104ページ、目7ひとり親医療費は、それぞれ重度心身障がい者、独り親家庭への医療費扶助が主なものです。

目8後期高齢者医療費、節18負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、後期高齢者に係る療養給付等の費用に対する町負担分です。節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、事務費及び保険料軽減のための町負担分です。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2児童福祉費、目1児童福祉総務費から目2保育所費まで。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 目1児童福祉総務費の節7報償費につきましては、ことぶき出産奨励金を計上しております。節12委託料の主なものにつきましては、広域入所委託料と令和8年度から教育委員会より事務移管としました子どもへの暴力防止プログラム業務委託料が主なものとなっております。節18負担金補助及び交付金につきましては、学童保育運営事業補助金と認可外保育施設等の利用料助成金を計上しております。節19扶助費につきましては、児童手当費を計上しております。

続きまして、目2保育所費につきましては、町立もり保育所、尾白内保育所の運営に係る会計年度任用職員の人件費や需用費などを含め、2つの保育所の維持管理経費や運営に係る経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3障害児通所支援費から目5未熟児医療費まで。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 目3障害児通所支援費は、発達支援事業センターあいあいクラブの運営経費等を計上しておりますが、111ページ、節19扶助費は児童発達支

援や放課後等デイサービスに係る保険者負担分が主なものです。

目4 子ども医療費の節19扶助費は、満18歳到達後の年度末までを対象とした医療費助成に係る費用です。

目5 未熟児医療費の節19扶助費は、未熟児に対する養育医療費の見込額を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項3 災害救助費、目1 災害救助費。

○住民生活課長（阿部泰之君） 110ページ下段の災害救助費では、火災などに遭った方へのお見舞金を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 2時15分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費から目2 環境衛生費まで。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1 保健衛生総務費では、保健衛生に係る経常経費を計上しております。

次に、目2 環境衛生費は、野犬の駆除及び畜犬の管理並びに火葬業務、墓地の管理などに係る経常的な経費でございます。主なものですが、令和7年、8年度で行われている森町葬苑改修事業の2年目になります。資料ナンバー25、26を提出していますので、ご参照願います。また、114ページ上段、節18負担金補助及び交付金では、飼い主のいない猫の増加を抑え、地域の生活環境の保全を図ることを目的に猫の不妊去勢手術費補助金を計上しております。資料ナンバー27を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3 予防費から目6 病院費まで。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） 目3 予防費は、定期接種のインフルエンザや新型コロナウイルスワクチン、乳幼児健診や妊産婦健診に係る費用が主なものとなります。節18負担金補助及び交付金では、妊産婦健康診査等交通費助成金、不妊、不育症治療費助成金、妊婦のための支援給付交付金を計上しております。

目4 保健事業費は、主に成人や高齢者を対象とした各種健診に係る費用が主なものとなります。節12委託料では、森町健康増進計画10か年計画の中間評価のための健康増進計画中間評価業務委託料を計上しております。節18負担金補助及び交付金では、令和7年度から新規事業として実施しましたウィッグ等購入費用助成金について継続して計上しております。

目5保健センター管理費は、保健センターの維持管理や運営に係る費用を計上しております。

目6病院費につきましては、国保病院事業会計への補助金及び出資金を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2清掃費、目1清掃総務費から目3清掃施設費まで。

○環境課長（川口武正君） 項2清掃費についてご説明いたします。

目1清掃総務費でございますが、指定ごみ袋の製造費、町内会へのごみステーション譲与事業に係るステーション購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金が主なものでございます。

次に、目2ごみ処理施設費でございますが、町内2か所ある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。

次に、目3清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理に係る経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項3上水道費、目1上水道費。

○住民生活課長（阿部泰之君） 124ページ上段の目1上水道費につきましては、森町水道事業会計への補助金及び出資金です。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費から目2冬期就労対策事業費まで。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 124ページ、125ページ中段、款5労働費についてご説明いたします。

目1労働諸費につきましては、季節労働者対策に係る就労前健診業務が主なものでございます。

次に、目2冬期就労対策事業費につきましては、冬期就労対策事業に係る委託料が主なものでございます。資料ナンバー29を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費から目9山村振興施設管理費まで。

○農林課長（寺澤英樹君） それでは、126、127ページ上段にかけての項1農業費、目1農業委員会費につきましては、農業委員15人分の報酬及び農地情報システム管理運用に関わる経費が主な内容となっております。それ以外は、農業委員会活動に関わる経常的な経費です。

次に、目2農業総務費の主な内容についてご説明いたします。事務補助で雇用している会計年度任用職員1名分の給料、職員手当及び共済費、また節18負担金補助及び交付金で

は農業者の経営所得安定対策に関わる直接支払推進事業補助金、有機農業実施農業者へ交付する環境保全型農業直接支払交付金、野生鳥獣侵入防止柵設置に対して支援する補助金が主なものとなっております。

次に、128、129ページ中段にかけての目3 農業振興費の主な内容についてですが、昨年度採用できませんでした農業専任指導員を募集し、雇用する給料、職員手当及び共済費、当課所管の基幹集落センターの維持管理に関わる経常的な経費も含まれます。さらに、節12 委託料では福島大学受託研究に関する委託料や農業振興地域整備計画の見直しに向けた2年目の予備調査費、また節18 負担金補助及び交付金では町と関係機関で組織する森町営農指導対策協議会へ補助金を交付し、有識者を招聘して地域農業者等との意見交換会を開催します。加えて、農業者が受講する道総研花・野菜技術センター研修時の旅費支援を継続するとともに、新たに新規就農フェア及び農業のお仕事相談会等への出展、農業体験及びインターン受入れなどを行い、新規就農者受入れに向けて取り組んでまいります。そのほかの農業者支援として、農産物振興支援、新規農産物導入支援、荒廃農地再生支援、収入保険加入促進支援、馬鈴薯共選機への支援を継続し、さらに北斗市に設置される広域トマト共選施設整備に対する支援を行い、町内のトマト生産者共選料の負担軽減を図ります。広域トマト共選施設整備に関わる補助金については、資料ナンバー30をご参照ください。

次に、130ページ、131ページ上段にかけての目4 畜産業費の主な内容についてご説明いたします。枝肉格付業務員の報酬や町営牧場の維持管理費に関わる経常的な経費、ばんば大会開催に関わる補助金が主なものとなっております。

次に、目5 農地費は、農業用施設等の維持管理に関わる経常的な経費です。

次に、132、133ページ中段にかけての目6 駒ヶ岳ダム管理費の主な内容についてですが、駒ヶ岳ダムに関わる基幹水利施設及び国営造成施設の維持管理費が含まれます。さらに、国営造成施設に関わる改修工事として、令和9年3月復旧予定の掛潤揚水機場設備整備及び畑地かんがい用水附帯施設整備を実施する予定です。また、道営事業として、老朽化が著しい姫川揚水機場の更新整備に着手するため道営土地改良事業負担金を計上しております。掛潤揚水機場設備整備については資料ナンバー32を、畑地かんがい用水附帯施設整備については資料ナンバー31を、姫川揚水機場更新整備に関しては資料ナンバー33を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、目7 濁川防災ダム管理費の主な内容についてですが、濁川防災ダムの維持管理に関わる経常的な経費や道営事業として防災ダム管理機器等の更新に着手するため、道営土地改良事業負担金を計上しております。資料ナンバー34を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、134、135ページ上段の目8 熱水利用園芸施設費は、北海道電力株式会社森地熱発電所の地熱水を熱源として運転される町の熱交換施設等の維持管理に関わる経常的な経費です。ただし、費用の全額は施設を利用する生産者が負担しております。

最後に、目9 山村振興施設管理費については、町営の駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館の管理運

営に関わる町が負担すべき経常的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2林業費、目1林業総務費から目4森林環境事業費まで。

○農林課参事（佐藤 司君） 続きまして、項2林業費、目1林業総務費についてご説明いたします。

初めに、エゾシカ及びヒグマにつきましては、近年の捕獲頭数の増加を踏まえ、エゾシカ駆除報償金及びヒグマ捕獲交付金について捕獲実績に応じた所要額を見込み、増額しております。あわせて、鳥獣対策業務に対応するため、ハンター資格等を有する専門知識を持つ会計年度任用職員を募集し、必要な人件費等を計上しております。次に、アライグマにつきましては、捕獲事例が増えていることから、駆除報償費の単価を3,000円から5,000円に増額いたします。続いて、新規事業として、森町緊急銃猟マニュアルに基づき現場対応に必要な撮影機材、防護装備、捕獲資材等の備品を新たに整備し、迅速かつ安全な現場対応体制の確立を図ります。資料ナンバー35をご参照ください。なお、エゾシカ、ヒグマの捕獲頭数及び費用につきましては、追加資料を提出しておりますので、併せてご参照ください。

次に、136ページから139ページの上段にかけての目2林業振興費について主な内容をご説明いたします。地域おこし協力隊制度を活用し、林業、木材産業の就業促進につなげる取組として地域おこしインターンを5名程度、委託型の地域おこし協力隊を4名、会計年度任用型の鳥獣対策支援員を1名それぞれ募集するための関連予算を計上しております。節12委託料につきましては、町有林の造林及び保育事業に関わるものでございます。資料ナンバー36をご参照ください。また、節18負担金補助及び交付金のうち豊かな森づくり推進事業補助金につきましては、民有林の造林事業に対する交付金でございます。なお、炭ずみまで地域材を使おう！もりだくさんプロジェクトの事業につきましては、追加資料を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、目3林道事業費につきましては、引き続き林道の簡易修繕を実施し、林道の機能維持に努めてまいります。

続きまして、目4森林環境事業費について主な内容についてご説明いたします。まず、林業専門支援員につきましては、森林、林業の分野の専門知識を活用し、各事業の調整や現場対応を行う体制を確保するため、引き続き配置いたします。これに伴い給料、職員手当及び共済費を計上しております。次に、森町モデルの取組につきましては、会議を年4回開催するための報償費及び旅費を計上しております。あわせて、委託料として北海道立総合研究機構への業務委託料を補助金として森町モデル推進協議会補助金を計上しております。なお、当該補助金は、東京電機大学への受託研究費に充当するものでございます。本事業は、最終年度となることから、これまでの成果を整理し、資料化する作業を進めてまいります。続いて、道南地域に拡大するナラ枯れ対応として、天然林内のミズナラ資源の把握及び利活用に向け、試験研究機関や民間事業者、国の地方創生伴走支援官と連携し、

地域産業の創出に向けた取組を進めてまいります。資料ナンバー37をご参照ください。また、木育事業体験業務委託料につきましては、町内小学校教諭で構成する森町木育ワーキンググループを中心に、小学校3年生から6年生を対象とした木育プログラムを実施するための経費を計上しております。あわせて、木育の学びを森林フィールドでの体験につなげるための取組としまして、町内3小学校が駒ヶ岳地区の風倒木被害地で実施する植樹活動と座学を一体的に行う森林環境教育に必要な会場整備として重機借り上げ料を計上するとともに、需用費として苗木代を計上しております。さらに、若年層担い手育成施設を活動拠点として活用し、学生インターンの受入れを行うほか、地域おこし協力隊が中心となって地元材の用途開発、木育キットの開発、物づくり教室等を実施してまいります。これに伴い施設の維持管理に要する経費を計上するとともに、レーザーカッターやCNCルーター等の機械運用に必要な消耗品を計上しております。最後に、Jークレジット事業につきまして、モニタリング及び検証を行い、制度に基づく手続を進めるとともに、吸収量向上に向けた取組を進めることで創出されるクレジット量の増加につなげてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 項3水産業費、目1水産業総務費から目4排水処理施設費まで。

○水産課長（川村勝幸君） それでは、項3水産業費について主なものをご説明いたします。

目1水産業総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、各種団体等に対する運営負担金等が主なものでございます。また、節27繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計へ森町負担分として繰り出すものでございます。

次に、目2水産業振興費の節18負担金補助及び交付金につきましては、沼尻漁港において北海道が実施いたします機能保全工事による地元負担金として水産物供給基盤機能保全事業負担金を計上しております。資料ナンバー38を提出しております。続きまして、森漁港鮮度保持施設整備事業補助金につきましては、森漁業協同組合が整備します鮮度保持施設の令和8年度実施設計費用分の国費残額に対し補助するものでございます。資料ナンバー41を提出しております。

続きまして、目3水産施設管理費の節12委託料のうちホタテ貝殻処理業務につきましては、水産系副産物再資源化施設で受入れしておりますホタテ貝殻の処理のため4,180万円を計上しております。資料ナンバー42を提出しております。節17備品購入費につきましては、水産系副産物再資源化施設における肥料製造作業用として使用しておりますホイールローダーを経年劣化のため購入しようとするものでございます。資料ナンバー43を提出しております。なお、これら以外の予算につきましては、水産系副産物再資源化施設及び漁業系廃棄物リサイクル施設の運営に伴います経常経費が主なものでございます。

続きまして、目4排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設の運営に係る経常経費に加えまして、各種機械等の修繕等を計上してございます。また、節12委託料では、施設の老朽化が著しく、施設の今後の在り方を研究するための調査業務費用を計上し

ております。資料ナンバー44を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費から目3ふるさと応援対策費まで。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 146ページ、147ページ中段、款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費につきまして、節8旅費では森町担い手確保支援事業に係るフィリピン・ア克兰州への旅費を、節12委託料ではアテンド業務委託料を計上しております。また、節18負担金補助及び交付金では、森町物産協会、森地方中小企業相談所、森商工会議所、森町さわら商工会、楽市楽座もりまち食KING市、UIJターン新規就業事業、森町創業支援事業への補助金が主なものでございます。

続きまして、148ページ、149ページからの目2観光費につきましては、節8旅費、節10需用費及び節12委託料では、台湾市場において森町の観光資源と地域特産品の魅力を一体的に発信し、台湾からの訪日観光客をターゲットに森町への誘客促進に関する業務の費用を、また節12委託料では観光、特産品、移住に関するデジタルパンフレットの制作に当たり、有名人を活用した森町魅力PR事業に要する費用を計上してございます。資料ナンバー45、46を提出しておりますので、ご参照願います。次に、町内2か所の道の駅に係る維持管理業務に要する費用を主に節10需用費及び節12委託料で計上してございます。続きまして、節12委託料で主なものとしまして、地域観光PR、特産品PRと観光協会と連携強化及び観光振興と森町観光ボランティアガイドの会と連携した観光ガイド育成支援のため地域おこし協力隊1名の費用を、例年実施しております桜樹管理業務のほか、青葉ヶ丘公園、オニウシ公園の桜を将来にわたり残すため桜樹育成適正化業務に関する費用を計上してございます。続きまして、節14工事請負費では、町内3か所に設置している町界看板が老朽化著しい状況であることから、安全を確保するため撤去費用を計上してございます。資料ナンバー47を提出しておりますので、ご参照願います。次に、節18負担金補助及び交付金につきましては、森観光協会、森町花いっぱい運動推進協議会、環駒ヶ岳広域観光協議会、文化・スポーツ合宿誘致推進事業、地域おこし協力隊活動支援の補助金が主なものでございます。

続きまして、152ページ、153ページ上段からの目3ふるさと応援対策費につきましては、ふるさと納税に係る事務補助給料、返礼品、通信運搬費、広告料、代理業務委託料、積立金が主なものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費から項3河川海岸費、目1河川海岸費まで。

○建設課長（濱野真行君） 款8土木費、項1土木管理費から項3河川海岸費までをご説明いたします。

152ページ、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、土木管理に係る共通経費

で、節2給料、節3職員手当、節4共済費は会計年度任用職員に係る経費で、節18負担金補助及び交付金では北海道治水砂防海岸事業同盟負担金など各種協会への負担金が主なものでございます。

続きまして、目2給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係る経常的経費で、節12委託料、給水施設に係る保守点検業務及び水質分析委託料が主なものでございます。

続きまして、項2道路橋梁費です。目1道路橋梁総務費につきまして、節10需用費における光熱水費は道路照明灯及びロードヒーティングに係る電気料、節12委託料、道路台帳の補正整備業務が主なものでございます。

続きまして、目2道路橋梁維持費ですが、道路の維持管理に係る経費の主なものとしまして、節12委託料は除雪業務や暗渠排水清掃業務委託料が主なものでございます。節14工事請負費は、町内一円に係る町道のオーバーレイなど舗装補修工事で、資料ナンバー48を提出しておりますので、ご参照願います。また、気象状況等の監視のためのカメラ設置工事ですが、既設4か所のほか、町内2か所にカメラを増設する工事でございます。節17備品購入費では、道路維持作業やパトロールを目的としたダブルピクトラック、路面凍結の際に使用する融雪剤散布機をそれぞれ購入し、維持管理の充実を図るものです。資料ナンバー49、50を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金は、町道橋26橋及び高速歩道橋2橋の橋梁点検に係る負担金でございます。資料ナンバー51を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、道路橋梁新設改良費ですが、節14工事請負費の町内一円に係る町道側溝整備工事が主なものでございます。

続きまして、項3河川海岸費、目1河川海岸費ですが、河川海岸の維持管理に係る経費で、主なものとしまして節12委託料の鳥崎川河川広場維持管理業務、節14工事請負費の尾白内川河川護岸工事及び町内普通河川に係る堆積土砂等の除去工事で、これにつきましては大雨や台風によって堆積された土砂の除去や河川敷地内の立ち木及び倒木処理のために行うものであります。資料ナンバー52、53を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項4港湾費、目1港湾管理費。

○水産課長（川村勝幸君） それでは、項4港湾費について主なものをご説明いたします。

目1港湾管理費につきましては、森港湾に係る電気料や修繕料といった経常経費に加えまして、節12委託料では今後の森港のあるべき姿と目指す方向性を定めることを目的とした森港長期ビジョン策定業務費用を計上しております。資料ナンバー54を提出しております。節14工事請負費では、森港（本港）岸壁改修工事を昨年度に引き続き実施するものでございます。資料ナンバー55を提出しております。節18負担金補助及び交付金では、国の直轄事業で実施いたします森港改修事業の地元負担金を計上しております。資料ナンバー56を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項5都市計画費、目1都市計画総務費から項6住宅費、目2空き家対策費まで。

○建設課技術長（伊藤正吾君） 続きまして、項5都市計画費から項6住宅費までをご説明いたします。

項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては都市計画費の共通的な経費で、節8旅費及び節18負担金補助及び交付金の全国都市計画協会負担金が主なものでございます。

続きまして、目2公園費は、公園、広場の補修や維持管理に関わる経常的経費で、節12委託料は公園管理等業務、公園樹木整枝業務及びハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理業務が主なものでございます。

目3下水道費につきましては、節18負担金補助及び交付金、節23投資及び出資金は、森町公共下水道事業会計への補助金及び出資金でございます。

続きまして、項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に関わる経常的経費でございますが、節10需用費における光熱水費は共用部分や外灯に関わる電気料で、修繕料は日常修繕や退去修繕等の補修に関わるものでございます。節12委託料は、消防設備の保守点検、特定建築物定期報告調査、エレベーターや浄化槽の維持管理業務、度杭崎団地の専用水道及び配水設備保守点検、またみどりヶ丘団地4号棟及び度杭崎団地B棟の町営住宅屋根外壁等改修工事に関わる監理業務委託、またみどりヶ丘団地5から9号棟の省エネ改修実施設計などが主なものでございます。また、省エネ改修設計につきましては、共用部照明のLED化、電気温水器の改修、エアコン設置場所について設計するものです。節14工事請負費につきましては、みどりヶ丘団地4号棟及び度杭崎団地B棟の町営住宅屋根外壁等改修工事でございます。資料ナンバー57から59を提出しておりますので、ご参照願います。なお、度杭崎団地B棟の町営住宅屋根外壁等改修工事及び監理業務につきましては、令和7年度から2か年の継続事業となり、予算書226、227ページの支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書を確認願います。

続きまして、目2空き家対策費ですが、節12委託料の所有者照会事務及び不在者財産管理人の事務委託に関わるものでございます。資料ナンバー60を提出しておりますので、ご参照願います。節13使用料及び賃借料は、緊急時対応のための建設機械借り上げ料でございます。節18負担金補助及び交付金は、特定空き家等の所有者及び相続人に対し、空き家等を解体する場合に補助するものでございます。資料ナンバー61を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款9消防費、項1消防費、目1常備消防費から目3消防施設費まで。

○消防長（松居順一君） 168ページから175ページの款9消防費、項1消防費についてご

説明いたします。

目1 常備消防費でございますが、169ページ上段、節8 旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校へ初任教育及び火災調査科並びに大規模災害対策教育として大規模災害広域応援指揮課程、大規模災害搜索救助過程、令和9年度森町消防団が渡島地区を代表して北海道消防操法大会に出場することから、指導者教育としてポンプ操法指導員課程へ入校と救急救命士特定行為の資格認定として函館市内病院での気管挿管実習及びビデオ硬性喉頭鏡気管挿管実習へ派遣でございます。169ページ中段、節11 役務費の通信運搬費につきましては、令和7年10月より実施しておりますマイナ救急に関わる通信料等のほか、令和7年度に更新整備されました119番通信指令システムに関わる通信経費が主なものでございます。171ページ中段の節17 備品購入費でございますが、消防職員の安全装備品として防火衣及び空気呼吸器並びに空気ボンベのほか、携帯警報器、消防車両用の自動車用消火器、救急救命士、救急隊員の技術の維持向上を図るための訓練機器として高度救命処置シミュレーターを購入整備するものでございます。171ページ下段の節18 負担金補助及び交付金でございますが、森川町に消火栓1基の設置負担金、資料ナンバー62を提出しておりますので、ご参照願います。173ページ上段の消防学校負担金は、初任教育、火災調査科、大規模災害広域応援指揮課程、大規模災害搜索救助課程、ポンプ操法指導員課程、そして救急救命士の気管挿管再認定講習の負担金でございます。また、消防業務に必要な資格取得として、第3級陸上特殊無線技士養成、大型運転免許取得を行うものでございます。その他につきましては経常経費でございます。

続きまして、173ページ上段から目2 非常備消防費でございますが、令和8年度渡島地方消防総合訓練大会の開催地が森町となることから、開催に関わる経費として節7 報償費、節10 需用費、消耗品費と食糧費、節11 役務費の通信運搬費、節13 使用料及び賃借料の資機材借り上げ料、節15 原材料費で補修用材料、節17 備品購入費で機械器具を計上しております。173ページ下段の節17 備品購入費でございますが、消防車用のバッテリー及び先ほどお伝えしました渡島地方消防総合訓練大会に使用する訓練用ホース及び訓練用吸管、消防団の安全装備品でございます救命胴衣を購入整備するものでございます。その他につきましては経常経費でございます。

続きまして、174ページの目3 消防施設費でございますが、175ページ上段、節10 需用費につきましては、例年の経常経費のほか、消耗品費につきましては山岳救助や搜索の安全装備品として熊スプレーの購入整備、修繕料につきましては点検で指摘のあった高圧気中負荷開閉器の取替え修繕及び消防救急デジタル無線の機器修繕を行うものでございます。175ページ中段、節14 工事請負費につきましては、富士見町の消防団第4分団詰所の屋根張り替え工事でございます。資料ナンバー64を提出しておりますので、ご参照願います。同じく175ページ中段、節17 備品購入費につきましては、石倉町の消防団第7分団に配備しております小型動力ポンプ付積載車の更新整備でございます。資料ナンバー63を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては経常的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目4災害対策費。

○防災交通課長（濱野尚史君） 目4災害対策費ですが、本科目は災害時の応急対策に要する経費であり、職員の時間外勤務手当や建設機械借り上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項4幼稚園費、目1幼稚園費まで。

○学校教育課長（坂田明仁君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、教育長及び教育委員の活動に伴う経費でございます。

176ページ、目2事務局費でございますが、教育委員会事務局運営経費が主なものでございます。節7報償費は、入学、卒業祝い金252名分の支給額が主なものでございます。節12委託料は、ICT支援業務委託、教職員のストレスチェック支援業務委託が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は、森町教育水準向上対策協議会、森町教育振興育英会、北海道森高等学校振興会、静岡県森町友好親善交流事業、北海道森高等学校学生寮運営事業、新たに森高等学校へ拡大し、実施する森町特色ある学校づくり推進事業への補助金が主なものでございます。資料ナンバー65から67を提出しておりますので、ご参照願います。

178ページ下段からの項2小学校費、目1学校管理費でございますが、休校を含んだ小学校5校の維持管理経費でございます。181ページ、節11役務費の通信運搬費は、児童1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。節12委託料は、用務員業務委託、スクールバス運行業務委託、看護師派遣業務委託等が主なものでございます。183ページ中段、節13使用料及び賃借料は、オンラインシステムサーバー使用料及び教育用情報端末ライセンス使用料が主なものでございます。185ページ、節22償還金利子及び割引料は、各小学校校務用端末の更新を行うに当たり、財源を確保するため北海道市町村備荒資金を活用し、5年間利子や償還金を支払い、最終的に端末を譲り受けることとなっており、令和8年度は利子分のみ予算計上しております。資料ナンバー68を提出しておりますので、参照願います。

目2教育振興費でございますが、各小学校の教育活動に伴う経費でございます。節13使用料及び賃借料は、A Iドリル使用料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は、小学校6年生の修学旅行等児童負担金、森町特色ある学校づくり推進事業補助金が主なものでございます。資料ナンバー67を提出しておりますので、ご参照願います。節19扶助費は、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る児童扶助費でございます。

項3中学校費、目1学校管理費でございますが、中学校2校の維持管理経費でございます。187ページ、節11役務費の通信運搬費は、小学校費と同様に生徒1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。節12委託料は、用務員業務委託、スクールバス運行業務委託等が主なものでございます。189ページ、節13使用料及び賃借料は、オンライ

ンシステムサーバー使用料及び教育用情報端末ライセンス使用料が主なものでございます。節14工事請負費は、砂原中学校灯油地下タンクライニング工事でございます。191ページ上段、節22償還金利子及び割引料は、各中学校校務用端末の更新を行うに当たり、小学校費と同様に令和8年度は利子分のみ予算計上しております。資料ナンバー68を提出しておりますので、ご参照願います。

目2教育振興費でございますが、各中学校の教育活動に伴う経費でございます。節13使用料及び賃借料は、A I ドリル使用料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は、各種競技大会等参加負担金、森町特色ある学校づくり推進事業補助金が主なものでございます。資料ナンバー67を提出しておりますので、ご参照願います。節19扶助費は、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る生徒扶助費でございます。

目3学校建設費、節12委託料では、森中学校長寿命化改修工事実施設計業務及び実施設計支援業務を委託しようとするものでございます。資料ナンバー69を提出しておりますので、ご参照願います。

項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関する経費でございます。193ページ、節12委託料には新たに医療的ケアが必要な園児が入園予定であるため看護師派遣業務委託を予算計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項5社会教育費、目1社会教育総務費から目4文化財振興費まで。
○社会教育課長（須藤智裕君） 194ページ、項5社会教育費、目1社会教育総務費につきましては、社会教育委員等の報酬や各種講座、学級等に係る講師謝金のほか、成人式に伴う費用など社会教育関係事業に伴う費用が主なものとなっております。節12委託料では、地域おこし協力隊員の委託費用、節18負担金補助及び交付金では文化協会や女性団体協議会などの各団体への補助金、友好町の静岡県森町との交流事業、青少年野外学習教室や地域おこし協力隊の活動等に伴う各種補助金や各種負担金等を計上しております。資料ナンバー72の1ページ、2ページ及び7ページを提出しておりますので、ご参照お願いいたします。

続きまして、198ページ、目2公民館費の主なものについてご説明いたします。節7報償費では、各種講座、学級等に係る講師のほか、町史編さんに伴う委員への謝金を計上しております。節10需用費では、さわやかセンター・砂原、砂原公民館の維持管理経費、節11役務費ではさわやかセンター・砂原、砂原公民館で実施する事業を対象とする公民館総合補償制度の保険料、節12委託料ではさわやかセンター・砂原、砂原公民館の維持管理に伴う業務委託のほか、砂原公民館の耐震診断業務委託料やさわやかセンター・砂原に隣接するさわやかパークの管理業務等の委託料を計上しております。資料ナンバー70、72の4ページを提出しておりますので、ご参照お願いいたします。

続きまして、200ページの下段から目3図書館費についてご説明いたします。図書館の管理運営に係る経常経費が主なものでございます。節1報酬では図書館協議会委員のほか清

掃員の報酬を、節2給料、節3職員手当、節4共済費は事務補助や図書整理を行う会計年度任用職員4名分を計上しております。節10需用費では図書館の維持管理経費、事業用消耗品などを計上しております。節12委託料では図書館システムの保守管理経費、節13使用料及び賃借料は建物施設の借り上げ料、節17備品購入費は図書購入費を計上しております。資料ナンバー72の8ページを提出しておりますので、ご参照お願いいたします。

続きまして、202ページ下段からの目4文化財振興費の主なものについてご説明いたします。国指定史跡鷺ノ木遺跡の保護と公開を視野に入れた整備が主なものとなっており、令和8年度は斜面部分の園路や遺跡見学会等の集合場所等での活用が見込まれる多目的広場などの工事を実施いたします。節1報酬は、鷺ノ木遺跡の維持管理等を行うための作業員の報酬、節2給料、節3職員手当、節4共済費は会計年度任用職員1名分、節7報償費では猟友会のハンターに見回りを依頼した際の費用、節8旅費では鷺ノ木遺跡整備員の特別旅費、節12委託料では整備工事に係る施工監理業務や環状列石保存処理調査委託料等を計上しております。節14工事請負費では、鷺ノ木遺跡の整備工事費用を計上しております。そのほかにつきましては、発掘調査事務所の維持管理に伴う経費が主なものとなっております。資料ナンバー71、72の3ページを提出しておりますので、ご参照お願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項6保健体育費、目1保健体育総務費から目2体育施設費まで。

○体育課長（木村忠公君） それでは、ご説明いたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員、森町スポーツ協会、森町スポーツ少年団の活動経費などが主なものとなっております。節7報償費では、各スポーツ少年団大会時の報償品やスポーツ教室講師謝金などが主なものとなっており、節12委託料では地域おこし協力隊員に係る経費を計上してございます。節18負担金補助及び交付金では、森町スポーツ協会や森町スポーツ少年団に係る補助や青森県外ケ浜町交流事業として龍飛・義経マラソン参加に伴う補助などが主なものとなっております。資料ナンバー72の5ページから7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2体育施設費につきましては、森町民体育館、森町ふるさと交流館をはじめといたしました町内各体育施設の管理に係る維持管理経費が主なものとなっております。節12委託料では、各体育施設の保守、点検業務や森町民体育館、サン・ビレッジ森の日直員業務、森町ふれあいの森指定管理業務などが主なものとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3学校給食費。

○給食センター長（敦賀靖之君） 目3学校給食費ですが、調理員に係る人件費のほか、節10需用費は施設の光熱水費や賄い材料費が主なものとなっております。賄い材料費に関連する学校給食費の改定につきましては、資料ナンバー73を提出しておりますので、ご参照願います。節12委託料につきましては、各種設備の保守点検のほか、給食配送の委託料が主なものでございます。節17備品購入費では、厨房関係備品といたしましてスチームコ

ンベクションオープン購入に係る経費を計上してございます。節19扶助費では、学校給食費相当額給付金を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款11災害復旧費、項1 土木施設災害復旧費、目1 土木災害復旧費。

○建設課長（濱野真行君） 214ページ、款11災害復旧費、項1 土木施設災害復旧費、目1 土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節13使用料及び賃借料の災害復旧時における重機借り上げ料、節18負担金補助及び交付金では北海道防災協会への負担金が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款12公債費、項1 公債費、目1 元金から款13予備費、項1 予備費、目1 予備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 款12公債費の元金と利子ですが、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

続いて、218ページの款13予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

235ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ24億99万円にしようとするものです。国保特別会計における医療費の推計、推移、収支状況及び一般会計繰入金内訳につきましては、資料ナンバー74をご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについて説明させていただきます。248ページをお開き願います。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税、節1 医療給付費分現年課税分から節3 介護納付金分現年課税分及び節7 子ども・子育て支援金分現年課税分までは、収納率を93%として算定しております。節4 医療給付費分滞納繰越分から節6 介護納付金分滞納繰越分までは、収納率を20%として算定しております。

款4 道支出金、項1 道補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 保険給付費等普通交付金は、町が支払う医療費等の財源として北海道から交付されるものです。節2 保険給付費等特別交付金は、医療費適正化対策事業等の実施に係る交付金です。

250ページ、款5 繰入金、項1 一般会計繰入金は、法定内のルール分及び地方単独事業に係る波及増分を計上しております。

項2 基金繰入金は、保険事業の費用に充当するため繰り入れるものです。

258ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明させていただきます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、人件費及び事務費等の経常的経費です。

目2連合会負担金は、北海道が運用する国保システムの負担金が主なものです。

260ページ、項2徴税費、目2賦課徴収費、節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金です。

項3運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務費です。

262ページ、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費及び目2医療費適正化特別対策事業費は、収納率向上のための研修会への参加や税を知る週間書道展、税務広報、医療費適正化を図るための柔道整復施術療養費患者調査業務委託料等です。

264ページ、款2保険給付費、項1療養諸費及び項2高額療養費は過去3か年の給付実績を基に、項3移送費及び266ページ、項4出産育児諸費、項5葬祭諸費は前年度決算見込額を勘案し、計上しております。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から268ページ、令和8年度新設されます項4子ども・子育て支援金分までは、都道府県化により北海道へ納付する事業費納付金です。

270ページ、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、特定健康診査実施等に係る費用で、健診委託料及び特定健診受診率向上支援共同事業負担金等を計上しておりますが、新規事業、国保とくもり事業として特定健診の連続受診年数や特定保健指導対象者の改善目標達成状況に応じて商品券を配付する事業を実施し、受診率向上を図ってまいります。資料ナンバー75をご参照願います。

272ページ、項2保健事業費は、予防接種委託料等です。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金は、過誤納による保険税還付金や還付加算金等です。

続きまして、281ページをお開き願います。議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本予算は、歳入歳出それぞれ3億9,410万1,000円にしようとするものです。収支の状況、被保険者数、医療費の推移については、資料ナンバー76をご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明いたします。292ページをお開き願います。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料は、年金から特別徴収される保険料です。

目2普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の保険料で97.5%の収納率を見込み、計上しております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、人件費及び事務費を繰り入れるものです。

目2保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものです。

294ページ、款5諸収入、項2償還金及び還付加算金は、被保険者に対する保険料還付金等を北海道後期高齢者医療広域連合から受け入れるものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。298ページをお開き願います。款1総務費、

項1 総務管理費、目1 一般管理費は、人件費及び事務費等の経常的経費です。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主なものです。

300ページ、款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料及び保険基盤安定繰入金並びに広域連合事務費の市町村負担分です。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付金は、過誤納による保険料還付金及び還付加算金です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

307ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ22億2,433万2,000円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ680万円に定めようとするものです。事業の概要につきましては、資料ナンバー77を提出しておりますので、ご参照願います。

保険事業勘定より歳入の主なものについてご説明いたします。326ページをお開き願います。款1 保険料につきましては、特別徴収、普通徴収保険料として被保険者数5,593人、普通徴収の収納率は90%として計上しております。

款2 分担金及び負担金につきましては、共同運営している茅部地区介護認定審査会における鹿部町の負担金です。

款4 国庫支出金から330ページ、款6 道支出金までにつきましては、介護サービス、介護予防サービス等給付費及び地域支援事業費に係る負担金や補助金を各負担割合により計上しております。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金から目3 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）までにつきましては、各給付費、地域支援事業費に係る町負担分を計上しております。

目4 低所得者保険料軽減繰入金は低所得被保険者保険料軽減分へ充当する繰入金として、目5 その他繰入金は人件費、事務費分の繰入れです。

項2 特別会計繰入金は、サービス事業勘定からの繰入れです。

項3 基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れです。

336ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1 総務費、項1 総務管理費は人件費、介護保険システム電算委託料、項2 徴収費は郵送に係る通信運搬費が主なものです。

338ページ、項3 介護認定審査会費は、介護認定審査会開催に係る委員報酬や人件費及び認定調査に係る事務費が主なものです。

340ページ、項5 計画策定費は、森町高齢者福祉計画、第10期介護保険事業計画の策定に係る人件費、計画策定業務委託料が主なものです。

342ページからの款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者の各サービス給付費を計上しております。

344ページからの項2 介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の各サービス給付費を計上しております。

348ページ、項4 高額介護サービス等費は利用者負担額が上限額を超えた場合の給付費として、項5 高額医療合算介護サービス等費は介護保険と医療保険の利用者負担額の合計が上限額を超えた場合の給付費として計上しております。

350ページ、項6 特定入所者介護サービス等費は、施設入所、短期入所に係る食費、居住費の低所得者軽減分を計上しております。

352ページ、款4 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業に係る経費を計上しております。

項2 一般介護予防事業費は、介護予防を目的とした各委託料等を計上しております。

354ページ、項3 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費及び目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの人件費が主なものです。

356ページ、目4 任意事業費は、介護用品支給に係る経費が主なものです。

目6 生活支援体制整備事業費は、生活支援サポーターの養成事業に係るものです。

目7 認知症総合支援事業費は、認知症カフェや認知症サポーター養成事業に係る経費が主なものです。

360ページ、款6 基金積立金につきましては、基金運用利息分の積立金です。

以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続いて、サービス事業勘定についてご説明いたします。364ページをお開き願います。歳入、款1 サービス収入、項1 予防給付費収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画作成費収入です。

368ページをお開き願います。歳出、款1 事業費、項1 居宅介護支援事業費は介護予防サービス計画作成委託料、款2 諸支出金、項1 繰出金は保険事業勘定への繰出金です。

以上、サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（木村俊広君） 議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、375ページ、議案第33号についてご説明申し上げます。

本案は、令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,335万3,000円にしようとするものでございます。

386ページ、387ページの歳入をお開き願います。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入並びに目2 居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの入所、ショートステイの収入でございます。

続きまして、項2 自己負担金収入は、介護給付費の自己負担金として入所者からの自己

負担金の収入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、一般会計からの繰入れをもって施設分、事業費分の不足分に充当しようとするものでございます。

続きまして、388ページ、389ページをお開き願います。款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、職員の雇用保険料自己負担分及び介護サービス利用者負担軽減事業補助金が主なものでございます。

続きまして、392ページから395ページの歳出をお開き願います。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費ですが、施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。資料といたしましてナンバー78、79を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、396ページ、397ページをお開き願います。款2事業費、項1施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設介護サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー80と81を提出しておりますので、ご参照願います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（木村俊広君） 議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算。

○水産課長（川村勝幸君） それでは、議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算についてご説明いたします。

403ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ51万1,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。414ページ、415ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料の51万円につきましては、港湾施設用地の貸付使用料でございます。

続きまして、418、419ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8旅費と節10需用費につきましては、港湾業務に係る事務経費でございます。次に、節27繰出金の21万7,000円につきましては、令和8年度は使用料を充当する町単独事業等の予定がございませんので、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

421ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ7,733万3,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。432、433ページをお開き願います。歳入の款1分担金及び負担金、項1負担金、目1リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と森、砂原、鹿部の3漁協が担う施設運営に係る費用の負担金でござ

います。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料でございますけれども、ホタテウロの受入れ数量を1,700トンと見込み、4,250万を計上しているところでございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、収支の均衡を図るためホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金から362万9,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、次のページ、款4繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、施設運営に係る森町の負担金でございます。

次に、438、439ページをお開き願います。歳出の款1項1目1総務事業費、節2給料から節4共済費までにつきましては、施設運営に係る職員2名分の人件費でございます。節10需用費の主なものにつきましては、電気料と施設機器類などの修繕に係る費用が主なものでございます。節12委託料につきましては、ホタテウロの処理に係る費用が主なものでございます。乾燥処理業務として1,741万円、焼却処理業務として3,049万7,000円を計上しております。次のページに移りまして、節17備品購入費の主なものにつきましては、施設で受入れをしているホタテウロの処理のためのフォークリフトを経年劣化のため購入しようとするものでございます。続きまして、節26公課費につきましては、令和7年度分の収入に対する消費税及び地方消費税として193万2,000円を計上してございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算。

○国保病院事務長（千葉正一君） 議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。

資料ナンバー82、病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

まず初めに、1ページの業務の予定量ですが、病床数60床、年間患者数は入院1万2,775人、外来2万1,772人、1日平均患者数は入院35人、外来90人を見込んでおります。

建設改良事業は、生理検査サポートシステムの購入、ナースコール連動型PHSシステム構築、再加熱キャビネットの購入を予定しております。

収益的収入及び支出の収入については、病院事業収益9億3,023万4,000円で、医業収益6億6,647万6,000円、医業外収益2億6,375万8,000円となっております。

支出についてですが、病院事業費用は13億846万5,000円で、医業費用12億9,260万円、医業外費用1,536万5,000円、予備費50万円であり、収支不均衡予算であります。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入については、資本的収入4,225万2,000円、企業債940万円、出資金2,849万6,000円、補助金435万6,000円となっております。

支出につきましては、資本的支出9,345万7,000円で、建設改良費1,621万1,000円、企業債償還金7,724万6,000円となっております。

次の企業債から３ページの重要な資産の取得及び処分までは記載のとおりとなっております。

予算書９ページ以降の事項別明細書により主なものについてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款１病院事業収益、項１医業収益、目１入院収益は４億８８０万円で、診療単価３万２,０００円を見込み、目２外来収益は１億６,３２１万７,０００円、外来診療単価７,４００円、訪問診療単価３万３,２３０円を見込んでおります。

目３その他医業収益ですが、各種健診、予防接種収入や救急医療に対する一般会計からの補助金などとなっております。

１０ページをお開き願います。項２医業外収益、目２他会計補助金の２億５,５８１万９,０００円は、説明欄記載のとおり負担区分に基づく一般会計の繰入れであります。

１１ページ、支出、款１病院事業費用、項１医業費用、目１給与費は、病院運営に係る人件費であります。

目２材料費であります。実績等を勘案し、計上しております。

１２ページをお開き願います。目３経費であります。応援医師の謝金、施設管理、各委託業務などを計上しております。

１７ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、款１資本的収入、項１企業債、目１企業債の９,４００万円は、医療機器購入に係る企業債であります。

項２出資金、目１出資金２,８４９万６,０００円は、過去の医療機器等購入等に係る企業債償還金に充てるための一般会計からの出資金であります。

目３補助金４３５万６,０００円は、医療機器購入に係る補助金であります。

１８ページをお開き願います。款１資本的支出、項１建設改良費１,６２１万１,０００円は、説明欄記載のとおり生理検査サポートシステム、ナースコール連動型ＰＨＳシステムの構築、再加熱キャビネット購入であります。

項２企業債償還金、目１企業債償還金７,７２４万６,０００円は、過去の医療機器購入やエアコン設置工事などに係る企業債の元金償還支払い分であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第３７号 令和８年度森町水道事業会計予算、議案第３８号 令和８年度森町公共下水道事業会計予算。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第３７号 令和８年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第２条の業務の予定量ですが、給水戸数は４,８４４戸、年間総配水量は１３６万２,６２７立方メートル、１日平均配水量は３,７３３立方メートルとなっています。主要な建設改良事業の概要については記載のとおりですが、主な工事の工事量、予定箇所につきましては資料番号８３番をご参照ください。

２ページをお開きください。第３条の収益的収入及び支出の予定額について、収入の第１款水道事業収益を２億９,０６９万１,０００円に、支出の第１款水道事業費用を３億３,４４０万

6,000円にしようとするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1款水道事業資本的収入を1億3,770万3,000円に、支出の第1款水道事業資本的支出を1億7,515万9,000円にしようとするものです。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が支出額に対し不足する額3,745万6,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

第5条の企業債ですが、起債の借入限度額1億2,850万円は、更新事業の財源として借り入れるものでございます。

第6条の一時借入金2億円は、必要な資金を一時借入れする場合の限度額の設定となっています。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっています。

第8条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億5,461万9,000円で、前年度比535万9,000円の減となっております。

目3その他の営業収益は1,908万3,000円で、前年度比35万3,000円の減となっています。

11ページの款1水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金は、前年度比36万2,000円の増となっております。これは、旧簡易水道事業、現簡易水道事業の建設改良費に係る既に発行された企業債の利息償還金の2分の1についてルール分に基づき一般会計からの繰入れをするものです。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目3消費税及び地方消費税還付金は、前年度比1,027万9,000円の増となっています。

目4長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比6万4,000円の増となっています。

12ページをお開きください。支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費1億4,231万8,000円は、原水の取水並びに浄水処理に関わる施設の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比1,646万9,000円の増となっています。節の修繕費4,131万4,000円は、説明欄記載のとおり各機器の整備保全に要する修繕費でございます。節の委託料7,460万9,000円は、各施設における維持管理及び運転管理に要するものでございます。

13ページ中段、目2配水及び給水費4,773万4,000円は、職員給与費及び配水池、配水管、その他附属施設並びに給水装置の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比606万4,000円の減となっています。14ページをお開きください。節の備消耗品費から公課費については、配水施設等における維持管理及び運用等に要する費用です。

15ページ、目4業務費5,149万円は、水道料金、下水道使用料の検針及び開始、中止業務、

窓口業務、量水器の維持管理に要する費用で、前年度比586万8,000円の減となっています。

目5総係費3,221万8,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しており、前年度比28万8,000円の減となっています。以下、16ページまででございます。

16ページ下段、目6減価償却費5,317万9,000円は、有形固定資産減価償却費を計上しています。

17ページ、目7資産減耗費136万7,000円は、前年度比122万円の増となっています。

18ページをお開き願います。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費369万9,000円は、企業債の返済利息と一時借入れの場合の利息を計上しています。

20ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1億2,850万円は、水道施設の更新事業を実施するための起債を借り受けるものです。

項2負担金、目1負担金359万1,000円は、消火栓設置工事に伴う一般会計からの負担金です。

項3出資金、目1他会計出資金561万2,000円は、旧簡易水道事業、現簡易水道事業の建設改良費に係る既に発行された企業債の元金償還分の2分の1についてルール分に基づき一般会計から繰り入れるものです。

21ページ、支出について、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費1億4,124万2,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置に必要な費用、工事請負費の各水道施設の工事、委託料を計上しております。

下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金3,391万7,000円は、借り入れた起債の償還に必要な費用で、前年度比1,223万3,000円の減でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量について、排水戸数3,180戸、年間総排水量50万4,019立方メートル、1日平均排水量1,381立方メートルとなっています。主要な建設改良事業の概要については、公共下水道管渠新設工事で、工事量として污水管口径が150から250ミリで、延長150メートルの施工を予定しております。工事詳細の予定箇所につきましては、資料番号84番をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額について、収入及び支出それぞれ4億5,513万2,000円にしようとするものです。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1款下水道事業資本的収入を2億4,933万3,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を3億7,832万円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のおおり、資本的収入額が支出額に対し不足する額1億2,898万7,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による水洗便所改造等資金あっせん融資取扱手数料に係る債務負担の設定でございます。

3ページの第6条、企業債でございますが、起債の借入限度額4,700万円は建設工事の財源として借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金2億円は、工事前払い金など必要な資金を一時借入れするための限度額の設定です。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計から公共下水道事業会計への補助金で、企業債利息支払金として3,595万3,000円、経営健全化補助金として1億8,278万4,000円を受け入れようとするものでございます。なお、経営健全化補助金の主な使途は、企業債償還金の財源補填として1億2,256万2,000円、事業運営費として5,890万9,000円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,604万3,000円で、前年度比45万5,000円の増となっております。

11ページの項2営業外収益、目1他会計補助金2億1,873万7,000円は、一般会計よりの補助金で、前年度比1,913万6,000円の減となっております。

目3長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比517万6,000円の減となっております。

12ページをお開きください。支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費2,283万2,000円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設及び排水施設の管理に要する費用を計上しています。

13ページ、目2処理場費1億395万5,000円は、森浄化センターの汚水処理並びに汚水処理に係る施設の維持管理や運転業務に必要な費用で、前年度比1,594万7,000円の減となっております。

14ページ下段から16ページ中段にかけて目4総係費3,225万2,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用で、前年度比26万3,000円の増となっております。

16ページの目5減価償却費は2億5,893万7,000円で、前年度比819万8,000円の減となっております。

17ページの項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は3,655万3,000円で、前年度比505万4,000円の減となっております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債は4,700万円で、前年度比2,060万円の増となっております。

下段の項2国庫補助金、目1国庫補助金は3,250万円で、前年度比2,370万円の増となっております。

19ページの項3出資金、目1他会計出資金は1億6,943万3,000円で、前年度比1,543万円の増となっています。

項4受益者負担金、目1受益者負担金は建設費の財源となるもので、本年度は40万円で、前年度比69万7,000円の減となっています。

20ページから21ページに続く支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費は、職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用で、本年度は1億915万9,000円で前年度比5,362万5,000円の増となっています。これは、委託料と工事請負費が増加したものと函館湾流域下水道への広域化に伴う建設負担金の計上が主な要因です。

21ページ下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金は2億6,916万1,000円で、前年度比で239万6,000円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第4に関わる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月4日午前10時開会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時51分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和8年3月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和8年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

令和8年3月4日（水）

開議 午前10時00分

延会 午後 4時06分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について
議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について
議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
議案第29号 令和8年度森町一般会計予算
議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算
議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 学校教育の「カリキュラム・オーバーロード」解消を求める意見書
- 6 意見書案第2号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書
- 7 議員の派遣について

8 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長	14番	木村俊広君	副議長	1番	伊藤昇君
	2番	河野文彦君		3番	高橋邦雄君
	4番	河野淳君		5番	山田誠君
	6番	野口周治君		7番	斉藤優香君
	8番	千葉圭一君		9番	佐々木修君
	10番	加藤進君		12番	東隆一君
	13番	松田兼宗君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	山下英一君
総務課長兼 防災交通課長	濱野尚史君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜君
監査事務局書記長	関孝憲君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	岩井一桐君
企画振興課参事	池田恵太君
税務課長	東克宏君
保健福祉子育て課長	宮崎弘光君
保健福祉 子育て課参事	萩野友章君
保健福祉 子育て課参事	葛西十夢君
住民生活課長	阿部泰之君
環境課長	川口武正君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤英樹君

農 林 課 参 事	佐 藤	司 君
水 産 課 長	川 村 勝	幸 君
商工労働観光課長	白 石 秀	之 君
建 設 課 長	濱 野 真	行 君
建設課技術長	伊 藤 正	吾 君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴 田 正	哲 君
町民福祉課長	奥 山 太	崇 君
教 育 長	毛 利 繁	和 君
学校教育課長	坂 田 明	仁 君
学校教育課参事	藤 嶋	希 君
学校教育課参事	萩 森 敦	史 君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須 藤 智	裕 君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木 村 忠	公 君
給食センター長	敦 賀 靖	之 君
国 保 病 院 経営企画統括監兼 さくらの園・園長	柏 浏	茂 君
国保病院事務長	千 葉 正	一 君
上下水道課長	水 元 良	文 君
消 防 長	松 居 順	一 君
消 防 次 長	佐 山 寿	一 君
消 防 署 長	松 田 光	治 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	関	孝 憲 君
議事係長兼 庶務係長	長 谷 川	拓 哉 君
庶 務 係	木 村	友 理 香 君
総 務 係	近 江	篤 市 君
総 務 係	山 内	梨 沙 君
財 政 係	三 澤	拓 海 君
行革DX推進係	佐 藤	晴 君
人 事 厚 生 係	三 春	こ の み 君

○会議に付した事件

1 一般質問

- 2 議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について
議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について
議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
議案第29号 令和8年度森町一般会計予算
議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算
議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席13番、松田兼宗君、議席1番、伊藤昇君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行についてですが、質問は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、そして当局を含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、1、独居者のための新たな水道基本料金制度の実現方法と現行の運用整理について、議席12番、東隆一君の質問を行います。

○12番（東 隆一君） 通告に従いまして質問させていただきます。

独居者のための新たな水道基本料金制度の実現方法と現行の運用整理についてです。町長は、2期目の新マニフェスト、新たな挑戦において独居者など水道使用量が少ない方の負担軽減として新たな水道基本料金を設立するとインターネットやパンフレット等で掲げていました。物価高が続く現在、特に年金生活者の独居高齢者にとって水道料金は使用量に関係なく発生する固定的な負担であります。軽減を図るために新たな水道基本料の設立は必要であると考えます。マニフェストは町民との契約書です。マニフェストに感動し、心を動かされた独居高齢者も多くいたとの声も聞かれます。それを踏まえて2点伺います。

この新たな水道基本料を設立するとありますが、現在どのように進められているのか。

2 番目、この公約を実現するために現行の水道基本料金制度やその運用を整理し、制度として再構築する必要があると考えられますが、よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1 点目について、ここ数年の物価高による水道事業の経営状況への影響などもあり、国の重点施策である国土強靱化に伴う森町上下水道耐震化計画、森町水道事業更新計画を実行していくため、今年度において水道事業経営戦略を改定作業中ですが、投資、財政計画をシミュレートした結果、非常に厳しい経営状況になることが判明しましたので、料金制度の検討と並行してこれからは水道料金の値上げを検討していかなければなりません。そのため、議員のおっしゃる単身者や高齢者の使用水量の少ない世帯に対して負担軽減を図る方策は、2 期目のマニフェストで掲げたとおり、今後より一層必要であるものと認識しております。

2 点目の現行の水道基本料金制度やその運用の整理についてですが、1 点目でお答えした負担軽減を実現する料金制度の具体的な方法の一つとして、基本水量が10立米のところを8立米や6立米までのように基本水量の幅の設定が考えられます。また、これに応じて基本料金の収入が減少しますので、この減少分について一般会計から繰出金を想定し、もろもろの方策を検討してまいります。この検討には令和8年度予算で森町水道料金体系検討業務を予算計上しておりますので、基本水量の幅の設定におけるシミュレートや給水原価と供給単価等の専門的な検討、過去の調定結果からの詳細な使用実態の分析を行い、料金設定に透明性を持たせ、使用水量に基づいた適切な負担が図れるような料金体系を構築できるよう料金制度の再構築をしたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○12番（東 隆一君） 再質問をさせていただきます。

町長の2期目の公約の、私が議員活動の中で独居高齢者の中回って歩いている中で、このようなパンフレットを見せられまして、こういうふうに書いてあるけれども、これどうなのだと、いつからやってもらえるのだということ、ここのパンフレットの中では独居者のための新たな水道基本料金を設立というだけです。その裏のほうを見ますと、ここであればここの中にQRコードをかざすと詳しく説明しますということ、ここを開きますと、町長もちょっと確認していただければ分かりますけれども、自分でこれやられたのだと思います。その中に町独自の新たな水道料金を独居世帯などの水道をあまりたくさん使用しない方々に向けて新たな水道基本料金を設立しますと、設立しますと。物価高など生活費が高騰している中で、森町は渡島管内でも水道料金が高いほうです。地域の地形や環境特性で水道料金に自治体ごと違いが出てくるのはご理解いただきたいのですが、物価高が続くこの状況で少しでも負担を軽減していただくために基本料金を新設を実施いたしますと、ここまではっきり書かれているので、これはどうなのだと、やっ

えるのだろうか。当然2期目ですから、1期目のときにはそういう部分は、当然町長は1期目のとき町民の声を聞きますよということで、2期目入ったときにまだ現職でこれやられているわけですから、非常に重みがある発言だと思うのです。ですから、それを踏まえまして、いつやるのか、任期中にやるのか、やれないのか、そのところをはっきり答えていただければ町民にも説明がつくと思うのですけれども、いかがでしょう。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でもお話しさせていただきましたとおり、上下水道の経営状況に関しましては、今後給水、給水量というか、使用者の減少等々も含め、かなりこの収入のほうで落ち込むことが予想されております。その中において値上げも検討していかなければならない、避け難いこれは事実でございます。その中においても、これは先般他の議員の皆様からも以前ご質問いただいた案件でもあるのかなと思いますけれども、そもそも独居ですとか、独居も高齢者だけではなくて若年層の方でも独居の方もいらっしゃいますけれども、そもそも使用水量が少ない方、そういった方々がある一定数いらっしゃいます。そういった方々の使用実態に即した基本水量、先ほど10立米、8立米、6立米という例を挙げさせていただきましたが、そういった新たな基本的な使用水量を定めて、それにのっとった基本料金で調整をしていくと、大まかな流れはそのような制度であるのかなと思います。やはりそれには財源が必要でございまして、これは一般会計からの公営企業への繰り出しというものが必要になってきます。そういった基本的な生活インフラの利用料に対する減免、これは本当に大きな私は政策であると思います。だからこそ、公約、政策の中に上げさせていただきました。そういったことも踏まえ、その他様々今この行財政改革、財政を改革して様々な新たな政策に充てるべき財源を捻出していかなければなりません。そのためにも、今言った私の政策、公約実現のためにも行財政改革を進め、新たな施策への財源の割り振りというものも行っていく、その中で新たな財源を例えば公約、今おっしゃっていただいた水道料金の新たな基本料金の設立、そういったものにも振り分けていかなければならないと思います。

基本的にはこの行財政改革、待ったなしでございまして。そもそもこの任期中にある程度の見通し、そして財源の推移というものを明らかにしていかなければなりません。そればかりではなくて、その手法、やり方に関しても、これはもう本年度中に議会のほうに示していかなければならないと思います。今期中にそのような財源の見通し等々を定め、そしてまたこれもちょうどぴったり、ぴったり合ったというか、たまたまなのですけれども、第3次の総合計画にも、ちょうど令和10年策定になるのかな、という時期も重なっておりますので、本当にこの町の政策としてどういったものを残し、どういったものを改廃していくのか、これは検討する非常にいいタイミングなのかなと思っております。そういった点からも必然的にはこの年度中に方向性、ここまで財源は確保できた、制度も決まった、あとは実施する、これは条例改正が必要になるのかなと思いますけれども、そういったものはお示しできると私は考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○12番（東 隆一君） それでは、伺います。

任期中に着手する意思があるのかないのか、それだけはっきりここで明確にお答えいただければと思います。任期中にということです。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁になりますけれども、先ほどお話しさせていただきましたとおり、プロセスは多々ございます。しかしながら、この任期中に、これは着手というか、そもそもそういった財源の行財政改革等も含めてこれはもう行っていかなければなりませんし、お示しできると私は考えておりますので、断言と捉えていただいて私は結構でございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 独居者のための新たな水道基本料金制度の実現方法と現行の運用整理についてを終わります。

以上で議席12番、東隆一君の質問は終わりました。

次に、2、道の駅リニューアル計画の進捗と今後について、議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、通告に従いましてご質問させていただきます。

道の駅リニューアル計画の進捗と今後についてです。令和7年度では、庁内検討委員会を7月に設置し、その庁内検討委員会が7月と9月に開催され、そして町民向けワークショップが9月に2回開催されました。その後の進捗と今後についてお聞きします。

1つ、庁内検討委員会のメンバーはどのような部署もしくはメンバーになっているのでしょうか。

2、庁内検討委員会が9月以降何回開催されて、どのような内容だったのでしょうか。

3、令和7年度中に基本計画が策定される予定でしたが、策定されたのでしょうか。どういう基本計画になったのでしょうか。

4、今後の道の駅の運営方法についてはどのようにお考えなのでしょうか。

5、今後の予定では、令和8年、来年度は基本設計、9年度は実施設計、10年度は建設工事で、11年度には新築の道の駅がオープン予定となっておりますが、その変更はないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

道の駅Y・O・U・遊・もりのリニューアルについては、令和6年度より具体的に検討を進めてまいりました。予定では、令和7年度をめぐりに基本計画を策定し、基本設計、実施設計、工事と進めていく考えでありましたが、行財政改革の実施により当初予定していた施設整備のスケジュールに遅れが生じることになりました。なお、基本計画については現在も策定に向け進めておりますが、現在案の段階としており、今後は有効な各種補助金等の活用についても再度見直しを行う予定でございます。作成次第議員の皆様、また町民の皆様

様に対してご意見を伺う機会を設け、策定いたします。

ご質問の1点目についてですが、検討委員会は商工労働観光課、総務課、企画振興課、防災交通課、建設課、農林課、水産課、社会教育課の8課の構成で、それぞれ課長及び係長職または係員をメンバーとしております。

2点目についてですが、9月以降は5回開催しております。内容については、町民ワークショップに向けての方向性の確認、活用する各種補助金等に関する情報共有、新たな道の駅に求める最大限のポテンシャルを発揮できる建物の規模や駐車場を拡張した場合を想定した課題共有、隣接する都市公園との課題共有、また直売所機能の検討のために検討メンバーと森漁業協同組合、砂原漁業協同組合、JA新はこだて森基幹支店との意見交換、案内所機能の検討として森観光協会とこれまで意見交換を行ってきております。

3点目についてですが、冒頭での説明のとおり、事業全体に遅れが生じることから、財源等について再度見直しを行うこととし、以後の基本設計業務に向けて準備、策定してまいります。

4点目についてですが、他の道の駅運営で主流である指定管理者制度での運営、または第三セクターによる運営についても考えているところでございます。

5点目についてですが、事業全体スケジュールについては、行財政改革の実施に伴い見直す必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回この道の駅についての一般質問をするに当たって、実はワークショップがもう4回開催されています。その後情報が全くないのです。それが例えば財政的に厳しい状況なので、今見直しているなら見直しているでそれを町民にきちんと伝えるような情報発信をしてもらわないと、結局町民はワークショップはやった、4回もやった、その後基本計画が令和7年度につくられるというところまでは分かっている、ではその基本計画はどうなったのって当然聞きます。まだ策定中となれば、それだって外部委託したところに約1,000万ぐらいたしかかかっているはずなのですから、その部分も含めてきちんと町民のほうにその進捗状況も含めて、今後道の駅については令和11年度ではなくて、例えば令和12年度までにオープンをする1年間ずらすとか、そういったところで明言して今後進めるようにすることは可能なのかどうなのか。もしくは、複合施設みたく財政がしっかりつかめないと、取りあえず少しずつ少しずつ進めていって、それで町民に話しして納得してもらうのか、その辺を、町民にしてみたら令和11年にオープンするのだから楽しみにしているわけです。だから、そこをはっきりさせるような情報発信の仕方をもう一度町長にお聞きします。いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

千葉議員お話しのとおり、議員もワークショップに参加していただいている、一緒にい

ろんな意見交換等をしていただいていたのを記憶にございます。ワークショップ後に確かに、議員お話しのとおり、今この現状というものはあまり町民のほうにはお伝えできていない、そういう状態なのかなと思います。その辺は真摯に受け止め、今後どのような方向性を持って進めていくのかというところに関してはしっかりと発信させていただきたいと思います。

そしてまた、今後道の駅のこの再整備計画というか、どういった形で、そしてまたどういったスケジュールを持って進めていくのかというところでございますけれども、これはやはり財政というところは非常に切っても切り離せない大切な部分でございます。行財政改革は、今までやろうとしてきたこと、そしてこれからやらなければならないことも含め根幹になる部分でございます。当然このセットでお話ししなければならないその順番といったしましては、まずは行財政改革の進め方、そして効果、効果というか、どのくらいの財源確保をもくろんでいるのか等々も含め、先ほどの水道料金のお話ともリンクしますけれども、新たな財源をどのようにどのようなものに配分するのかというところも含めて、行財政改革の全体像も含めてこの道の駅の進捗計画等とも併せて私はセットでお伝えしていかなければならないと思いますので、そのような形で伝えていくというふうに捉えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） ないです。

○議長（木村俊広君） 道の駅リニューアル計画の進捗と今後についてを終わります。

以上で議席8番、千葉圭一君の質問は終わりました。

次に、3、町民全員で健康なまちづくりを、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） それでは、私は1点、町民全員で健康なまちづくりについて質問させていただきます。

日本国の平均寿命は、男性が81.09歳、女性が87.13歳でありまして、健康寿命は男性が72.57歳、女性が75.45歳となっております。森町では、12月から2月までに亡くなられた方々の平均寿命が男性が79.85歳、女性が83.14歳であり、いずれも平均寿命には達しておりません。やはり健康寿命が重要であり、人生は健康でなければなりません。

森町の保健事業の活動状況を見ますと、過去3年間の実績では健診受診率が10%前後であり、あまり良好な状況ではありません。令和7年度より無料健診として実施されておりますけれども、町民に対して強ちに周知徹底を図っていくべきであろうというふうに思っております。

また、予防接種についてはインフルエンザ、带状疱疹、新型コロナ、肺炎球菌等々の料金が1,500円から1万1,000円程度となっておりますので、これらもやはり全額町が負担して町民の生命と財産を守るべきだと、私はそう思っております。

病院受診者が増えることによりまして国保会計も相当な負担となり、町財政に影響が生

じてまいります。そのようにならないためにも町と町民が互いに協力し合い、長寿で健康な森町をつくっていかうではございませんか。そうすれば、森町への移住者も増えるのではないのでしょうか。長寿者が増加すると普通交付税にも影響を及ぼすことになります。町長、ぜひ実行して長寿で健康で住みよい森町をつくろうではございませんか。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町が行っている各種健診は、生活習慣病をはじめ様々な病気の早期発見、早期治療はもちろん病気そのものを予防することを目的に行っており、より多くの方に受診していただくことにより健康なまちづくりにつながるものと考えております。これまで健診料金の自己負担額について段階的に金額の引下げや無料化を実施してきており、令和7年度には胃がん、大腸がん、骨粗鬆症、簡易脳検診の自己負担を無料化とし、一部オプション費用を除いて全ての健診に係る費用を無料化とすることで、より受診しやすい環境づくりに取り組んでまいりました。町民の皆様にはこのような取組について広報や町ホームページなどを活用し、引き続き周知徹底を図りつつ、無料化とした効果についても検証してまいりたいと考えております。

また、各種予防接種につきましては、おおむね接種料金の半額程度を助成しているところですが、ワクチン接種される方は副反応があることを十分理解した上で受けてもらう必要があります。予防接種の自己負担の軽減につきましては、より受診しやすい環境づくりの観点から引き続き検討させていただくとともに、生活習慣病等の発症と重症化の予防、健康寿命の延伸、何より町民の皆様自身が自分の健康づくりに関心と主体性を持てるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 予防接種等々については、今後検討していきたいというふうなお話でございますけれども、町民の方々にやっぱり関心を持たせる、またはやらせるというような意識の向上を図るべきだと私は思っております。ホームページに載せたとか回覧を出したとか通知を出したとかっていっても、見る方と見ない方おりますので、それはそれでやむを得ないのかなと思っております。

それと、森町の各部落の会館が令和7年、8年に冷暖房装置が全部落会館に設置される予定になっております。せっかく数億円を投入するわけでございますので、有効利用をしない手はないと、私はそう思っております。高齢者の憩いの場、軽スポーツまたは球技等々に開放して健康保持のために使用し、健康長寿に尽力すべきだろうと、私はそう思っております。

町長は、執行方針においても森町健康増進計画の徹底指導を行い、町民に周知を図り、健康に対する意識の向上を図り、推進すべきであると申しております。また、教育長も健康な心身を育てるスポーツ活動の推進を図り、高齢者の軽スポーツの普及に努め、健康で

豊かな生活の実現を図れるよう明言をしております。私は、やはり行政と町民とがお互い話し合いまして、今人生100時代を迎えるわけでございますので、健康な町森町を創作しようではございませんか。再度町長の意見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

山田議員おっしゃる本当に幾度となく町民の皆様のこの健診率の低さというところに、この森町の町民の皆様の健康状態、それを何とか行政の力というか、行政の施策というか、そういったものを醸し出して何とか上げられないのかというこの非常に熱い思いは、本当に私たちも毎回の一般質問の中で重く受け止めているところでございます。担当課としても、私が町長になる前から様々受診勧奨をはじめ、広報、こちらも含め、いろんなことをさせていただいてきております。

新たな周知方法というところに関しては、全て漏れなくということ表現するのはあまり今適していないのかもしれないですけども、ほとんどの受診勧奨の取組を思いつく限りやってきている、そういった状況でございます。健診受診率向上の取組を共同でやっている事業者からは、これだけやっているのに、この程度しか上がらないのですかということ珍しくお話しされたという経緯というか、経験というののもちょっとあつたりもします。そして、過去には議員からも1件1件訪問したり、直接こちらからというご提案もいただきました。そういった点もいろいろ考慮しながら、いろんな施策をやってきたわけではありますけれども、その個別にというところもなかなかうまく実施に移せない、そういった状況でございますし、これは何とか、やはり直結すると思いますので、受診率、健診。やっぱり健康寿命の延伸のためには、何を食べているか、食事、そして基本的な運動をしていただかなければなりませんし、どんなことでも、ささいなことでもいいのですけれども、社会参加というか、町内会活動でも老人クラブの活動でもいいですし、散歩でもいいですし、ご近所とのちょっとした会話とかでもいいのですけれども、本当に日常生活におけるちょっとおっくうになってきたな、今日はいいかなという、そのちょっとずつの積み重ねが結果として一般的に言われるフレイルという状況に陥ってしまうのかなと思います。そういった意味では、議員が今までお話ししてきたとおり、直接個別にという要素を捉えさせていただければ、そういった日々の生活に対して何とか家から出してもらう、地域とつなげる、町内会活動を通じてなのか、会の活動においてなのかはちょっとあれですけども、一緒に参加してもらうという対象者の行動が本当に伴っていただかなければならないのかなと思います。

もう片方では医学的な、医療的な、例えば口腔ケアですとか医学的な予防ですとか、こちらは行政の本当にこれはやらなければならない、準備しなければならないフレイル予防というところにおいての政策の本丸であるのかなと思います。効率的にこれは行っていかなければなりませんし、先日全員協議会の中でもご説明させていただきました国保とくもり健診事業とか、特定のものにしか使えないこういった基金というか、そういったものを活用させていただきながら、今後も総合的に何とか家の中から引っ張り出すという言い方

はちょっと適さないかもしれないですけども、今言った5つの基本的なケア等々をしつかりと行っていかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 非常にいいような方向づけのお話であろうと思います。私も町内会活動も各町内会の方々に聞きますとやっぱり高齢化しておいてなかなかうまく運営ができていないというふうなことを伺っておりますけれども、町長今言ったように受診率を上げて、やっぱり健康保持をすべきだと、私はいつも言っているように健康に勝る宝なしというふうに言っております。

それで最後に、今の時代、行政で1課で何でも対応するということにはならない、できないというふうに思っております。そういう厳しい状況下にあるということでございます。だから、各課何事も協力し、話し合いをしまして、健康保持のため頑張ってもらえるよう職員に周知徹底を図って、行政全体で全力で頑張って、健康で住みよい森町を形成していただきたいと、そういうふうに思っておりますので、最後に町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当に1つの課だけでは担い切れない課題がつながっている、そういう状態、まさにそれはおっしゃるとおりなのかなと思います。一見つながらないようなその要素をくっつけて行動に移していただくみたいなその誘導的なものが、誘導という言い方はちょっとあれかもしれないですけども、それこそまさに政策だなんて思います。例えば今防災に関する意識が非常に高まっている。例えばですけども、津波警報が出たらどうしたら、例えばの話ですけども、例えば避難所をよく理解していないとか、どういう行動をしたらいいかわからない。自助、共助、公助の中の共助の部分とか、そういった防災とこのフレイル予防というものをつなげて、防災散歩みたいなものとか、例えばですけども、これは何も今担当課のほうには伝えていないですけども、防災とフレイル予防、防災交通課のほうから結果としてフレイル予防になるような散歩を促すような、毎日でも、週に1回でも、月に二、三回でもいいですけども、最寄りの避難所まで散歩をしてみるとか、これはやはり自身の危機管理というか、自助の部分に私はつながると思いますので、その自助の行動を促す、共助のつながりを促すということを結果としてこのフレイル予防につなげられないかということを今山田議員のお話からちょっとびんときました。

あと、例えばお孫さんとかお孫さん世代のお子さんの活動というものを本当に高齢者の皆さん非常に喜んで拝見されているというか、見に行きたいなって思われている方は結構いらっしゃいます。例えばお子さんたちのその活躍の機会、お孫さん世代だけではなくてもいいのですけども、例えば砂原では松前神楽ですとか権現太鼓さんとか、お子さんたちは非常に見ていただきたい場を求めている、指導者の方々も。ですので、そういったものを見ていただける場、披露していただける場とそれを見に来て楽しんでいただく、そういった機会を併せる。例えば今でいうと防災交通と保健福祉子育て課、今でいうと社会教

育課、学校教育になるのかな、それと保健福祉子育て課というような、まさにおっしゃるその多課連携での施策の考察、考案というのは非常に大切になってくるのかなと思います。その辺の課を超えた連携というのは、今までもいろんな議会の皆様からも、議員の皆様からもご指摘、ご意見いただいて、そのような政策の考え方を進める土壌はできておりますので、しっかりといただいたご意見を基に担当課のほうに振っていきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町民全員で健康なまちづくりを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、4、行財政改革と公共施設整備について、新規就農対策について、議席4番、河野淳君の質問を行います。

初めに、行財政改革と公共施設整備についてを行います。

○4番（河野 淳君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

内容につきましては、行財政改革と公共施設整備についてでございます。昨年10月開催の複合施設整備調査特別委員会において、今後の森町の財政収支見通しの厳しさから、複合施設の建設計画を一旦休止し、5年間を目途とした行財政改革を実行し、収支改善を図った上で再度建設計画を取り進めるとの説明がありました。第3次平成不況により国や地方の財政が悪化し、国主導の三位一体改革による国庫補助金の削減や普通交付税の単位費用化による歳入の減少、景気悪化によるセーフティーネットとしての公共事業増発による公債費の増加など、合併前から旧森町、旧砂原町を取り巻く財政状況は非常に芳しくなかった状況で合併したわけですが、合併後も状況は変わらず、2期にわたる集中改革プランなどに基づいた行財政改革を行い、行政の効率化や歳出削減に取り組んできた経緯があり、現在に至っていると認識しております。

過去の行財政改革では、需用費や維持補修費の削減など徹底して行っていた経過もあり、今回の行財政改革での影響額はそれほど大きなものにならないのではと感じてしまいます。基礎収支の構造的な改善を行うためにはアクションプランなど実行計画の策定が必要ではないかと考えますが、昨年の説明では行財政改革の詳細な取組方針などは示されていませんでした。また、公共施設整備についても円安、インフレーションが進んでいる現状では、早い時期に整備したほうが結果的に財政負担が少なくなる場合もあると思います。行財政改革と公共施設整備については、様々な要因や検討課題があり、どちらも非常に厳しい判断になると思いますが、今後どのように取り進めていくのか伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町では、過去の行財政改革において事務事業の見直しや職員数並びに歳出削減に取り組み、その結果、財政健全化のための基盤を築いてきました。その効果もあり、財政健全化4指標では早期健全化基準を全てクリアしており、一見すると健全な財務運営であるかのように見えますが、実際の町の財政は厳しい状況にあると言わざるを得ません。

行財政改革の取組方針としては、実効性のあるアクションプランを策定し、進めていく

必要があります。本町の財政力指数や経常収支比率は、この10年間大きく変化しておりません。公債費は逡減しているのにもかかわらず指標が動いていないということは、財政構造そのものに課題があるということでございます。人件費、物件費、補助費、繰出金といった経常的経費の増加、そしてふるさと応援寄附金を恒常的に充当しなければならない単独事業の拡大、この構造を正面から見直します。詳しくは財政健全化計画案の説明機会を設けさせていただき、その中でお示しさせていただきますが、今回の行財政改革は単純な歳出削減をアクションとするのではなく、財政の構造改革を目的とした行財政改革でございます。最上位目標は、予算編成に当たり寄附金に依存しない基礎財政力を確立しなければならないと考えております。

また、全事業や公共施設運営を棚卸しし、管工事における仕様設計の見直しと発注戦略の再構築を進めます。そして、組織と人員を見直すためのAI活用や外部連携を推進し、職員職務評価に独自の評価指標を設け、人件費を削減対象ではなく戦略的再配分とすることで業務効率と経費効率を総体的に高められる構造をつくります。公共施設整備については、5年後と固定するのではなく、ご指摘のとおり、建設単価、金利動向、人口推計、基金残高、公債費比率、これらを総合比較し、最少負担の時期を数値で判断したいと考えます。早いか遅いかの判断ではなく、財政規律や運用ルールの中で財政的に持続可能かどうかを判断してまいりたいと思います。そして、この改革を一過性にしないため、財政健全化条例の制定も今後検討してまいります。

財政健全化とは、数字を整えることではなく、将来世代に維持できない施設や過度な借金、起債です、硬直した行政を残さないための責任をアクションプラン変換し、実行することであると考えます。そして、制度として確立することで揺るぎのない持続可能な財政構造を構築することが可能であると考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○4番（河野 淳君） 具体的な実行計画については、今後お示ししていただけるということで、内容について出されたものでまたこちらのほうでも考えたいと思います。

私も経験者ですので、行財政改革、やはり無駄な事業というのは町の中に一つもないと思っています。ただ、どの事業も利害関係者というのがおりまして、例えば片方の人には必要のない事業でも片方の人には必要な事業というのが、そういう事業の積み重ねが町の全体の事業だと思っていますけれども、例えば行財政改革で何かをやめるとなったときに片方はいいて言うし、片方は駄目と言うののそのせめぎ合いの連続になるわけだと思うのです。前は、職員の給与の削減という部分もあって、職員も痛み分けということで理解を得ながら進めてきたと思うのですけれども、その中でも物すごく反発がありました。各団体、各産業団体、全て均等に痛み分けというわけにはいかなかったもので、例えば高齢者ですとか今まで恩恵が多かった産業とかについてはやっぱり削減額が大きかったということで、かなりの反発があると思います。町長の任期まだ3年はあると思うのですけれど

も、その部分今後の町長の施策の関わる部分について行財政改革で取り進めていく部分の影響というのは少なからずかなりあると思います。人件費についても、町長先ほどおっしゃったとおり、民間給与が上がっていく中で給与を今減らすということは、有能な人材が町に入ってなくなるということが、その年度はいいかもしれないのですけれども、例えば5年、10年とかになって町の主力を担う職員が育たないということは大きな目で見るとやはりマイナスになるということで、そこは金額にとらわれない形で職員の育成も考えていただきたいと思います。

この質問した発端なのですけれども、やはり複合施設、最初やるよって言っていて、見直すという決断をしたということは、かなり大きな決断だったと思うのです。その中で、物を建てるというのはプラスのイメージが強いのですけれども、行財政改革をやるということは町長にとってあんまりプラスのイメージにはならないことをこれから何年かけてやっていくという部分について、かなりの方向転換と町長の意気込みが必要だと思うのです。今まで町長支援してもらっていた方にもやれるということが100%やれないということも出てくるという可能性も中には出てくると思うのですけれども、その辺この任期中にやり切るという意気込みがあるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ご支援いただいて、私を町長に推していただいた皆様には、本当にいろんな希望を持っていただいて背中を押していただいたと思っています。確かに今回やらなければならないことに関しては、議員おっしゃるとおり、非常に逆風の中の逆風を真っ正面から突き進んでいかなければならない、そういう状況であるのかなと思います。しかしながら、これを首長がやらずして誰がやると私は思っています。これこそまさに町長がやらなければならない仕事であると思っておりますし、それによってたとえどのような状況になろうとも、それはやはり私しかできないことだと思っておりますので、それはしっかりとやっていければなと思います。

あと……すみません、ちょっと休憩よろしいですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

11時10分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

河野淳君の再質問に対しての答弁から再開します。

○町長（岡嶋康輔君） 大変失礼しました。再開させていただきます。

議員おっしゃるとおり、この行財政改革は本当に様々な利害関係の方々、そして議員おっしゃるとおり無駄な事業は本当に私もないと思います。しかしながら、以前何かの会議でお話もさせていただきましたけれども、やはり数字は実態をまざまざと私たちに現状を訴えてきます。この数字の上で判断していかなければならないというのは、これは当然行政もそのとおりでありますし、今回行財政改革を示す際には、これは説明を分かりやすくという観点で、根拠という観点からも数字をきっちり使ってご説明させていただきたいと思います。町民の皆様、そして利害関係者の皆様に関してもこれは本当に数字を使ってご説明させていただきたいと思いますし、そして何より今回一般質問で本当にいろんな今後こういう事業はどうなるのかとか、公約でこう言っていたことはどうなるのかという話も含め、公約は私が掲げたものではありませんけれども、一旦やはりこの財政負担というものをある一定程度まで圧縮し、リセットし、改めてこの第3次森町総合開発振興計画、この10年後、そしてまたその先の20年後に対し、今の我々は何を切り捨てというか、何を取捨選択して、新しいものをつくり上げ、次世代に渡していかなければならないかということ町民の皆様には私は訴えていくいい機会かなと思っています。そういう意味では、非常に難しい面もあると思います。いろんなご意見ありますし、いろんな考えを持っている方々もいらっしゃいます。そこは丁寧というか、それでもやはり数字は現実を示しておりますので、この数字を動かすために何をしていかなければならない、そしてそこはまさに最後政治の力だと思います。いろいろな利害関係者のそういったもめごとという表現はちょっとよくないのですが、そういったもめごとのさなかに入り込んで、決断してさばいていく、それが私は政治家の役目だと思っておりますし、町長の役目だと思っています。しっかりやってまいりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○4番（河野 淳君） ありません。

○議長（木村俊広君） 行政改革と公共施設整備についてを終わります。

次に、新規就農対策についてを行います。

○4番（河野 淳君） それでは、新規就農対策についてご質問いたします。

2025年に国勢調査及び農林業センサスが実施され、間もなく速報値が公表されます。近年の森町の調査結果では、農業従事者の減少率が全体の人口減少率を大幅に上回っており、今回調査の結果もこの傾向は変わらないものと思われます。

農業経営体及び農業従事者の減少に対応するため、機械化やドローン、GPSなどスマート農業の活用による耕作地の拡大や作業の効率化により、現時点では耕作放棄地はほとんどない状況ですが、1経営体当たりの耕作面積が増加し、手間のかかる反収の高い作物

から手間のかからない反収の低い作物へと変化しており、いずれは耕作放棄地が出るのではないかと危惧しています。しかし、新規就農には営農技術習得や資金、農地の確保などの課題があり、経営が安定するまで相当の期間を要するなど、就業、起業のハードルはほかの産業と比較し、非常に高いものとなっています。最近の北海道内の市町村では、この課題に対応するため就農初期の不安定な期間について地域おこし協力隊の制度を活用する就農支援が増えてきており、一定の成果を出している市町村もあります。

町長が提言されている稼げるまちづくりには、外貨を獲得できる1次産業である農業の担い手確保は非常に重要な課題ではないでしょうか。来年度からは第3次森町総合開発振興計画の策定が始まり、現状の把握と今後の対策となる施策を検討する時期に来ている現状の中、森町の新規就農者対策についてどのような方向性を持って進めていくのかお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

農業従事者の減少が森町の人口減少を上回っており、これは深刻な課題として認識しております。議員ご指摘のように経営形態の変化による耕作放棄地の発生についても懸念がございます。新規就農には技術習得や資金調達、農地確保といった多くの課題があり、経営が安定するまで時間がかかることも認識しております。一方で地域おこし協力隊制度を活用した新規就農者が増えており、成功事例も多いため、森町でもこれを参考にしていこうと考えてございます。

私が考える稼げるまちづくりにおいて農業は外貨獲得に重要な手段であり、農業者の担い手確保が森町の発展に不可欠でございます。来年度から始まる第3次町総合開発振興計画では、新規就農者対策を重要な柱とし、現状を把握して効果的な政策を検討します。具体的には地域おこし協力隊制度の活用により農業希望者を募り、サポート体制を構築するだけでなく、農業技術や経営管理に関する研修プログラムも整備します。また、農地のマッチング制度を導入し、新規就農者が必要な農地を確保できるよう支援するなど持続可能な農業経営の実現を目指します。

そして、新規就農者の受入れと育成において、現場で営農を続ける農業者の役割は非常に重要であると考えています。率直に申し上げて、そういった農業者の皆様の協力なくして持続可能な受入れ態勢を構築することはできないと私は考えております。新規就農者を増やせるか否かは、制度や補助金の多寡だけで決まるものではありませんし、現場で営農を続ける農業者が自らの経営を維持、発展させながら、並行して次世代の農業者の育成に関わることができるかどうかにかかっております。豊富な経験に裏打ちされた技術指導はもちろんのこと、地域との信頼関係の築き方、販路の確保、資材調達、経営判断の勘どころといった実践知識は、そういった農業者からでなければ伝えられません。また、新規就農は、技術習得だけではなく、地域で孤立してしまう問題もはらんでおります。そういった現場で営農を続ける農業者が精神的な支えとなり、経営面での助言を行い、地域ネットワークへの橋渡しを行うことは、この問題を解決するばかりでなく、新規就農者が早期に

安定した収益を確保する上で極めて重要であると考えております。地域資源の活用方法やその土地ならではの営農スタイルも現場の知見なくしては継承できません。

一方で現場の農業者に育成を委ねるだけでは現実的ではありません。自身の営農と人材育成を両立させることは、時間的、経済的な負担を伴います。ここにこそ行政の役割があると私は考えており、町としては新規就農者支援を単なる個人支援策としてではなく、既存農業者と新規就農者の協働を成立させる仕組みづくりと位置づけております。具体的には指導に携わる農業者への支援制度の整理、負担軽減策の構築、研修機会の体系化、定期的な情報交換の場の設置などを進め、育成と営農、活気ある農業集落づくりとともに推進できる環境を整えてまいります。

新規就農者対策は、地域農業の未来をつくる取組でございます。その成否は、既存農業者の力とそれを支える行政の制度設計にかかっていると考えます。森町は、地域の皆様と共にこの形を確立していく覚悟で取り組んでまいります。引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○4番（河野 淳君） 具体的な就農支援のプログラムについて今後計画に登載してもらえるということで、いい方向に進んでくれればなと思います。

最近の国の動向自体が個人農業者が減っていつている代わりに、法人化とか大きな経営体をつくって、そちらに任せるという方向と中山間の農業者に直接支援するという二極化に何か進んでいる感じがちょっと見えていて、今まで森町支えている家族単位の農業経営という部分というのはかなり今後減っていくだろうということで、あんまりサポートは実はないのかなと思っております。流れとしては、人口減少なので、しょうがないと思うのですが、これ続けていくと最終的にはどうなるかというと、私たちそうなのですが、壮大なチキンレースやっているのです。資材費すごく上がっているのですが、実際野菜の売上げというのはこちらで値段決めれることがほとんどなくて、例えば市場の競り売りですとか、契約単価で既に決まっている部分というのでほとんど動いております。単価の上昇分、うちらがそれ上乗せして販売できるかという決してそういうことではなく、どうしているかという私たちの労働力をただ働きするということで、その分回収しているという不毛な状態であります。私も時給計算すると多分300円とか200円とか、すごい状態で働いているのですが、その辺は時間をたくさんやることでカバーするという我慢比べみたいな感じになっています。

国は、大きな視点でいけば食料安定できる方向でいけるのではないかと考えていると思うのですが、実際大規模経営者ばかりになって、寡占化っていいですか、少ない事業者になるとどういうことが起きるかという、今度自分たちで値段決定し始めるので、消費者にとっては今まで100円で買っていた野菜が大きな農業経営体になると自分で値段交渉し始めて、高くなっていくということが間々あります。これ農業だけでなくほかの

産業、食品とかでも大手が上げると一斉に上げるということが起きますので、その辺国がコントロールできるかという多分コントロールできないと思うのです。現在も野菜については、寡占化が進んだ産業については値段が上昇している状態が進んでおります。例えるならばカボチャですとか馬鈴薯ですとか、農家の方が作らなくなっている種目については値段がずっと高止まりしているという状況があります。これは、需要と供給のバランスでそうなっているのですけれども、農業者にとっても野菜の値段が乱高下するというのはあんまりいい状態ではないので、本来からいえば大きな経営体も必要なのだけれども、やはりその隙間を埋めるような家族経営ですとか個人の農業者がいることで安定した供給になると思います。でも、地域おこし協力隊で参加されているほかの自治体の方を見ると、やはり若い方ですとか、あと夫婦で参加されている方が結構多いので、あんまりサポートされていない家族単位での農業者を増やすという点では今後進めていってもらいたいと思いますけれども、他町村を見ているとなかなか1年や2年で成果が出ないことが多くて、10年前からやっている取組が今やっと実を結んでいるという部分が多いので、やり始め、いろんな人の批判があるかもしれないのですけれども、制度の見直ししながらなるべく長い期間継続していきたいと思うのですけれども、その辺について考えのほうをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

最近もそうでしたけれども、先日出荷組合の合同の勉強会というか、総会があって、その中でもなじみのこの市場の方が何人かいらっしやいまして、お話をちょっと伺ったところであります。それとはまた別に、先日、これは濁川の青年部の皆さんとちょっとお話しさせていただきました。そのときに濁川の若手の方々から出たのは、その地域の特性上大規模な基盤整備がなかなか難しく、でも国のいろんな制度の条件には拡大という目標というか、K P I というか設定されていて、なかなか営農に対するいろんな補助制度がちょっと使えない状態にあるとお話しされていました。かつ、こういった地域の農家さんの土地、彼らはこれは先祖から頂いた土地であり、我々は守っていかなければならないのだ、土地を単純に守るという話ではなくて、そのなりわい、農業がつくり出したあの集落をその産業とともに若手の俺らは守っていかなければならないという強い思いを聞かせていただきました。現状においては、本当にそういった制度上の制約はあるのですけれども、そういった大規模農家さんではない地域に根差したというか、集落に昔からいらっしやって営農されているその農家さん、そういったノウハウをしっかりと個別というか、新規就農者に伝えていかなければならないなと思っています。

そういう意味においては、結局値段をどう、値段をというか、農家さんの収納、収益というか、収入をどう上げていくかという話にもなると思うのですが、その点に関しては新規就農のそういった政策と併せて、しっかりと市場のほうにも毎年私行かせていただいておりますし、そして何より市場の方々がおっしゃっているのは、まずロットをまとめていただきたい。欲しいときに欲しいロットをちゃんと用意していただける、そういう市場

と産地の関係性が、それはＪＡさんも絡みますけれども、非常に力強い流通のパイプを太くしていくというお話をいただいております。その根幹は、やっぱり地域の個別の農家さんがしっかりと単価を得て収量がある程度増やし、それを次世代の就農者にしっかりとコピーして総量を増やしていく、そういう政策をしっかりと行政は行っていかなければならないと思っています。その辺は認識しておりますので、しっかりと進めさせていただきます。

そしてまた、市場以外にも、やはり市場は今度大手バイヤーですとか小売の現場から非常にレスポンスを得て、ではこの産地へみたいなこの流通の流れがある一定程度できております。しっかりと小売の現場、大手百貨店ですけれども、市場と関係のある大手百貨店に出向き、これは本当に地道な活動になると思うのですが、直接、まさにトップセールスはそういうことだと思いますし、現場に行って消費者に訴求をし、価値を訴えて、それをバイヤーさんから市場に戻してもらう、それを市場から農家さんに戻してもらうというこの往復をしっかりと私もその時々適切なタイミングでそれぞれの場所に出向いて、町長としてトップセールスを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○４番（河野 淳君） ありません。

○議長（木村俊広君） 新規就農対策についてを終わります。

以上で議席４番、河野淳君の質問は終わりました。

次に、５、桜を守り育てて観光につなげるために、ライン活用で利用しやすいまちづくりを、議席７番、斉藤優香君の質問を行います。

初めに、桜を守り育てて観光につなげるためにを行います。

○７番（斉藤優香君） 通告に従いまして質問いたします。

桜を守り育てて観光につなげるために。このたび森町特有の桜が新種であると認定されました。町では、命名権を１億円として全国に発信しましたが、残念ながら権者はいまだ現れておりません。しかしながら、注目はされましたので、桜を見に来てくれる方も増えるのではないかと思います。町の宝としてしっかりと桜の保全活動を行い、多くの人たちに訪れてもらうためにも桜を中心とした道の駅整備と公園整備の取組は不可欠であると考えます。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

今後の桜の保全のため、令和８年度において青葉ヶ丘公園、オニウシ公園に植栽されている桜の育成適正化業務の実施を予定しております。内容としては、樹木医監修の下、管理作業の構築、適正な管理方法の構築、管理体制の構築が主な業務となっております。また、これらの業務の中で伐採対象となり得る桜も出てくる可能性がありますので、それらは伐採、伐根を行った上、新たに植樹を行う方法もございますが、萌芽更新という伐採した際、残った切り株からひこばえを出させて若返らせる手法を用いるなど、町としまして

も先人が築き上げてきた財産を将来にわたり残していけるよう最大限対応してまいります。また、桜を中心とした道の駅と公園整備についても、今後の財政状況を見ながらしっかりと対応してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 計画的に保全活動がこれから始まるということでよかったとは思っておりますが、前回、昨年6月にも私はこの桜の環境対策についてと質問したときにも前向きなお答えはもらっていたのですけれども、今回町の花である桜の育成や管理をより一層充実していく財源確保のためにと新種の森町固有であると鑑定された桜の命名権を募集しました。それは応募がいませんでした。この後のことは決まっているのでしょうか。名前もないまま開花を迎えてしまうのです。もう待ったなしなのです。これは、応募は最初1月31日までだったと思うのです。それを応募者がいないからといって延ばしていたと思うのですけれども、延ばしている場合ではなくて、名前を決めてあげなければ、この後のガイドの方とかいろんな方が大変困惑している状態です。それもお金が1億円入らなかったということは、今までの管理状態でいくのかということ。まず、花が咲く時期を延ばすことはできないので、早急にでも花の名前は決めていただきたい。そこがもう間に合わないのではないかななんて私は本当に思うのですけれども、こんないいチャンスなのに、そこが決まっていないというのはとても残念です。

そして、資金面でも次にはどのような方法があるのかというのは考えられているでしょうか。お金がふるさと納税として入らなかった場合、財政が厳しいのであれば、前回も提案しましたが、某ビールメーカーの晴れ風アクションというのは検討されましたでしょうか。今年は、新ひだか町と千歳市が応募しています。ご存じだとは思いますが、今発売されている4月号の雑誌に全国の桜100選というのに樹木匠さんたちが推薦した桜にオニウシ公園の桜が選ばれております。こんなすごいことはなくて、そしてましてや新種ということで話題も満載なのです。ますます来てくださる方が増えるのではないかと思いますから、道内からは100のうち7つも選ばれていて、その7つとスタンプラリーをしたりとか、何か情報共有をしたりとか、せっかく選ばれたのですから、それを活用して資金なりを集めるということとはできないのかなって。お金がないならばなにに、やはり知恵と足を使って資金を調達して、本格的に桜を守り育てる環境を整えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

名前は、今ない状況であるというのは確かにそのとおりでありまして、この桜の命名権をといるところにおいては、確かにふるさと納税としていただけるのであれば充当事業としてこの管理、そしてまたアピール等々にも使わせていただけるのかなという要素は、そこはございます。しかしながら、それと同じぐらい森町にこういう桜があるということをメディアに乗つける戦略として今回この1億円という値段を設定して、そしてふるさと納

税という制度を活用し、発表させていただきました。その効果としては、本当に全国放送の、ちょっと番組名はあれですけども、朝の7時半くらいからやっていた生放送の番組でこの件が取り上げられたり、あと当然ニュース関連にもネット上でも話題が非常に大きく出ましたし、一般的に大手のニュースの、そしてまたコメント欄等々もちょっと見させていただきましたら、非常に宣伝効果としてはいいのではないかと思います。1億円ちょっと高いのではないかというお話も確かにあったにはあったのですが、町外にこういった珍しい固有種の桜があるということを広報する、そういった効果としては非常に大きかったのかなと思います。

そして、ではこのハイシーズンを迎えるに当たって今この桜の名前がついていない、それはガイドの皆様もこの桜はこういう桜という名前がついています、経緯はこうですというガイドの中においては確かにちょっと困る要素もあるのかなと今思っていました。名前をどうするかについては、また担当課のほうとこれは確認をしてみなければあれなので、逆にそれもまた何か宣伝の一つに私はできないかなって今ちょっと思ったのですが、それは現場のガイドの皆様のご意見を聞かせていただきながら、名前が決まっていなくても、固有種である、1億円というふるさと納税をつけた、でもなかなかちょっと1億円ハードルが高くてまだついていないのですよみたいなこともセールストークというか、話題としてガイドするには面白いのかなってちょっと思っていたりもします。その要素と今このハイシーズンで、議員お話しのとおり、名前がなくてもいいという話は切り離して考えなければならないのですけれども、万が一シーズンに間に合わない場合は、そういったことで逆手に取って宣伝していくという手法もむしろ面白い要素の一つなのかというふうに今ちょっと考えさせていただきました。

いずれにいたしましても、今後財源のお話もいただきました。当然1億円というお金は大きいですし、いただければ財源的な措置として非常に有効なものであると思いますが、桜はやはり森の花、桜としてしっかりとこれは守り育てて、そしてまたアピールしていただかなければならないものと思いますので、財源措置はしっかりと優先度を高めてさせていただきながら、この事業のほうは進めさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 前向きと取ったらいいのかよく分かりませんが、名なし桜とでも名前をつけましょうか。やはり観光にはストーリーが必要だと思いますので、そういうちょっと悲しげなストーリーではなく、皆さんで考えて、ふるさと納税としての応募はなかったけれども、町民で一生懸命考えて、やはり森町にはこういう名前が合うねというような温かいストーリーがついている花になってくれればいいなと思います。

全国の100選です。本当に松前とか弘前とかの中に並ぶところに森町のオニウシ公園が入っているのです。ご存じのとおり、森町に一番多くの観光客が来ていただけるのは、桜まつりやその開花の時期だと私は思います。その中でこういう宣伝、そのふるさと納税1億

円もありますし、新種の桜ですよというのもありますし、雑誌にも載ったということで来ていただける方たちが増えるのではないかと本当に希望も含めて思っています。その方たちに森町をよく知っていただくためには、やはりあそこの場所の道の駅と公園は早急に再整備が必要ではないかと思います。今回の執行方針でも、道の駅YOU・遊・もり再整備につきましては策定される基本計画を基に基本設計策定に向けた準備を進めてまいりますとありますが、先ほどの議員の質問にもありましたけれども、基本計画は一体いつ作成されるのか。そして、もう既に880万かけて調査を行い、職員の話合いにコンサル290万の委託をしています。その結果は、令和7年度には基本計画として成果が上がってくると私は思っていたのですけれども、一体それはどうなっていくのかということです。

行財政改革といいますけれども、やはり稼ぐ、先ほども言いましたけれども、稼げるところにはやはりお金を使っても今やらなければならないことってあるのではないかなって私は思います。森町の宝を多くの人に知ってもらって、先ほどの1次産業のこともありましたけれども、食べてもらって、感じてもらって、買ってもらって、満足して帰ってもらう、それが森町の町民が生きる力になるような道の駅をつくり、桜の保全活動のためにそこに募金箱を置いたり、あとは企業へのお願いはもちろん町民の参加を促すような力があるのではないかなと思います、道の駅に。通り過ぎてしまう人たちをどうしても行きたい、立ち寄りたと思わせる道の駅にする、公園整備をして長く滞在してもらう、そして桜を次世代に残す取組をしませんか。サポーターを増やしていきたいと思いませんか。いかがでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

新種の桜の命名の手法に関しては、改めて考えさせていただきたいと思います。

そしてまた、道の駅の基本計画、先ほども同僚議員のほうからご質問いただきまして、答弁させていただきました。内容としては少し重複する部分もあるとは思っているのですが、当然委託料をかけ、設計というか、コンサルさんに入っていてやっている部分もございます。その中身に関しては、これが例えば建築工事等々の実際建物を造るというところに関しては基礎的になるような部分のコンサル事業でございます。今この基本計画に関しても当然こういった公共施設をどうするのかということよりは、やはり議員おっしゃるとおり、町民のこの産業に携わる、また様々な町民の皆様の力を引き出す、そういった要素の施設になるのかなというところは私も非常に強く同意しているところであります。

そしてまた、道の駅に関しましては様々な要素が重ね合っておりまして、例えば公園という要素もそうですし、物販という要素もそうですし、産業振興という要素もそうです。そしてまた、文化、そしてまたこの桜をはじめ、そういった森の名物というか、観光名所、本当に多くの要素が重なる中においてはこの整備計画における作文次第という言い方はあれですけれども、非常に多くの補助事業を活用して、少ない持ち出しで建設できる可能性が非常に高い公共施設でございます。実際つい最近の報道によりますと、近隣町村での道

の駅整備費用、大きく何十億みたいな話で出ましたが、実際蓋を開けてみると、すみません、確かな数字はここで言うてしまうとあれなのですけれども、1割、2割くらいの実際の持ち出しで建築が可能になる、建設が可能になるというような、そういった施設であるのかなと思います。当然耐震化がなく、かつ町民の皆様が活用する、そして我々も事務を行うなくてはならない必要な公共施設をやらなければならないという要素と町民の力を引き出す、町民の活力を引き出す、そういった公共施設、これは本当に同列に考えて私はやっていかなければならないと思います。

いずれにいたしましても、行財政改革を進める中においては、優先事項の一つとしてこの道の駅、町民の皆様本当に望んでおりますので、その辺はしっかりと組み入れて進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 桜を守り育てて観光につなげるためにを終わります。

次に、ライン活用で利用しやすいまちづくりを行います。

○7番（斉藤優香君） 質問させていただきます。

ライン活用で利用しやすいまちづくりを。町では現在公式ラインがあります。しかしながら、活用されていないのが現状です。電子申請システムもできるようになっていますが、使えないものもあり、利用者の利便性に沿ったものではありません。町は、手厚い子育て支援をはじめ、森町ならではの施策やイベント事業を行っていても広く知られていないのが現状です。SNS、特に今やラインは一番身近な行政窓口になります。情報の伝達、収集、申請など、これから住みよい町になるために充実、促進が必要と考えます。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

当町の公式SNS、特にラインにつきましては、所管課が定まっていなかったこともあり、議員ご指摘のとおり、活用状況は低調でありました。この間、役場からの情報発信が弱いというご意見を受け、関係課による協議を重ねた結果、今年の1月に企画振興課で公式ラインを所管することとなり、運用ルールを定めたところであります。その上で、まずは現在で約1,900人の登録者数を少しでも伸ばそうと、広報もりまち3月号で役場からのお知らせを受け取るための入り口となる友達追加の方法について周知させていただいたところでございます。また、友達追加することで得られる情報として、イベント、防災情報、子育て情報、医療健康、行政情報の5つのカテゴリについてどのような内容が配信されるか紹介しております。現在は、ラインが無料提供しているメニュー項目で運用しておりますが、定期的にラインを活用したアンケートを実施し、利用者が求めているニーズを把握した上で、メニューの追加が必要と判断した場合には役場に来なくてもラインを介して手続きが行えるような有償版へのアップグレードも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 私のやり方が悪いのかもしれませんが、私が森町のラインをお友達追加もしているのですけれども、ホームページにつながるだけで、そのホームページでも知りたい情報になかなかとり着けないという声を多く寄せられています。本当に不便なのです。今までのように緊急時のとき困るからみたいな考えは、もう遅れていると思います。これからはやはりオンラインでできることは導入する、それは必然であり、町民の利便性の向上と職員の働き方の改革、財政改革にもなる取組だと思っています。今回書かない機械を窓口を導入すると言っておりましたが、何か見送られたみたいなので、そこ辺りもこのラインからできればそれも手軽に可能になっていきます。このたび突然公民館閉館という状況の中で、各団体の活動の場が分散せざるを得なくなった。そういう場合も少しでも町民の使い勝手がいいようにするには借りる場所の空き状態が確認できて、予約がラインからできる、そんなことはもうほかの町では取り組んでいますので、ぜひやっていただきたい。先ほどもイベントとかっておっしゃりましたが、知りたい町の情報がすぐ伝わる、イベント情報、先ほども町長もアンケートなどって言いましたが、参加申込みやアンケートなども多岐にわたっております。そういうのを積極的に取り入れる気持ちがあるのかをもう一度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

議員お話しのとおり、このライン活用すると本当に、ある程度慣れていただかなければならないという点はあるのですけれども、行政改革の一つになるのかなと思います。アンケートはやらせていただきたいと思いますが、既に、先ほど有償版の話もさせていただきましたけれども、近隣の町村で確かにやられていて、参考にさせていただいている部分もございます。かなりのアップグレードをするといろんなことができるようなことは担当課のほうでも確認しております。前向きにというか、アンケートはやらせていただきますけれども、この予約確認というところは、今公民館が閉鎖になりまして、そういった手続がお客様側にとっても我々にとっても便利というか、手続が省けるような、そういったものとしてできるのであれば、それは今後活用していくべきだと思いますので、それは前向きにちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 今の町長の答弁だと、町長はほかの町のラインとかもお友達追加してやられているのかなとは思ったのですけれども、ほかの町のを本当に試していただきたい。詳しくない私が何か説明するよりも、ぜひ函館市や八雲町のラインを登録して試してみてください。函館市では、妊娠から就学前までの行政手続をデジタル化して日本DX大賞2025を受賞されました。その中で担当者は、自分自身がつくった機能が市民の生活に直結するやりがい大きいです。また、ほかの市の職員は、職員の頑張り次第で市民の反応が目に見えて変わることが最大の醍醐味ですとおっしゃっています。現在は100以上の手続が可能になっているそうです。市民の不便を当たり前とせず、より便利な仕組みに変

えていく、市民に優しいサービスならば森町も取り入れていくべきではないでしょうか。

ラインではないのですけれども、先ほどのほかの議員の一般質問の中でも健康志向の話になったときに、ほかの市町村では最近健康アプリという、函館でも取り入れているのですけれども、そういうので外出させて成功している、成果が出ているということがあります。なので、職員の方たちも百聞は一見にしかずなので、ぜひ体感して、今導入しているところよりもよりよいものが森町にできると本当に町民の利便性、年齢によって難しい方もいるかもしれないのですけれども、今高齢者の方でも結構スマホは使いこなしている方たちもいるので、そういうこともそういう教室やりましようでも本当に出てきてもらえることにつながるのかなと思いますので、ぜひちょっとやっていただきたいなど。そうすると、この公民館があれした後も皆さんの何を活動しているのかというのもここで分かたり、こういうイベントがあるのだなというのもすぐ分かたり、私たちはもう公民館に貼り出される次何があるのだ、ここであれがあるのだというのをすぐ見るができなくなるので、ぜひやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

前向きに検討しますだとちょっと答弁的に弱かったのかなと思います。本当に便利ですし、函館市さんはちょっとあれなのですけれども、防災情報の発出情報の関係で八雲町のラインを私登録させてもらっています。この情報発出の頻度等々も非常に多かったですし、参考にさせていただいている、そういう状況です。当然職務に携わる様々な関係課で他のライン、そういうものを皆さんいじっていると思いますので、その辺は改めてぜひ使ってみてというところは周知させていただきたいと思います。

ラインのアップグレードに関しましてどういった流れというところを少し具体的に説明させていただきますと、前向きにというか、やはり便利なものはやらなければならないと思いますし、我々の業務に関しても必要だと思いますので、そこはやらせていただきたいと思います。流れとしましては、アンケートをさせていただくというのはやらせていただきたいと思います。函館市さんの例を話されました。本当にすごく活用されていて、参考になるのかなと思います。登録していただいている方、町内の町民の方々が何を求めているのかというところを、こういうことを欲しいといったところをアンケートで抽出して、その上でどういった内容を組み込むのかといったことを整理して、それで森町のラインメニューを再構築するという、そういう流れでやりたいと思います。やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ライン活用で利用しやすいまちづくりをを終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

昼食のため、午後1時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、6、物価対応交付金の支給早期化について、さくら福祉会とさくらの園の今後について、J R在来線廃止対応並びに地域公共交通確保について、森消防のパワハラ処分などについて、災害避難対応の改善について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、物価対応交付金の支給早期化についてを行います。

○6番（野口周治君） それでは、昨年12月26日に決定したもりまち応援券が3月16日から使えます。国の交付金2億1,000万円余りを使う事業で、国の金額内示から丸3か月たちます。物価が上がって賃金も年金も目減りする中で、年末年始にかかったこともあって、この交付金をもっと早く町民が使えるようにできたらよかったのではないのでしょうか。そういう視点で、もりまち応援券の採用を議会に提案してもらうまでにどのように検討したのか。視点は今申し上げたことです。また、ほかの近くの自治体での施策や住民が使える時期も念頭に今後に向けてどう考えるのかということでお答えください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

長期化する物価高騰の影響により町民の皆様の生活が圧迫されている現状において、迅速な支援の実施は町政の最優先課題であると認識しております。本事業の財源である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、昨年12月16日に国からの通知及び内示を受け、当町では実効性と地域経済の循環を両立させるべく、直ちに検討を開始いたしました。検討の過程では、迅速な支援を第一に、行政ポイントの付与についても比較検討を行いました。行政ポイントは、利便性が高い一方、利用可能な店舗が一部に限られる懸念がございます。そのため、デジタル環境に不慣れな高齢者を含む全町民がひとしく利用できる公平性、町内の幅広い小規模店や飲食店での利用を通じた地域経済への波及効果、そして日常の買物で使いやすく、事業者の売上げに直結する実効性を総合的に判断し、現時点で最適であるもりまち応援券の採用を決定いたしました。昨年12月26日の補正予算成立後速やかに取扱店の募集、登録、偽造防止を施した券面の印刷、全世帯への配送準備に着手いたしました。3月16日の利用開始は、適正な事務執行を前提とした最短のスケジュールであったと考えております。

今後は、今回の応援券配布における事務手続や利用状況を精査するとともに、自治体で実施されている現金給付やお米等の現物支給、お米券の配布など、地域の実情に応じた多様な支援事例についても幅広く調査、比較を行ってまいります。これらの事例から得られる効果や課題を森町の地域特性と照らし合わせ、将来的な行政ポイント付与の可能性も含め、よりスピード感と実効性を兼ね備えた町民の皆様に寄り添う支援の在り方を追求してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） これからもう一度実績も検討するし、ほかの町でやられているものも見ながら考えると。内容もお米券という話が出ましたが、それはともかく、現金なども含めてということで答弁をもらったので、可能性は広がったのかなと思いましたが、もともとこの交付金の事業メニューは非常に広いです。いわゆる個人に渡すものだけではなくて、ある業界をきちんと支援することで町をもっと振興すると、そういうことを含めた使い方が幅広く指定されている上に、いろいろと国も慣れてきて柔らかに運営しています。例えば先行して施策を打っておいて、後からこの施策がかぶった場合にそれに利用することもできるとまではっきり書いています。そうすると、国からの金額と内容の指示が通知や内示がある前でもスタートしておくことは可能であったはずだと。そのことは既に世間では取り沙汰もされていたし、動きがあった。この時点でスタートをすればもっと早く進められたのではないかと私は考えているものです。

それから、やはり越年資金ということを考えると、現金というのは大きな選択肢としてあり得るのではないかな。この話をするとな出てくるのが小規模店、特に町に拠点のあるお店と外から来ている大規模店とのバランスという話が出ますが、実際にそれほど大きな偏りが出るのかどうか。お金が入ってきたら、その分がほかのを押し出す形で、基本的な消費はそう大きく変わらない。むしろ町民にぜひ町の店を使ってください、町で使ってくださいと、町に拠点のあるところにお金を回してくださいという呼びかけを誠心誠意するというやり方もあると思うのですが、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

遡って改めて当時の国の内示等々を含めた情報共有に関してお話しさせていただきますと、この情報というものは報道にもされておりましたし、当時の政府の対応方針としては早くから、このような具体的な案ではありませんでしたが、経済対策を行っていくという話は情報としては伝わってきておりました。コロナ禍における交付金の活用等々のスキームも各自治体それぞれございましたので、そこは特段の事業メニューの周知等々はありませんでしたけれども、多分この方向で来るのではないのかなというところは私も想像しておりました。その点においては、先ほどの答弁では内示が16と話しましたけれども、当然その情報は早くから私のほうもつかんでおり、副町長をはじめ担当課のほうに準備をするように、あれはたしか11月中の話だったような気がしますけれども、あらゆる選択肢を通じ、すぐ動けるように指示は出しておりました。そのような状況でございます。

そしてまた、現金支給についての考察というか、お話もいただきました。これに関しましては、私としてはこの現金給付、呼びかけをセットにするということは当然しなければならないのかなと思いますけれども、やはり町外に対してこの資金が流れ出るというところは、これはある一定数否めないのかなというふうに考えております。そしてまた、それを定量的に検証として評価することもなかなかちょっと難しいのかなと思います。そして、プラス現金給付になりますと、非常にこの事務手続が最終的な支給までに時間を要するということも担当課としては承知しておりました。現に現金給付を選択しているほかの自治

体においては、当町はもう既に券は配りましたけれども、まだ完了に至っていない、そういう実態もあります。その辺は、事務の進め方というか、マイナポータルの活用、現金口座へのひもづけ等々も今後進めばそれはかなりのスピード感を持ってできることなのかなと思いますけれども、現状においては資金が町外に流出しないこと、そしてより早く事業を進めることに関しては、今回のこの商品券事業が一番適しているものと判断して、指示させていただきました。

そして、事前実施の事業に対しても充当可能であるというところに関しても、これは情報をいただいております。実際充当できる事業は確かにございました。しかしながら、その事業に充当すれば財政的にはその分浮きますので、我々にとってというか、財政的には非常にそういう使い方も選択肢の一つとしてあるのかなと思います。やはり目に見える、町民の皆様にとって手に取って感じ得れる、使うことで実感できる、そういった商品券事業が一番適当なのかなと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問。

○6番（野口周治君） 時間が少ないので、1点だけ、最後におっしゃった事前に組んだ事業というのは今回のような例えば商品券でもいいのです。そういうものを走っておいて目的が国が設定するものに沿うものであれば使えと、つまり先行して走ることができるという意味ですから、そういうことを踏まえてぜひ、別に町が財源取り込む話をしているわけではありません。もう一度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 端的に話させていただきまして、やはり議会の皆様に財源措置を説明する上では、これらの国の事業内容がはっきり明確化した上でなければこれは説明できないと捉えております。事前にこの予算規模で走るとなると、説明としてはふるさと納税を充当した商品券事業を行いますという説明にしかないのかなと思います。その中において、確定はしていないのだけれども、こういった事業メニューがこれから国のほうで予算が可決される可能性もある、されない可能性もある、その中においてそれを事業化して進めるというところにおいて議会の判断がどのようなものなのかなというところは、私どもとしては非常に何とも、こうしてくれというところはお話ししづらい部分もあります。今回そういった説明の仕方が果たして皆様の審議におけるその判断材料としてどうなのかというところは、ぜひご意見を聞かせていただきたいところではありますけれども、議会上程の担当課からの説明においてはそのような説明にとどまってしまうのかなというふうに考えております。いずれにいたしましても、いただいた今のお話、担当課のほうでも引き続き検討というか、その要点をもう一回整理してみたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 物価対応交付金の支給早期化について終わります。

次に、さくら福祉会とさくらの園の今後について。

○6番（野口周治君） 去年の6月にさくら福祉会への6,800万円の財政支援が決まりまし

た。町内の老健施設のベッド数を確保するための緊急措置です。町は、将来の方向性として2つの施設を統合したいと言っています。検討するために外部コンサルタントも使っていますが、その大前提は町、または2つの施設が主体的に課題に取り組むことです。さらに、町は去年の12月、新たに統合推進人材も採用しています。その中で、今年2月、本件の調査特別委員会で福祉会から来年度9,700万円の支援要請があったと説明を受けました。委員会で事業の大枠整理の途上であるとしても昨年の支援決定から来年度末まで1年半、数字に何らの改善も見られないことは問題だと議論をしました。国の福祉削減政策の中で、自治体が地方自治法の本旨に基づいて住民の生活を守ることは当然ですが、現実には施設の巨額の赤字を町が支える続けるのは大変です。昨年の支援決定以降、町と2つの施設はこの課題をどう捉えて、自らは、コンサルと推進人以外の当事者です、は具体的に何をしてきたのか、また今後1年間何に取り組むのかを答えてください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

さくら福祉会への財政支援補助につきましては、これまでも補助金の適正な運用を図る観点から、稼働率の向上や経費圧縮への取組状況を随時確認しながら必要な財政支援を行ってまいりました。まず、収入面の課題であります。さくら福祉会においては、待機者の減少や入院者数の増加により、稼働率が低下していたことが大きな課題でありました。そのため、町としては入所者が入院された際に生じる空室期間の圧縮を徹底するよう指導してまいりました。加えて、令和8年1月からは、さくらの園へ申込みされた方に対し、シャリテさくらを紹介する取組を開始しております。その結果、現在は入所者50名となり、高い稼働率を確保できている状況であります。

次に、支出面の課題であります。昨年実施した外部監査及び経営計画策定業務の報告書において人件費、プロパンガス費、給食業務委託料が高水準であるとの指摘がなされました。しかしながら、人員削減は連鎖的な退職を招き、事業継続自体が困難となるリスクが高いと判断いたしました。そのため、人員削減は行わず、特別手当の見直しや夜勤帯に対応可能な職員の採用を進め、効率的なシフト運用へと転換することで経費圧縮に努めてまいりました。今後につきましても、稼働率向上による収入増加の取組並びに経費圧縮の進捗を確認しつつ補助金の適正な運用を図ってまいります。

そして、本件の本質的な課題は、統合後に持続可能な施設運営体制をいかに構築するかにあると認識しております。統合決定後、統合後のあるべき運営体制について多角的な検討を重ねてまいりました。本当に直営でよいのか、合併後の町財政に過度な固定負担を残さないか、職員の身分整理をどうするのか、入所者様の移動による身体的、精神的負担をどう最小限に抑えるのか、これらを総合的に検討した結果、統合後は町直営ではなく社会福祉法人による運営とする方向へ大きく方針を転換させていただきました。令和8年度当初予算審議直前での転換表明でございます。数多くの議案をご審議いただく中で、議員各位に追加の検討負担をお願いすることとなりましたこと改めておわび申し上げます。

この方針転換の最大の理由は、現在シャリテさくらで勤務している職員の能力の高さと

管理体制の水準の高さを詳細な精査の中で確認できたことであります。率直に申し上げ、当初私はそこまでの戦力が現場に残っているとは想定しておりませんでした。しかし、統合に向けた戦力分析の中で明らかになったのは、従来型50床の運営はコロナ以前において極めて健全に黒字を維持していたこと、そして現在も施設長をはじめ相談員、支援専門員、事務職員が高い能力を有し、現場の介護職員と共に質の高い介護環境を維持しているという事実であります。この事実を踏まえたとき、町が直営化し、全職員を公務員化することが最適解であるかについて疑義が生じました。むしろ現在の社会福祉法人としての柔軟な運営体制を生かすほうがさくらの園とシャリテ両方の介護職戦力を最大限に発揮できると結論づけました。直営化すれば人件費は固定化します。また、組織文化の衝突や行政特有の意思決定の鈍化というリスクも否定できません。一方で法人運営であれば人事の柔軟性、迅速な意思決定、市場環境に即した採用戦略が可能となります。私は、民間現場の戦力を信じ、その積み上げられてきた能力を民間法人の枠組みの中で最大限に生かす選択をさせていただきました。

今後のスケジュールであります。令和9年3月末をもって統合を完了し、4月1日から新シャリテを開始いたします。これに伴い、さくらの園は令和8年度末をもって完全廃止とし、現在の社会福祉法人を維持いたします。統合後当町職員はさくら福祉会へ派遣いたしますが、法人給与表基準で算出した人件費との差額は町へ返還していただき、実質的な人件費補助とはいたしません。また、行政からの退職者補充は行わず、統合後の採用は法人主体で行います。令和8年度は、入所者様が引き続き安心して生活できる居住環境を確保するため、期限を明確に定め、持続可能で質の高い特別養護老人ホームの運営へと転換してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 今説明があったとおり、統合推進人を採用し、また外部コンサルタントを使ってシャリテの実態、あるいは今後の損益試算が出てきて、これが意思決定に寄与したということで、2つはやってよかったのだと思いますが、私はそれでもやはりこの人たちに委ねっ放しだったのではないかという懸念を持っています。

具体的には出てきた資料、これは委員会で出てきた資料です。前に書いてあったものと同じ何々に取り組みますという表現ばかりで、そこからのアウトプットが中間的なものも何もない。そこに係る質問が出ていても、それに関わる答えがなかった。その上で、おとといの全協の中で初めてレポートが出てきて、そこでそれが基でいろんな判断をしたのだということを語られた。推進人の話を聞きたいと求めたら、そのレポートが出てきた。振興局にあの特別委員会の朝電話をして、森町から相談に来ましたかと尋ねたら、当初挨拶はあったけれども、その後一度も来ていない、これは指導係の係長さんでしたけれども、という答えだったのです。一体役所に相談せずに何をしていたのかが、自分たちで絵を描くのはいいけれども、基本的には監督官庁があるのだから、そこと話をせずに進むはずも

ないではないかというのが私の指摘でしたが、そういうこともあった。

それから、おとといの全協でさくらの園からシャリテに移る人に関する条件で大事な条件が提示されていないということが明らかになりました。それが見えない中でどうやって進めるつもりなのかということが理解できない。本当に入所者の立場に立って進める立場でやっていたのかということを心配します。

それから、推進人のレポート私たちももらいましたが、この中で私は、かねてから言われていて私も聞いたことはありますが、ここでもいわゆるパワハラがあるのではないかって。これが退職をたくさん生んでいるのではないかという話があるし、このことは離職された方に話を聞けば分かるはず。ないのだったらないでいいことなのです。ですが、そういう話がずっとあるということは、これをちゃんとヒアリングしてみるべきではないか、今後の運営体制に関わることです。そういう点で本当に主体的にやってきたのかということをやはり懸念しますが、どうなのか。

それと、今最後に申し上げたパワハラの関連ですが、組織運営の在り方としてパワハラをする人はどんなに有能でもやっぱりよくないと考えるのか、有能な人はパワハラがあってもいいと考えるのかと言ったらどうかということを併せてお答えください。お願いします。

（「休憩していいですか」の声あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

方針転換の前は、町直営で進めるというその流れの中においては、今社福での継続という方針転換をさせていただきましたが、行政手続上の手順、そういったものは担当課の中で、資料のほうにも載っていたかどうかあれですけれども、整理させていただいております。それを基に工程等々の整理も行っております。振興局とのやり取りの中で具体的な内容をヒアリング、聴取できなかったということに基づいて、しっかりとやっていたのかというご質問かと思えますけれども、その辺は内部的に整理するものは整理し、進めるべきものは進めておったと、私はそのように解釈、認識しております。

そしてまた、以前そのようなお話が、お話があったというか、確かに私ももう退職された方と偶然あるところで会いまして、その方がお話ししていた内容等々も直接聞いたこともございます。しかしながら、それは正規の私がこの雇用主というか、責任者としてのそういった内容を聴取するという形ではなく、物すごく不満をお伝えいただいたという内容でありました。確かにいろいろな職場での不満、不平というものは生じるのかなと思いま

す。今回のこの件に関しましては、それをどれだけ当時の町長なり、担当者、責任者が認識し、さばいておったかというところに関しましては、双方から詳しく聴取を別途しなければならぬと思いますけれども、現段階においてはそういった直接的な関係性が目に見えるような、そういった兆候等々は推進人材のほうからも報告は上がっておりませんし、改めてちょっとお話は聞かせていただきたいかなと思いますが、現状では懸念するほどのレベルでは私は存在していないと認識しております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） さわら福社会とさくらの園の今後についてを終わります。

次に、J R在来線廃止対応並びに地域公共交通確保についてを行います。

○6番（野口周治君） 昨年の6月、一般質問で新幹線の延伸工事完成後に予定されている並行在来線の旅客線の廃止に対応する代替交通手段のアイデアが全く破綻していること、それにもかかわらず国、道に何らの動きもないことを指摘して、町としての対応方針を尋ねました。その後の町の取組と問題の現状を教えてください。

それからまた、路線バスの廃線に対応して今は地域公共バスの路線を広げてきました。その後砂原地区でスーパーマーケットが閉店したということもあります。これについては、また後日談もあるのだと思いますが、取りあえずそういう事態はあった。それから、今後町内の交通の問題はますます大切になると考えます。今回の執行方針の中にあったとおりです。その中で以上の2点、今後の地域公共交通の在り方とJ Rの問題と2つについてお答えください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目の町の取組と問題の現状であります。昨年の夏に開催が予定されておりました第11回のブロック会議がまだ開催されておらず、公に発言する機会がない状況ではあります。この間の取組についてお伝えします。今年の1月30日に第20回目となる幹事会が開催され、その中でスケジュール感が見えない中、北海道が掲げる3つの交通モードは現実的ではなく、新幹線が通らない当町は議論から置いていかれ、1万3,000人が交通空白地となることに憤りを感じているといった私の思いを担当者が代弁したところでございます。その後2月20日に北海道の鉄道担当局長が来庁された際には、令和5年の第10回ブロック会議で発言したとおり、バス事業者の体力は非常に消耗しており、危惧した将来が間近に迫っている中で、開業時期が延びたからといって結論を先延ばしせず、スピード感を持ってブロック会議を前進させるべきと伝えております。

並行在来線の維持は、駅に残る町と残らない町では温度差もあり、バス事業者も運転手が大量に退職して減便を余儀なくされる中、町として方向性を決める時期が近づいてきているものと感じております。バス事業者にお願いするにしても、運転手不足解消に向けて人材育成に五、六年は要するものと言われておりますし、現時点で開業予定の2038年まで

都市間交通の路線が維持できているかも甚だ疑問であります。このような状況であります
が、当町としましては第一義的にバス事業者に担ってもらうこととしながらも、それが無理
であれば国や北海道の手厚い支援を前提とした自前でのバス運行についても考えなければ
ならないフェーズに入ったと認識しております。

2点目の今後の地域公共交通の在り方につきましても、1点目同様にバス事業者の体力
の消耗が色濃くのしかかってまいります。また、バス事業者の撤退を補完するための地域
公共交通につきましても利用者から増便などを望む声もある中、現在は運行に係る国の支
援を受けながら、経費の95%を町が負担している状況にあります。とはいえ、町民の足を
確保することは行政としての責務でありますので、町内事業者とつくり上げるライドシェ
アの導入なども検討に含めながら、将来にわたって交通空白地が発生することのないよう
町内を網羅できる体制の構築が必要であります。これらを踏まえた上で、令和8年度に森
町地域公共交通計画の見直しに着手してまいりますので、多角的、多面的な視点に立つて
課題を整理しながら持続可能な運行体制を目指してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 1点だけ重ねてお尋ねをします。

おおむねイメージは一致していると思ったのですが、国、道への働きかけですが、来庁
された局長にというお話がありましたが、これはぜひオープンに、会議を開いて会議の場
で、公開の場でちゃんと話させろと要求するべきではありませんか。どうですか。ブロッ
ク会議。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、まさにこの会議が膠着しているその一番の原因は、それぞれの関
係の方々が要は腹の探り合いみたいな、そういう感じになっています。当初はいろいろな
財政のシミュレーション、負担、誰がどう何を持つのか等々の検討もございましたので、
ある程度はその辺は仕方のないことなのかなとは思いつつも、先ほど答弁させていただき
ましたとおり、この地域公共交通の破綻が結構目の前に私は迫っているという危機感を持
っています。ご指摘のとおり、次のブロック会議においては、その辺り実際どう考えてい
るのか、国、国というか、北海道、その辺の財政の在り方をどう考えているのか、そして
当町からも森町においてはこういったものを方針の真ん中に置いて進めるべきではないか

というような、しっかりとしたというか、はっきりと私は明言させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） ありません。

○議長（木村俊広君） J R 在来線廃止対応並びに地域公共交通確保についてを終わります。

次に、森消防のパワハラ処分などについてを行います。

○6番（野口周治君） 去年の3月、1年前ですが、森消防署のパワハラ問題を指摘して対応を求めました。その後1年がたちます。関係者の処分などの結論は出ましたか。加害職員とされている人は定年の年齢が近いです。時間切れとなることも心配です。

また、役場組織全体にパワハラ問題についての啓発を行う方針であったと理解をしていますが、いまだに気になる話を耳にします。町議会議員として考えるところもありますが、まず町として現状をどう捉えているか、声を拾い上げて対応する機能が正常に働いているのかどうかお答えください。

（「休憩いいですか」の声あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

昨年3月、議員からご質問をいただいた森町消防組織内におけるパワーハラスメント等の問題につきましては、昨年3月以降相談者全員から聞き取り調査を実施してまいりました。行為者とされる職員は複数名おりましたが、その中から数名の職員に対して聞き取りを行い、事実関係の確認は既に終了しております。現在はこれらの事案が処分に該当するかどうかについて結論をまとめている段階であり、パワーハラスメント行為が認められた職員に対しては処分案が決定次第森町職員懲戒審査委員会に諮問し、速やかに懲戒処分を実施する所存でございます。

消防という職務は、自らの命を守りながら住民の命を救うという極めて厳しい責任を伴うものです。日々の訓練や指導において妥協が許されないという上司の判断や認識は、組織運営上必要不可欠であり、今後どのような状況になろうとも堅持していかなければなりません。一方でいかに職務の厳しさが求められているとしても、その方法が部下の名誉や人格を傷つけるものであってはなりません。組織の強さは、恐怖ではなく信頼によって支えられるべきものです。今回声を上げた職員は、対立を望んだのではなく、我慢を重ねた

末に辞めていく仲間や士気の低下を見過ごせず、組織を守るために勇気を持って申し出たものと受け止めております。その思いは尊重されなければなりません。

本件は、双方の主張が大きく異なり、慎重な聞き取りと整理が必要でした。拙速な判断は組織にさらなる分断を生むと考え、時間をかけて事実確認を行ってまいりました。組織が強くありつづけるためには、町全体がこの案件の本質を理解し、前に進む必要があります。これはどちらかの主張にくみするのではなく、消防組織が住民の命を守る機能を最大限に発揮できる状態を維持するという観点からの判断でございます。そのため、今回厳しさは守りつつ人権侵害は決して許さないという線を引きました。改めて町として再発防止と職場環境の改善に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 結論は出たかと尋ねましたが、今の答弁では結論は出ていないということだと思うので、聞き方を変えます。いつ結論が出ますか。そのとおりにならなくても、今どう考えているかということをお答えください。

それから、大局としてはおっしゃったことはそうだと思うのです。ただ、その中で幾つかケースを耳にしているとさっき言いましたが、例えば精神的につらくなって出社できなくなった職員がいると。この人が出ていけませんということになったけれども、家族が電話をしたと。そうすると、それを受けた上司に当たる方が、これ一方からの話です、方が何であなたが電話してくるのだと、俺のところに来て謝れと言ったという話があります。これは話ですから、名前をつけた言い方はしませんが、そういう話がある。先ほどシャリテのことも言いましたが、仕事は厳しいことはもちろんあります。ただ、その中であつてはならないことが現実には起きている。ほかにも例えば町は町民のことを考えていろいろ新しいことをしなければならぬ。ですから、職員が新しいことを提案をしたと。これは本人から聞いた話ではありませんが、そうすると新しいことはなくていいと言われた。なぜかは分かりません。ですが、そんな受け方は私はないと思うのです。その方は異動になったのです、いろいろなところから話を聞いていると。聞こえてくる話です。資料を置いていけと言われたと、一体なのだろうと周りの人たちが言っていると、こういう話もあります。

私は、このくらいのレベルになると火のないところとか、思い違いだとかいう話ではないのではないかと思います。もしもそういうことがまだあっているのであるならば、それは組織の中だけで改善は難しいということを示しているのかもしれない。それなら、私自身はこれまでは町の組織がやることについて直接的な介入はなるべくしないことでやってきたけれども、ではお手伝いしましょうというふうに立たざるを得なくなるなど。これはほかの議員も同じだと思います。もしそういうことがあるのだったら、それには関わりたい。ただ、ああしろ、こうしろはないけれども、言っていることをちゃんと伝えと。そのために必要ならそういう話があったとき録音もしてくださいと、その録音を

基に話をしましょうということだっただけであると思います。こういうことをちゃんとやらなければいけないのではないかと感じるのです。

先日聞きたい話です。課題を発見して解決する力、状況に応じて柔軟に思考する力が必要だと。多様な価値観を持つ他者との対話を通じて相互理解を深めて、既存の枠組みにとらわれない発想を受け入れて、協働的に他者と力を合わせて解決する力が要ると。まさしくその課題がここにあるのではないですか。いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

具体的なお聞きされた話ということで今お聞かせいただきました。そのことだけをもって今私がそれに対してこうだ、こういうふうだ、ああいうふうだという、その考えを示すにはなかなか難しい端的な情報であると思います。

この問題の本当に難しいところは、上司、部下という外から見た強さ、上下関係という関係性の中において、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、まずもって大前提は信頼関係が大事だということでもあります。今回は消防という特に特殊な、町民の命、そしてまた自身を命を管理しなければならない、そういった特殊な組織でございます。また、その関係性においては時に厳しく、そして誤解されるようなやり取りが、これはないにこしたことはないのですけれども、当然人間ですから感情的にやってしまう、話してしまうことがあると思います。それは、双方において私は発生していると思います。ですので、この難しいところというのは、では上職はいろいろなことに気を遣わなければならない、それは配慮はしなければならない、パワハラはあってはならない、それは当然だと思います。そういいながらも本当に伝えなければならないこと、そしてまた話さなければならないことのコミュニケーションが取りづらくなってきている。それが組織運営において非常に致命的なことになってきているという感覚も一方で私は持っています。本当に非常に難しく、今このハラスメントという言葉に関しては、いろいろな立場から見たハラスメントがあります。この町の町長として、責任者としては、特に消防に関しては本当に自身の命、そして町民の生命というところを管理しなければならないというところにおいては、時に非常に厳しい態度、言動が生じることもあります。それと相手を否定するその人格等々の攻撃は、私は区別しなければなりません。それは先ほど申し上げたとおりです。ですので、その点に関しては、議員がお話しされた聞いたというお話に関しては、改めて私ももう一度各課から聴取してその実態がどうなのか、実際問題お互いの立場から見たそのコミュニケーションの内容がどうだったのかというのは確認させていただきます。

そして、結論が出ているのかどうなのかという話でございました。これは、最初答弁させていただきましたとおり、その判断をした段階においては懲戒審査委員会にかけ、その答申をもって最終的な判断をさせていただきます。当然そのパワハラの事情聴取を行った担当課からの詳しい状況のお話も聞かせていただいておりますし、当事者からの直接的な話も聞いております。当然懲戒処分というところだけにとどまらず、今この場において何を残して組織にしっかりと継承していかなければならないか、自分の行いの何が過ちで、

それはしっかりと対応していかなければならないか話させていただきました。本人はそれを理解しております。私は、その点も含め注視し、今後どうするか決定していきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） あと10分ですか。

○議長（木村俊広君） およそ。

○6番（野口周治君） およそ10分。では、ここでやめます。

○議長（木村俊広君） 森消防のパワハラ処分などについてを終わります。

次に、災害避難対応の改善についてを行います。

○6番（野口周治君） 昨年12月9日の津波注意報に伴って避難先として8か所が指定されました。その避難所での受入れ態勢や運営は、この間の反省と取組が生かされたものだったかどうか。

また、町は防災対策の改善を進めていますが、この問題は課題の種類も量も非常に多いです。重点志向での取り組み方も必要ではないかと感じることがあるのですが、全体の進め方、個別はいいです。どういうふうに全体を進めるのが一番よく進むのかということについての考えをお聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

令和7年12月9日の青森県東方沖地震では、津波注意報が発表されたため町内8か所を選定し、自主避難所を開設いたしました。まず、受入れ態勢についてであります。令和7年7月のカムチャツカ半島沖地震の際に課題となった飲料水や食料の不足につきましては、備蓄体制の見直しを行っていたことから、今回は備蓄品を活用し、迅速な配付が可能となり、前回の反省は一定程度生かされたものと認識しております。

一方で新たな課題も明らかになりました。今回は津波注意報でありましたが、自主避難を希望される町民の方が一定数おられたため避難所を開設いたしましたが、津波警報時とは開設場所が異なっていたことから、一部で避難先の混乱を招きました。この点は、避難所運用の分かりやすさという観点で改善が必要であると考えております。このところから、今後は津波注意報発表時における自主避難についてもあらかじめ避難所の固定化を図るとともに、避難所開設基準を明確化し、町民の皆様と事前に情報共有を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災対策全体の進め方についてであります。ご指摘のとおり課題は多岐にわたり、全てを同時に完璧に整備することは現実ではありません。今回ご質問いただいた点に関し、重点項目を3点整理まずはさせていただきます。第1に、初動の自立性の確保であります。職員が直ちに参集できない状況を想定し、職員、地域住民を問わず、誰でも速やかに避難所を開設できるよう避難所運営マニュアル及び施設内マップを整理いたします。第2に、運用の標準化でございます。津波警報、津波注意報の区分ごとに避難所を固定化し、

開設基準を明確にすることで住民の行動判断を分かりやすくいたします。第3に、平時からの共有でございます。制度や基準を整備するだけでなく、町民との情報共有と周知を徹底し、混乱を未然に防ぐ体制を構築いたします。令和8年度は、こうした様々な構造転換を進める重点期間と位置づけられると考えます。実効性のある防災対策の確立に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 一定程度進んだということですが、例えば避難所に、実際は自主避難所なのですけども、行ったら、水一つなかなか出てこなかったという声がある。そこに職員が2人かな、来ていたのだけれども、ここにあるから取りに来いと。自分たちは、たった七、八人のものを配ってくれたらいいのにとという声もあったという不満もたくさんあります。この辺りは双方、それこそ双方の見方はいろいろ違うのですけれども、私は避難所の運営は全てやってもらうような話でもないということを含めて、みんなでどうやって運営するかをよく考えていく必要があるのではないかと思います。それは、例えば今度は女性がやれという話もありますが、男か女かではない。女性も運営には参加するけれども、手を動かして下働きするのは女だというふうな時代はとっくに終わっているし、場合によっては女性がリーダーのほうがいっていいことだってある。そういう運営全体をどうするのかというさっき言われた標準化と合意、体制をつくるということが必要ではないかと感じます。そういう不平、不満を含めた実態はどうだったのかというヒアリングをされたのかどうか1つと、それから今ちょっと町長がおっしゃったことをなぞったのかもしませんが、こういうことが必要ではないかと申し上げたことの2点でお答えください。

（「休憩」の声あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時07分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

表現がちょっと正しいかどうかあれですけども、民間の例えばサービスを使ったときにどうでしたか、顧客満足度をはかるアンケート等々を取ったりしています。内容はちょっと別にしても、そういった避難者からのフィードバックを仕組みとして今この制度をつくり上げていく上では、これは私はあったほうがいいと今思います。実際その避難された方のそういったご意見というのは、担当課のほうでは聴取しておりませんでした。議員のほうから今お話しいただいて、担当課のほうとやり取りをさせていただいていたようで、

そこからは議員からのお話だということで情報提供はいただいておりますけれども、今後のその避難所の在り方という面ではそこは必要なのかなと思います。早急にその辺は、どのような仕組みでフィードバックをもらうのかはちょっとつくり上げていきたいと思います。

一つの要素としては、昨年来ずっとお話しさせてきていただいておりますけれども、自助、共助、公助という言葉の中において共助の部分に少し当たるのかな、実際今までですと避難所開設は町がやるもの、ですから常に受け身になってしまって、タイムラグが生じるみたいなのところも今のお話の仕組みをうまく町民の皆様と共有できれば、仕組みはつくらなければならないですけれども、結果として早急な避難所の開設、必要物資の配付、一時的に最優先でやらなければならないところが何とか公共の力だけでなく成立するのかなと思います。必要な大事な観点として今後もしっかりと取り入れて検討していきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 残り2分です。よろしいですか。

○6番（野口周治君） はい、結構です。時間です。

○議長（木村俊広君） 以上で災害避難対応の改善についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

2時20分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7、道の駅BCP、事業継続計画について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

道の駅BCP、事業継続計画についてということで質問をさせていただきます。2025年12月26日付で道の駅BCP、事業継続計画がホームページ上に公表されました。道の駅BCPの最大の目的は、不測の事態においても施設利用者と従業員の安全を確保し、地域防災の拠点としての役割を果たすこととされています。そして、発災直後に参集可能な職員数は6名、砂原においてはそうです。森に関しては7名、計13名とされ、この限られた人数で100名を超える2か所の避難所の安全確保、施設管理、さらに物産館との連携による物資供給を同時に行うこととされています。しかし、広域災害において2か所の道の駅を持つ森町において限られた職員の中から合計13名の職員を回すことは極めて困難ではないのでしょうか。しかも、1つは津波の浸水域にあります。また、活動の裏づけとなる予算措置がされているのか。特に民間、物産館の在庫物資を緊急活用する際の費用負担や補償のルールを明確に定め、現場の混乱を防ぐべきと考えますが、町の認識と以下6点について

お伺いします。

1つ目、防災担当課との連携がされているのか。特に商工労働観光課職員の配置を了承しているのか。

2つ目に、物産館を運営する組織、各物産館との協定と連携について確認されているのか。災害時の役割、避難誘導や施設管理について具体的にどのような合意がされているのか。また、協力者の安全確保や補償、事前の教育訓練の実施状況はどうなっているのか。

3つ目に、非常用電源の稼働時間、Wi-Fi等の通信環境、防災トイレの備蓄、水の確保など、避難場所としての機能維持に必要な設備の現状と計画はどうなっているのでしょうか。

4つ目に、夜間や休日における防災倉庫、防災自販機の鍵の開錠体制は、24時間体制で確立されているのか。

5つ目に、道の駅は緊急避難場所、一時避難ですが、災害が長期化した場合、観光客を含め町外からの帰宅困難者や車中泊避難者を近隣の指定避難所へどのように誘導、移動させるのか。

最後に、6つ目として、この計画をつくることが目的であって、つくって終わりということになっているのではないのでしょうか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

今回策定しました道の駅BCPの職員の参集可能な人数については、当町担当課職員及び道の駅側の職員を合わせた数となっております。具体的には道の駅YOU・遊・もりにについては当町職員3名と道の駅職員4名となっており、道の駅つど〜る・プラザ・さわらについては当町職員2名と道の駅職員4名となっております。実際道の駅つど〜る・プラザ・さわらは、津波の浸水区域となっており、森町地域防災計画では両道の駅とも地震時の避難場所として指定されていることから、道の駅BCPについても特に地震における危険事象を主な対象として想定して策定されております。なお、道の駅BCPにつきましては、道路利用者の一時避難場所として想定しているところです。また、活動の裏づけとなる予算措置については、他の避難所と同様に災害対策費として一括して対応するものと考えており、担当課それぞれで予算措置はしておりません。さらに、避難物資等についても他の避難所同様に必要数を町の備蓄での対応を想定しております。

次に、ご質問の6点についてお答えいたします。1点目ですが、道の駅担当部署である商工労働観光課と防災交通課にて連携し、対応しております。

2点目です。今回BCPの策定に当たり、両道の駅とそれぞれ協議しており、災害時においても委託業務同様に施設管理の対応をお願いしております。また、道の駅つど〜る・プラザ・さわらについては年1回避難訓練を実施しており、道の駅YOU・遊・もりにについては今回の道の駅BCP策定を機会に避難訓練の実施をお願いしているところです。

3点目です。当町と函館開発建設部と防災用備蓄資機材に関する協定を締結しており、

その中で小型発電機を備蓄しております。小型発電機は、ガソリン式で連続最長運転時間が約10時間でございます。通信環境については、大規模な停電時を除き、フリーWi-Fiが利用可能であり、停電時であっても衛星電話が利用可能でございます。防災トイレについては、道の駅Y O U・遊・もりはマンホールトイレを設置しており、道の駅つど〜る・プラザ・さわらはポータブルトイレを備蓄しております。飲料水の確保については、町の災害対策本部と連携する形で他の避難所同様に町の備蓄庫より必要数を提供することを考えてまいります。

4点目です。災害発生時には当該BCPに基づき町の担当職員が対応することとしております。

5点目です。災害の種類にもよりますが、発生時には町の災害対策本部と連携し、安全を確保の上で誘導対応を行ってまいります。

6点目です。当該BCPは、現状に即して作成しており、つくって終わりということではなく、今後も地域防災計画との整合性を図りながら随時改定を行い、災害に備えた対応をしてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 今のお答えの中で、当事者って物産館とか、そういうところの人数がそれぞれ3名、2名、職員が4名、4名でなっていて配置される形になっているというふうに言いましたけれども、そもそもBCPのこの計画の中にそこの協定は結ばれていないです。それ資料一切書かれていない。ほかのところは、いっぱいのところと協定を結ばれているのです。肝腎のふだん管理しているところ、例えば砂原でいえば商工会とか、それと森のほうでいえば株式会社物産センターになります。そこの協定が一切この中には書かれていないのです、そもそも。

そして、さらに言えば4名、4名、当初7名と6名という形でこの中に書いているのです、それぞれ。参集人数が書いてある。その中にはそういうこと一切書かれてなくて。普通地震対応の中でこのBCPというのはつくられているはずなのです。地震というのは広域災害です。広域災害にもかかわらず、町の職員を当初は6名、7名、今の説明でいうと4名、4名という言い方していますけれども、4名も、それも商工労働観光の職員が張りつけることなんて可能ですか。さらに、その場合の監督責任者というのは商工労働観光課の課長なのです、この計画書見れば。そういうことって、広域でなっている災害が発生していて、ほかの職員を、これだけの職員を張りつけるということというのはどういうことなのですかって思って、無理でしょう、もともと。

さらに、担当課のというか、実際にふだん日常管理しているところと一切協定も結んでいない、話もしていない。今の話だと今後避難訓練もやるとかって言っていますけれども、書いていますよ、この中に。実際そういうことを相手と話もしていないで、それぞれ3名、2名の職員を当てにするなんて無理な話でしょう。ふだんそれだけの職員いますか、職員

というか、その場所に。いないのではないの。昼間ならまだしも夜間になると全くいないのです。その人たちが参集する話になるのです。そういうふうに書いていますよね、このBCPの計画見ると。だから、私が最後に言っているようにつくって終わりでしょうという言い方になってしまうわけです。もともと無理な計画を立てている。できもしない計画を立てるのはやめたらというのが私の感想です。

だから、今後どういう対応をしていくのかという問題なのですが、私に言わせるとこのBCPというのはもともと防災道の駅というのが念頭にあるのだと思うのです。防災道の駅というのは、北海道内に7か所今あります。その条件としてこのBCPをつくれというのが条件があるのです。だから、その中でつくっただけで、さらに今の現状の道の駅がそのほかの条件があるのです。駐車場の平米数が2,500平米以上であるとか、それに対応している場所ではないのです、もともと。

さらに言うと、今日の質問でも出ていますけれども、ほかの議員の質問から出ていますけれども、道の駅の話というのはやっぱり出てきていて、新しく建て替えるという話になっていて、それに合わせた形のBCPなのか、今回、森に関して言えば。そんな話ではないでしょう。それを何で12月26日にホームページで公開するだけで、一切あとには公開していないですよ。議会にも当然ないです。だから、言うのはこれつくるのが目的で、何のためにつくっているのか訳分らないというのが私の見たところなのです。

さらに、いろんな物品に関して、避難物資に関して町があたかも確保しているような言い方していますけれども、ほとんど持っているのは函館開発建設部で確保しているものではないですか、発電機にしても。そのものをどうやって活用できるのか、鍵誰が持っているのか、一切ここには書かれていないです。あそこに行けばあります、プレハブの小さいのが。あの中に多分入っているでしょう、ブルーシートとか。森のほうに関しては、水とか発電機とかないのだけれども、砂原に関してはそういう発電機、水とか確保しているわけです。だから、そういうことあるにもかかわらず、書かされているのはそれ実際あるかどうか分かりません。この計画には書かれています。それは、全部函館開発建設部で確保していることになっているのです。町が確保しているわけではないです。では、万が一町の職員が管理、それを施錠誰が開けるのですか。そういうようなこと一切書かれていないのです。だから、これがつくるのが目的なのではないのって、私が言うところはそこなのです。それも含めて今回のこの2つのBCPに対してどういうふうに考えているのか、私は取り下げるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、大前提として、議員お話しのとおり、道の駅に求められる機能としては災害時の避難場所、車、徒歩にかかわらず避難場所という機能は当然求められております。今回のこのBCPに関してなのですけれども、基本的には一般道路利用者に対する一時避難所として求められているというところであります。ただ、これはちょっと誤解のないようにお伝えしておりますけれども、その一時避難所という要素の中には確かに議員おっしゃると

おりいろいろな広域災害ですとか、発生し得る様々な災害に対して対応をしなければならないという要素は、これは必ず私は含まれるものと考えています。その中においては、道の駅との協定の話ですとか、それで職員の数等々に関しまして広域災害、広域避難災害といえますと大規模な噴火ですとか、本当の津波の浸水のそういった災害に関することなのかなと思いますが、当然これ担当課だけでやることではなくて、防災交通課、防災行政との連携もしっかりとこれは図っていかなければならないと思います。そういう面においては、このBCPをまずは活用というか、基本にして、防災交通課の災害時の対応とすり合わせしつつ状況に応じた避難計画、避難所開設計画、さばきをどうオペレーションでするかということのをこれはつくっていかなければならないと思います。

目的化していないかという話に関しましては、目的化というか、やはりあの道の駅に関しては、当然今整備の話等々もありますし、こういったBCP計画がこれは求められるものであります。それは正直にこれは必要になりますし、必要であるので、つくらせていただいたというのは、正直な話そのとおりであります。しかしながら、その内容に関して様々な今ご意見というか、疑問等々をいただきましたので、確かにホームページで公開したその程度の開示でありますので、改めてその辺は整理させていただいて、議会のほうに説明させていただく機会を設けるべきなのかなと思います。改めてその辺は機会を設けさせていただいて、防災の関連とともにどうさばいていくのか、オペレーションをどう考えるのかということをお示ししていきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 2月17日に公民館において、森地区の場合ですけれども、森津波避難対策会議というのが行われています。今津波対策のつくり直しをやっている最中なのです。町内会から25名出席した中で会合が森地区の場合行われています。その中でどういうことが起きたか、起きたかというか、私の感想ですけれども、町民の意見を聞くといいながら、そういう場面がない。さらに、本来であれば去年の7月30日の警報出たときにどういう動きをしたのか、さらに今回の12月に起きた避難した場合の時の話とかというのは、その後すぐにどういう状態であったかとかいうのを聞くべきなのです、本来であれば。さらに、今の町長の話だと全然そういうようなことが行われていないというか、今現実的に道の駅2か所ある中で、実際にそこにどれだけの人が避難して行っていたのか把握していますか。把握していないでしょう。

さらに、今回見直しの一つとして、徒歩避難ではなくて車での避難というのが想定されなければならないということで見直しもかかってきているはずなのです。とすれば、トイレがあって、水があって、一定程度安全な場所といった場合は、確かに今回のBCPというのは地震を対応用の部分にはしているのですけれども、当然地震といったら津波が来ても不思議ではない現象なわけでしょう。災害なわけです、広域で起きるわけですから。とすれば、ほとんどの人たちが道の駅に行っているはずなのです、車で移動する場合。だか

ら、高台にあるパチンコ屋さんの駐車場にいっぱい行くというのは、それだけ駐車場と、トイレを開けてくれたから、7月30日の話ですけれども、そういうようなことをやられて、そして町としてはそこと協定を結んだわけでしょう。そしたら、今回時間帯的にいうと夜中に車で移動するといったら、やはり道の駅って一つの避難場所としてはターゲット、みんな思い浮かぶのが当たり前なのです。そこに対して、今回そうしたらどれだけ12月の部分に対応できたのかといったら、対応できていますか。誰が開錠して、いろんなそういう対応するようなことに職員が対応していないのではないですか、現実的に。公表が12月26日、それ以前、前の話だけれども、それは。当然そういうのがあって初めて計画というのは動けるために、対応できる計画というのをつくるはずなのですが、どうもそれに対応していない。だと私は思っているわけです。だから、これをつくるのが目的でというふうになってしまうと私は思うわけです。

それで、今回防災道の駅ってあります。それをターゲットにして考えているのですか、森の2か所の道の駅を。その一つの条件ってなるのです、このBCPというのは。そういうことを一切触れられていない。さらに、今森に関して言うと建て替えの話が出ているわけです。では、これに対応する部分の道の駅を当然想定してつくらなければならない話なのです。だから、そういうことにも対応しているのかどうかも含めて再度質問させていただきます。

(「休憩いいですか」の声あり)

○議長(木村俊広君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時44分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長(岡嶋康輔君) お答えいたします。

松田議員のおっしゃりたいその一番の趣旨の部分というのは、不測の事態どのような形になるか分からないその災害時においては、やっぱり体制構築、そしてまた私たちの情報共有、様々なものを最高レベルまで研ぎ澄ませておかなければならないし、そういう意味においてはまだまだ足りない部分があるというご指摘をいただいているという認識でいます。1つそれは前提としておきながらもちょっと整理させていただきたいのは、基本的に12月8日の地震のお話をされました。先ほどもほかの議員の方からもご質問いただいたのですけれども、津波注意報の場合は基本的には今までの運用としては避難所開設はせず、自主避難するかどうかは任意というか、する方はする、しない方はしない、判断にお任せしますという、そういう運用でずっとやってきました。しかしながら、その直前にありました津波警報、あのときにやはり災害に対する認識がすごく町民の皆様高まって、そしてまたいち早く避難しなければという、これは私いいことだと思うのですけれども、そうい

う意識が高まり、一斉に皆さん自主避難されてきた。そういう現実を踏まえて急遽避難所を、限定的でしたけれども、開設させていただいたという流れがあります。そういった中において、では今後道の駅はどういう避難所としての求めがあるのか、それはまさに議員おっしゃるとおりで、本当に多くの車が移動して、国道沿いに渋滞というか、路上駐車のような形にもなりました。国道にあるお店の駐車場にもびっちり入りましたし、道の駅にも当然車がいたと思います。そういった要素においては、今後防災交通課、防災行政のほうと連携して、地域防災計画の中で役割をしっかりと連携させていただいて計画のほうを、計画のほうというか、実質的な実際のオペレーションを組み上げていかなければならないと思っております。

2月17日に行われた津波対策会議ですよね、おっしゃっているのは。ちょっと今確認させていただきましたら町内会長さん集まっていたいて、そこに多分いらっしゃったのだと思うのですけれども、もっともっとそれ以上に本当に避難、先ほど野口議員にご質問いただいたフィードバックの話とも関係するのかなと思います。実際町内会長という、その町内会の大きなくくりの中での防災の動き、行政との連携というところと意見を聞くというのと併せて、議員お話しのとおり、実際に避難した方がどういうふうな経路をたどって、どういうふうな、これはちょっと表現あれですけれども、不便だったかという表現はあまり今の段階ではあれなのですけれども、どのようなその状況にあったかというのは、これはやっぱりいただかなければならないと思います。そういう意味では、会議を開いて集まってください、意見聞きますというのとはまた別に、先ほど答弁させていただいたアンケート的なもので意見を聞くという要素で私は対応していく必要があるのかなと思います。

あと、防災道の駅という考え方、これも確かに非常に求められる、名前としてというか、機能として防災時に機能を発揮する、避難所等々いろんな機能を発揮する道の駅という意味では防災道の駅という在り方は求められると思います。道の駅として運営する以上、このBCPをつくらなければなりませんので、防災道の駅を目指すからBCPというところではなくて、防災道の駅は目指します。BCPも地域防災計画と連携して、より練度を高めて、実際の運用にしっかりと落とし込んでいくというところをしっかりとやらせていただきたいというところで認識いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 答弁漏れある。

○13番（松田兼宗君） そうではなくて。聞き方がちょっと、混乱しているところがあって、確認だけ、1点だけ確認したいところがあります。

○議長（木村俊広君） はい。

○13番（松田兼宗君） すみません、4度目になるということで。要するに取り下げなさいということは、これ見ると分かるのだけれども、道の駅が中心になっているのです。町の防災計画上は、町全体の防災計画があって、この計画はその下位に位置づけるべきなのではないですかということなのです。だから、取り下げたほうがいいのではないのとい

う言い方をしている。だけれども、これ見るとあくまでも道の駅が中心なのです。町としてはそうではないでしょうって。町全体の防災計画の中にこの道の駅が当然位置づけられているはずなのです。その視点に立てば、この計画というのは道の駅だけの計画で、だから地震だけに限定した形で書いたりもしているわけで、そんな話にはならないでしょう、実際は。だから、町全体の防災計画の中にこれを中に組み込む形で考えなければならないのではないですかということなのです。それだけ最後に、そういうことなのです、言いたいことは。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

道の駅のためのBCPというところにおいては、そうなってしかるべきというか、そういうものでございます。地域防災計画の中で道の駅がどうあるべきかというのは、防災行政のまさにその地域防災計画の中で位置づけを考えるべきものだとして認識しております。ただ、議員おっしゃりたいことは、やはりこの関連性を持ってお互い、それぞれが独立して整合性がちょっと微妙な感じのまま運用をスタートして機能するののかということを多分おっしゃりたいのかなって思います。それはまさにそのとおりでありますし、そこは、先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、地域防災計画とBCPの中での要素の要点のすり合わせというのはしっかりやらせていただきたいと思います。取り下げて新たにBCPつくったとしても同じ、道の駅にとってどうなのかということの中でつくられるBCPですので、内容的には、もうちょっと精査するところはあるのかというご意見はあるのかもしれないですけども、その点も含めて、機会をつくって改めてもう一度ご意見を聞かせていただければと思います。認識としては、私のほうはそのように理解していますので、よろしいでしょうか。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 要するに職員を13人も取れるわけないでしょうということなのです。

以上、そういうこと。

○議長（木村俊広君） 道の駅BCP、事業継続計画についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、8、配食サービスの充実について、投票率向上への取組について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

初めに、配食サービスの充実についてを行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして質問させていただきます。

1つ目、配食サービスの充実について。全国的に高齢化が進展しており、介護施設や医療施設ではなく住み慣れた自宅で暮らす高齢者の方を対象とした配食サービスの需要は、今後ますます高まるのではないかと予想されます。特に郊外で暮らす高齢者の方は、買物が困難な場合も多く、栄養を十分に取ることができずに健康被害が発生してしまうことが懸念されます。

森町では、平成23年4月から高齢者福祉政策における在宅サービス充実の一環として食の自立支援事業を立ち上げ、在宅の高齢者の方々へ配食サービスを行っており、健康寿命を延ばす取組として食の環境改善が見込まれます。また、配食サービスは高齢者の方の自立を促し、配食時には利用者見守り支援として安否確認や状態把握をすることができるなど、高齢化社会には必要不可欠な事業であります。配食サービスを利用している高齢者の方は、大多数が年金生活者であると思われますが、これからも森町で末永く安心、安全に過ごしていただくためにも本事業をリーズナブルな価格で利用者の立場になったサービスを提供していくことが高齢者福祉政策の一翼を担いますので、質問します。

1つ目、現在は1日最大50食までとなっているが、利用希望者が増大した場合、上限を見直す考えはあるか。

2つ目、他自治体にて配食サービス時の安否確認を怠り、利用者が死亡して発見されるという事案が発生したが、森町では安否確認が徹底されているか。

3つ目、令和8年度、9年度と大幅な利用料金の値上げが予定されているが、在宅高齢者の生活状況を鑑みると再検討が必要と考えるが、いかがか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

配食サービスは、単身世帯の高齢者や障がい者等が健康で自立した生活を送り、生活の質の確保を図ることを目的に実施しております。1点目の利用希望者が増大した場合の上限の見直しについてです。現在のさくらの園での調理では、1日当たり50食が上限となっており、利用希望者の増加に対応できるよう外部委託での弁当の提供体制について検討してまいります。

2点目の安否確認につきましては、弁当配達時に異変があったときには配食サービス配達時緊急対応マニュアルにのっとり、外からの声かけや119番通報、親族等への連絡、場合によっては警察等と連携し、立入りにより安否確認を徹底しております。

3点目の利用料の改定につきましては、配食サービスに係る経費が食材の高騰や人件費の上昇により年々増加している状況にあり、現在は1食当たり1,248円かかっております。そのうち賄い材料費は500円程度であり、現行の利用料300円では財政負担が多くなっている状況でございます。在宅高齢者の皆様の生活状況を考慮いたしますと料金の改定はご負担となることは十分に理解しておりますが、過去に利用料の改定を行った際にも賄い材料費程度の利用料に設定した経緯がございます。平成23年に当時の賄い材料費相当額を基準とし、現在まで利用料を据え置いてきましたが、物価高騰が顕著な今般では今回の改定額が現在の賄い材料費相当額であります。今後のサービス向上や安定的な提供を考慮した場合、今回の利用料改定が必要と判断いたしましたので、ご理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 3つ質問させていただいて、まず上限50食のところは利用状況を見て、現在のさくらの園での増産は無理ではあるが、外部委託も考えてこの上限数は必要であれば上げていくというようなお話でした。現在は私もお話聞いた中では上限の50まではいっていないようでありますけれども、今後利用希望者の方が増えた場合、50食を超えた場合は、今の外部委託という方法でもよろしいでしょうし、もしくは町のそういう関連する施設での弁当の確保ですとか、その辺いずれにしても対応して50食以上は確保してくれるということです、そこは了解いたしました。ぜひ進めていただきたいなと思います。

2つ目の安否確認の部分です。安否確認、森町はそのマニュアル等々設定して、何か異変があったときには各関係機関、親族等に連絡するようになっているというふうなことでしたので、それが徹底されていればこの他自治体のような事案は起きないと思います。ただ、そういう事案が発生した町でもやはりそういうマニュアルはあったと思うのです。ですが、たまたま配食に伺った職員なのか、外部委託なのかまでは確認していないのですけれども、私の聞いた中では、呼び鈴押したのかちょっと分からないのですけれども、出てこなかったと。玄関のドアノブにかけて、そのまま帰ってきたというのです。ですから、そのときにやはりきちんと定められているマニュアル等々に従って関係機関なりなんなりに連絡していれば、そういう後々に死亡した状態で発見されるというようなことはもしかしたらなかったのかな。その時点でどうなっていたかまでは、それは分かりませんが、少なくとも数日間発見されずにというようなことはなかったのかなというふうに思いますので、すみません、私そのマニュアルの中までは見たことないのですけれども、そのマニュアルに従えば他自治体のような事案は発生しないと思いますので、そこはやはり徹底していただきたいなというふうに思います。

3つ目の大幅な値上げを予定しているという点なのですけれども、町長のお話あったように今様々な部分で物価高騰、人件費ですとか配達するための経費、原材料、全てが値上げしているのはもう十分承知しております。ですが、やっぱり私このサービスを利用している方々、森町ですと働いてきて、森町で子育てをしてしっかり納税していただいて、森町の発展に寄与していただいた私たち現役世代からすると大先輩です。今この現役の私たちがそういう先輩の老後のこの森での暮らしというものを支えていかなければならないって私は思うのです。もちろん全く支えていないとは言わないです。様々な面でこういう高齢者福祉に取り組んでいるのは十分承知しております。ですが、今回のこの値上げという話を聞いて、先ほど1食当たり幾らかかっている、原材料費は幾らです、負担額が幾らですというお話ありましたけれども、私はまだまだ、まだまだというか、取りあえずは今回の値上げをせずともまだ私たち現役世代が支えていける範囲ではないのかなというふうに思ったので、この質問を加えさせていただきました。まさにこの私たち現役世代がそういう方々の老後の暮らしを支えるというのは、本当にこれが私は共助、共に支え合う共助だと思うのです。そこは町長に考え直す、再考することができるのであればぜひしてほ

しいという思いで今回質問させていただきました。この値上げに至るスキームは、私詳しく分かりませんが、多分担当部署のほうからこういう値上げ、様々なものが上がっている、高騰している中でやはり利用者の負担も上げていかなければというような話はあったと思います。あつて最終的に町長が査定して判断したと思いますけれども、私は町長に本当に、いや、まだ頑張ろうと、現状維持でいこうという判断をしてほしかったなつて今すごく思います。その思いは、やはり共助の部分、森町のために汗水垂らしてきた方の暮らしを私たちが共助という形で支える。それが何でできなかったのかなつてすごく今残念な部分もあります。

高齢者福祉に関しては、ほかにいろいろやっているのも分かるのです。分かります。いろんな取組しているの分かります。ただ、例えば今この配食を子供たちの食ともし照らし合わせるとすれば、今学校給食費はただ、無償化しましたよね、町独自の単費で。遅れて国がついてくるようですけども、森町はもう先立って学校給食ただにしました。それは、やっぱり次世代を担う子供たちのために、家庭の負担を少しでも下げるためにという思いで下げたの分かります。これ今、すみません、四、五千万かな、それぐらいの多分賄い費、材料部分の負担が今まであったと思うので、多分四、五千万の金額になっているのかなと思います。今回その負担増、値上げをお願いする部分で、例えば今100円上げて120万、130万ほどのたしか収入増だったと思います。そう比べると、金額で比べてどっちがということではないですけども、物すごく差が大きなという思いはあります。なので、何とか私、ここでちょっと長くなればあれなので、再質問、もうこれ予算に100円分値上げした部分は収入増で入ってきているのかなと思うのですけれども、ぜひ町長のここでの決断で構わないです。何とか分かりましたと、取りあえずは今年度値上げせずにいきますという町長の男気が見たいなと思つて再質問をします。予算では上がっているのかもしれないですけども、その分財源がという話になりますけれども、私今ここでそんなこと何で言えるかといつたら120万ほどです。それこそ何とかすれば十分財源振替して賄える範囲です。何だつたら予備費もありますから。なので、そこは町長の男気を聞きたいと思つて今の部分を再質問させてください。分かりました、現状維持でいきますという一言を期待します。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

考え方としてまずちょっとご理解いただきたいのは、先ほど来行革の話もさせていただいておりまして、今回はこの食の自立支援事業に対する値上げという話で、提案というか、説明させていただいてきております。今までもこの数年間受益に見合うその収入を確保するという観点で、全く高齢者福祉とは違う分野ですけども、例えば今水産で受けているホタテの……名前がちょっと、ごめんなさい、すぐ出てこないのですけれども、付着物とか貝殻とか、その辺の受入れの値段に関しても段階的に値上げさせていただくというお話もさせていただいてきております。確かに金額的にいえば百数十万というところではあります。今後このようなことが各方面においていろいろなところで出てきます。先ほども水

道料金の話は、行革の中で財源を確保し、最終的に何にどのような、どのくらいの金額を配付するかということを改めて皆さんの、皆さんの意思という言い方もちょっと変ですけども、計画というか、施策の中に組み入れていきたい。それは、今回は百何十万という金額ですけども、当然限られた標準財政規模の中でここに充てるにはここが減るというような、先ほどの話の中でもありますけれども、そういう行為がこれからひもづいてきます。そういった中において今回例えばこの賄い材料費程度、今回さくらの園でやっておりますけれども、これがシャリテのほうに移って、どういった業態の変化、今その調理の部分もどうするのかということも決まってきますが、そういった実際の現場の作業のいろんな効率化等々を図って、もしかしたら全体的に今千幾らかかっているところを削減できるのであればという要素でこれは今の負担のお金を選択するという選択肢も考えられるのかなと思います。そういうような要素も含めまして考えていきたいと思っております。まずは、3つ目の回答としてはそのように回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 期待していた答えがなかったので、再質問させていただきます。

今町の財政が大変だというのは十分分かっています。私もいろんな立場で町のほうの財政目にしておりますけれども、本当に様々な部分で詰めるものは詰める、攻めるところは攻める、こういうめり張りをつけながら財政規模を圧縮していくというのは本当に喫緊の課題であるというのは私も十分理解しているところなのですが、年金生活者の方が利用者のほとんどだとは思っておりますけれども、違う方もいるかもしれないですけども、今国民年金で7万円、やっと7万円台いったのかな、高齢者の方。やっと7万円です。その中から介護保険が引かれるのかな。その中から今度住宅費だ、電気代だ、燃料費だ、もちろん衣服だって買わなければならない。そうなったときに、例えば9年度は200円の値上げです。月25食頼んでいる人だったら5,000円です、5,000円。そしたら、せっかく7万円台までいったその年金の受給額の増額分が吹っ飛んでしまうぐらいの値上げです、これ今回の。1日3食のうちの1食だけで。なので、やはり利用している方の環境を考えると、私は本当は今の現状の値段から下げてやりたいぐらいです。子供たちはただなのに、高齢者だって、ただとは言わないけれども、まだ下げてもっと負担を軽くして、ほかの部分で生活のために年金、少ない年金です。それを使える環境をつくってやるというのも町の仕事ではないのかなというふうに思うのです。

さっきの町長のお話に戻りますけれども、いろんな部分で値上げしなければならないという部分は本当に分かるのです。ただ、例えば施設で暮らす高齢者の方々います。自宅で暮らしている高齢者の方々、どちらも同じです。森町で暮らしていこう、健やかに老後を過ごしてほしい、どちらのパターンででも。ただ、例えば施設の運営なんて今1人町で200万でしょう、200万。でも、在宅の人にはこれぐらいの支援で、たとえば材料費が500円ぐらいかかっているかもしれないけれども、せめて今の値段で維持する。できないですか。も

っと切り詰めれば、例えばまた120万の話に戻りますけれども、令和8年度で120万、令和9年になるとざっくり250万ぐらいになるのかな。それぐらい何とかして高齢者の在宅での食の安全を守りましょうよ、町長。ぜひそこ本当に一緒に考えていきたいです。

先ほど一番最初に今現在1食1,241円、材料費が500円ほどかかっていますよというような説明だったのですけれども、私担当課へ行ってメニューも見せてもらいました。どういったものを実際お届けしているという現物、現物というか、写真で見させていただきました。大変おいしそうで、いろいろ本当に栄養バランスも考えられて、いい食事だなと。高齢者の方だから、そんなにサイズの的には大きくないというようなお話ししていましたが、大変栄養バランス取れていて、献立を見ていてもいい食事だなと。私もこればかり食べていけばきっと痩せるのだろうなとか思いながら見ていたのですけれども、でもちょっと残念ながらその内容を見ていると1食500円の材料ってちょっと高いです。1食500円、材料だけで。大体一般的に考えると、町長もコンビニの中では原材料までは分からないかもしれないけれども、例えば500円で販売している弁当だと多分原材料費といったら20%いくか、いかないかぐらいだと思います。そう考えると、写真で見させていただいたお弁当、決して中身がどうかということではないです。これをもし市販されているものはこんなものかなって大体見ると、それこそ500円ぐらいのお弁当ではないかなと思って見ていました。ということは、一般的には材料費は100円、百数十円、そのぐらいかなと思っていました。だから、ちょっとその材料の仕入れ高過ぎるのとはではないのという思いもありました。ただ、やっぱり町で購入するのと民間のと比べてしまってもまた大変な話ですけれども、そういった部分もし改善できるのであれば今の値段のまま値上げせずに維持できるのではないかな。それこそ様々な部分でのこの事業の中身での改革をもう一工夫、もう一努力してほしいのです。

町長にここで再々質問します。繰り返しになりますけれども、もう8年度の予算はあしたから審査が始まりますけれども、いいですよ、もし町長が値上げ予定しているけれども、値上げしませんって言ったら、その部分に関しては私大賛成です。ですので、もう一度伺います。まずは令和8年度据置きでいきませんか。値上げは、その後の年度また考えていきましょう。令和8年度1食100円の増額思いとどまって、8年度だけまずは据置きでいく、9年度以降はまた一緒に皆さんで考えましょうというところで町長の考えを最後に聞きたいと思います。お願いします。

(「休憩いいですか」の声あり)

○議長(木村俊広君) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

河野文彦議員の再々質問ですが、一般質問としてはあまりふさわしくない要望という内容になっておりましたが、町長のほうから答弁の用意があるということなので、これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今回一般質問の中で、値上げに対する考え方として町はどうこれから進めていくのかというところを明らかにしたいということの趣旨で多分ご質問いただいたのかなと思います。その中において、その真意を確かめるために本当はどこまで考えているのかということが多分私はご追及いただいたというふうに捉えました。その中においては、確かに今議長のほうからご指摘ございましたように今回一般質問の中で答弁できるような内容ではちょっとないというところはお理解いただきたいのですが、あしたこの条例の改正の上程がございします。確かに値上げが必要だ、賄い材料費程度、いろんな財源の調整、行革の話させていただいている中ではありますけれども、まだ実際その具体的な案を私のほうもお示ししていない、そういった状況でもございます。そういった中において、上程する予定でございしますので、あした議員の皆様の中でご質問いただければ、改めて私の見解をお話しし、あとは議員の皆様方にこれは委ねられておりますので、あとは皆様方のご判断に従いますというところの答弁しかちょっとさせていただけないのはご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 配食サービスの充実についてを終わります。

次に、投票率向上への取組について。

○2番（河野文彦君） それでは、2問目をさせていただきます。

投票率向上への取組についてです。投票は、国政選挙、地方選挙問わずに非常に重要な役割を果たします。一人一人の投票が政治や政策に大きな影響を与え、社会の未来を決めるための重要な手段です。選挙を通じて私たちの考えや意見を政治に反映させることができ、民主主義の健全性を確保するためにも欠かすことのできない行動です。投票率が低いと少数の意見が優先され、よりよい社会の実現が困難になると言えます。投票行為は、法律上の義務ではなく、強制することはできませんが、主権者として政治に関わることができる第一歩でありますので、投票をされない方の意識を変えていただくことが重要です。自分には関係ないといった意識や政治への無関心は、結果として自らの暮らしに返ってくる、つまり有権者全員が当事者であることを忘れてはなりません。

投票率は、都市部ほど低下する傾向があるようですが、森町の投票率は全道の町村の中では非常に低い現状であり、令和6年に行われた衆議院選挙では渡島総合振興局管内で最下位という不名誉とも言える結果でありました。町民の大切な1票を無駄にすることなく投票という形で政治に参加していただき、よりよい社会を築き上げていくためにも今まで以上の投票率向上を目指した施策が必要ですので、質問します。

1つ目、森町の投票率が低調な原因をどのように分析しているか。

2 丁目、投票率向上に向けてどのような取組を行っているか。

3 丁目、他自治体の取組を参考にして新たな取組を行う必要があると考えるが、いかがか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1 点目の町の投票率が低調である原因については、様々な要因が存在し、全てを具体的に特定することは難しいと考えております。このような状況を踏まえ、選挙管理委員会としては選挙に対する周知を徹底し、投票率向上につながる投票の機会を支援するための対応策を講じる必要があると認識しております。

2 点目の投票率向上に向けた取組についてですが、森町では森町明るい選挙推進協議会と共に様々な施策を展開しています。具体的には選挙啓発用の看板やのぼりの掲示、防災無線やラインによる投票棄権防止の呼びかけ、啓発用チラシの個別配付、食KING市などのイベントでの啓発を実施しています。また、18歳を迎える新有権者や1月に開催される成人式の出席者には啓發文書や冊子を配付し、投票の重要性を伝えております。

3 点目の他の自治体における取組を参考に新たな施策を行うことについてですが、他の自治体で成功させた事例を学び、自らの施策に生かすことは非常に重要であります。森町では、投票所の利便性を向上させることにより、投票率向上につながる対策として移動式の記述前投票所を統一地方選までに実施できるよう準備を進めております。これからも地域全体で投票意識の向上に努め、適切な施策を講じてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2 番（河野文彦君） 現在行っている取組、チラシであったり、のぼりであったり、そういう成人式の場合の何か行動するというのは、最低限といいますか、できる範囲の本当に最低限の取組かなというふうに思っていました。言ってしまうと、どこの町でも必ずやっている。そこまではどこでもやっているよという範囲かなというふうに思っていました。その取組が足りているのか、足りていないのか、そしてそれが森町の投票率の低下という数字に表れてしまったのかまでは、原因も分析できないですし、私もそこまでは分析できませんので、分かりませんが、少なくとも今まで以上の取組は何かしらしていかなければというのは多分同じ認識かなと思っていました。

そういった中で、さきの衆議院選挙のときに防災無線での町長の呼びかけがありました。正直言って、別な機会でもお話ししたのですけれども、町民からは何か同じことの繰り返しを何回もとか朝早くにとか、いろんな意見があったのですけれども、僕はその意見を言ってきた方に、いやいや、あれは町長がやっぱり投票率改善したい、選挙に行ってほしいという思いの表れだからと、それぐらいちゃんと我慢して、我慢してってうるさいという意見を我慢して、しっかりみんなで選挙行きましょうよって僕も言ってあげていました、その言ってきた方には。だから、僕はあれはすごくいい取組だったと思っています。ぜひ次の選挙のときも、うるさいという意見には負けずに防災無線でどんどんPRしてほしい

と思います、文面は多少変えて。同じことって言われないうにしたいほうがいいかもしれないですけども。だから、本当にいい取組したなと思っていました、本当に。

他町の成功事例は取り入れていきたいというようなお話で、今その移動投票所については次の地方選挙までには準備するというようなお話を私も初めて聞いて、そこまでやっぱり町長本気でこの投票率向上には取り組むのだなという思いがしました。それで、再質問1つ減ってしまうぐらいの答えがもう出てきてしまったなと思ったのですけれども、移動投票所、それは、再質問として、期日前の投票所の移動投票所を考えているのか、当日の投票所、あれはちょっと僕も詳しく分からないのですけれども、法的に決められた投票所以外に投票日に例えば移動投票所を置くことができるのか。多分スーパーですとか何か人の集う場所になるかと思うのですけれども、もし現時点でそこまで調べていらっしゃるのであればちょっとそこを教えてくださいと思います。

私投票率はどうやって上げればいいのかみたいなキーワードでいろいろ検索したり、調べたりしていて、これは多分行政、自治体の取組とはまた別に、例えば地域の飲食店が独自に選挙に行ってきた方にはお食事割引しますよとかという取組しているところあるのです。それは、自治体が関与してやっているのではなくて、民間の方が独自で投票率を上げていこうというような取組だと思います。大変すばらしい取組だなというふうに思っていました。森町でもそういう取組に賛同して、民間の方がそういった行動、活動をしてくれれば大変ありがたいなと思うのですけれども、ちょっとそこで僕1つ思ったのが、例えばです、そういった飲食店で選挙後にもし投票の後にお食事行くのであれば多少割引しますよ、例えばその割引の経費を自治体が負担するということが可能かどうかというのを調べたことがあるかというところを質問させてください。分かりますか。それをやれないかということではないです。それが可能かどうかということを調査したことがあるかというところ、もしその調査したことがあるのであればどういった答えが導き出されていたかというところを再質問させてください。お願いします。

(何事か言う者あり)

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時50分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私もその函館の飲食店で、選挙割というやつだと思うのですけれども、やられていたのをSNSで拝見していました。基本的には法律でその経費を一部でも全部でも自治体を持つというのは禁止されていると、そういう状態であります。証明書のほうは要望に応じてうちも当然出しておりますので、何か独自の、函館市の場合は独自にやられています

ので、そういったことに活用していただく分にはいいのかなというふうに考えます。

移動投票所の件でございますけれども、基本的には先ほどお話しさせていただいたのは期日前投票所に関して、移動というか、期日前投票所を移動という形で行うというところで今整理しております。選挙日当日の投票所に関しても一応手続を踏めばできるという流れにはありますけれども、まずは期日前移動投票所というところでちょっとやらせていただきたいなというふうに思っております。人員配置の関係で現状でもかなりの人数というか、職員の動員が要るという状況でもありますので、まずはそのように考えさせていただきたいというところであります。

もう一つ、やはり効果的な場所に定点的に置いて投票率を上げるというような観点も非常に大事なのかなと思います。移動というふうについてしまいますので、その投票母体自体が動くというものよりかはより効果のある例えば、これは八雲町でもやっているのですけれども、ショッピングモールではないですけれども、ショッピングのそういう駐車場ですとか、それは要件はちょっと調べなければならぬですけれども、生活動線のついでで投票を行えるという要素は非常に私効果的なのかなというふうに思っています。ですので、そういった観点から期日前移動投票所というところでまずは整理して実施させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） その俗に言う選挙割の部分に関しては、民間の方が自発的に行うのは、そういう証明書関係では協力できるけれども、その経費的な部分は禁止されているということで、禁止されていることはできませんので、残念ながらそこはもう民間の方に協力をお願いするしかないのかなというふうに思いました。

今の移動投票所、森町としては初の取組になると思いますので、本当にぜひ成功して、投票率向上に寄与してほしいなというふうに思います。前回の選挙ですと、僕通告文では渡島、檜山で最下位だった、大変不名誉だったというお話ししてはいたのですが、直近の選挙では何とか最下位は脱して、ただドングリの背比べです、正直言って。だから、単純に投票率は数字が多いからどうだということではないのしょうけれども、より関心を持っていただくためにも投票率がやっぱり高いほどよろしい部分が多いのかなと思いますので、何とかその移動投票所も成功させて、より一層の投票率向上を実現してほしいと思います。

再々質問として、今期日前投票ということでしたけれども、例えば投票日当日に、多分日曜日になると思うのですけれども、コミュニティバスは走っていません。例えばコミュニティバスをその投票所に走らせる、もしかしたら期日前の投票所は町内2か所しかないと思うのですけれども、そこに向けて走らせるというようなコミュニティバスの臨時時刻表的なものも投票率向上には私大変プラスになるのではないのかなと思うのですけれども、そこを再々質問1点させてください。

もう一点目が遠隔地投票ありますよね。これ結構ご存じの方多いのです。例えば出稼ぎで本州にいますですとか、住所は森にあるけれども、進学で札幌にいますとか、そういう方に町のほうで手続するとその遠隔地で、赴任されている先の一番近い選挙管理委員会に行って投票できるという仕組みがあるのです。多分知らない方多いのです、これ。次の統一地方選挙の後半戦の町議会議員選挙ですと5日間しかないので、今郵便が大変時間かかるので、なかなか5日間のうちに投票が帰ってくるというまでは本当にぎりぎり、もう告示の日ですぐ手続しなければ間に合わないぐらいなのですけれども、町では速達なんか使ってでも対応してくれているというのは聞いていますので、そういった制度を町民の方にもっと知っていただくのも大事なかなというふうに思っていました。なので、次の地方選挙の知事、道議会議員選挙に向けてでも町民の方にこういう便利な制度があるよ、ぜひ活用してください、地方選挙の第1弾目だと期間長いですから、十分遠隔地投票もできると思いますので、そういったところを町民に知ってもらって活用してもらい、これも投票率向上のためには重要なことかなと思いますけれども、その辺についても町長のご意見いただければと思います。お願いします。

（「休憩いいですか」の声あり）

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員からご提案いただいた地域公共交通のコミュニティバスの活用というところであるのですけれども、バス停の指定とか、いろんな手続というか、その決まりがありまして、独自に日曜日やっていないからといってそれを走らせるということはなかなかちょっとそぐわないのかなというのがまず1点と、要は選挙に特化した独自の例えばバスの足を考えるというところでは、これは検討していかなければならないというか、検討すべきことなのかと思っています。しかしながら、どれだけの需要があるのかとか、ではどのエリアをどのようにとか、非常に整理しなければならない課題もたくさんあります。今後引き続き検討は進めさせていただきたいと思います。

遠隔地投票に関しましては、改めてホームページ等々でその制度がある、もしくは町の広報紙、そういったものも活用して改めて制度の周知に関しては実施させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 投票率向上への取組についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

◎日程第４ 議案第２１号ないし議案第３８号

○議長（木村俊広君） 日程第４、議案第21号から議案第38号まで18件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号から議案第38号までについて、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く12人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。併せて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき議案１件ごとに取り扱うものいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、議案第21号から議案第38号までについては、議長を除く12人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 ４時０４分

再開 午後 ４時０５分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました選任に関わる協議の結果、予算等審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に伊藤昇君、副委員長に東隆一君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、３月５日から３月12日まで休会にしたいと

思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

3月5日から3月12日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月13日午後1時30分開会といたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時06分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和8年3月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和8年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

令和8年3月13日（金）

開議 午後 1時30分

休会 午後 4時02分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和8年第1回 議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
制
森町議会3月 定について
会議付託議件 議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定
について
議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改
正する条例制定について
議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会
計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について
議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃ
っぷ林館）
議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマ
ト集出荷選果施設）
議案第29号 令和8年度森町一般会計予算
議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業
特別会計予算
議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算

議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算

- 4 意見書案第1号 学校教育の「カリキュラム・オーバーロード」解消を求める意見書
- 5 意見書案第2号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書
- 6 議員の派遣について
- 7 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（12名）

議長	14番	木村俊広君	副議長	1番	伊藤昇君
	2番	河野文彦君		3番	高橋邦雄君
	4番	河野淳君		6番	野口周治君
	7番	斉藤優香君		8番	千葉圭一君
	9番	佐々木修君		10番	加藤進君
	12番	東隆一君		13番	松田兼宗君

○欠席議員（1名）

5番 山田誠君

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	山下英一君
総務課長兼 防災交通課長	濱野尚史君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜君
監査事務局書記長	関孝憲君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	岩井一桐君
企画振興課参事	池田恵太君
税務課長	東克宏君
保健福祉子育て課長	宮崎弘光君
保健福祉 子育て課参事	萩野友章君
保健福祉	

子育て課参事	葛	西	十	夢	君
住民生活課長	阿	部	泰	之	君
環境課長	川	口	武	正	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農林課参事	佐	藤		司	君
水産課長	川	村	勝	幸	君
商工労働観光課長	白	石	秀	之	君
建設課長	濱	野	真	行	君
建設課技術長	伊	藤	正	吾	君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴	田	正	哲	君
町民福祉課長	奥	山	太	崇	君
教 育 長	毛	利	繁	和	君
学校教育課長	坂	田	明	仁	君
学校教育課参事	藤	嶋		希	君
学校教育課参事	萩	森	敦	史	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	敦	賀	靖	之	君
国保病院 経営企画統括監兼 さくらの園・園長	柏	浏		茂	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	松	居	順	一	君
消 防 次 長	佐	山	寿	一	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局 長	関		孝	憲	君
議事係長兼 庶務係長	長	谷 川	拓	哉	君
庶 務 係	木	村	友	理 香	君

総務係	近江篤市君
総務係	山内梨沙君
財政係	三澤拓海君
行革DX推進係	佐藤晴君
人事厚生係	三春このみ君
人事厚生係	山崎友也君

○会議に付した事件

- 1 議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について
議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について
議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
議案第29号 令和8年度森町一般会計予算
議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算
議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 意見書案第1号 学校教育の「カリキュラム・オーバーロード」解消を求める意見書
- 3 意見書案第2号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書
- 4 議員の派遣について
- 5 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席2番、河野文彦君、議席3番、高橋邦雄君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第21号ないし議案第38号

○議長（木村俊広君） 日程第3、令和8年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第21号から議案第38号まで18件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うこととします。

予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（伊藤 昇君） 予算等審査特別委員会審査報告を行います。

令和8年3月4日、令和8年第1回森町議会3月会議において、本委員会に付託された議件18件を審査した結果、次のとおり議決したので報告いたします。

1、付託議件名と議決結果。議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について、原案可決。

議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について、原案可決。

議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決。

議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決。
議案第29号 令和8年度森町一般会計予算、否決。
議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。
議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。
議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。
議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算、否決。
議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。
議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。
議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。
議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算、原案可決。
議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

審査の経過。3月5日、出席委員12名。議案第21号から28号までの質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第29号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款3民生費、項1社会福祉総務費、目3社会福祉施設費及び項3災害救助費、款4衛生費については項1保健衛生費、目1保健衛生総務費から目2環境衛生費及び項2清掃費から項3上水道費まで、また款12公債費、款13予備費について事項別明細書により質疑を行いました。

3月6日、出席委員12名。議案第29号、一般会計予算の歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉総務費から項2児童福祉費、目5未熟児医療費まで、款4衛生費については項1保健衛生費、目3予防費から目6病院費まで、また款6農林水産業費、項1農業費から項2林業費について事項別明細書により質疑を行いました。

3月9日、出席委員12名。議案第29号、一般会計予算の歳出、款5労働費及び款6農林水産業費、項3水産業費から款7商工費まで事項別明細書により質疑を行いました。

3月10日、出席委員11名。議案第29号、一般会計予算の歳出、款8土木費から款11災害復旧費まで事項別明細書により質疑を行いました。

3月11日、出席委員11名。議案第29号、一般会計予算の討論の後、採決を行いました。また、議案第30号から議案第35号までの特別会計6予算及び議案第36号から議案第38号までの事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

審査の結果。令和8年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第21号から議案第38号までの18件については、3月5日、6日及び9日から11日までの5日間にわたり各委員の熱心な審議の下に審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、今後森町を取り巻く経済状況が不透明な中、本委員会の審議過程において各委員から提言のあった事項等を慎重に検討の上、住民に周知徹底し、行政執行に十分反映されるよう願うものであります。また、近々においても中東情勢の影響に

より原油価格の高騰が予測されております。さらには、今後も人口減少に伴う税収減や社会保障費増、物価高騰の影響から財政負担の増大が懸念され、将来にわたる財政構造の厳しさが見受けられます。現に町の事業の先送りも行われていることから、一刻も早く行財政改革を推進し、中長期的な展望を見据え、町民サービスの低下を招かぬよう力強いまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上を申し上げ、委員長の報告といたします。

○議長（木村俊広君）　これから令和8年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑といたしたいと思います。

議案第21号　森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君）　起立多数であります。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号　森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第22号については、可決することに決定しました。

議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

これは反対の討論ですか、どうぞ。

○7番（斉藤優香君） 議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定に反対の立場で討論いたします。

今まで300円で行っていた配食サービスを令和8年度に100円の値上げをして400円、令和9年度からは500円にするというものですが、確かに全てのものが値上がりしていく中で事業が大変なことは分かります。しかしながら、現在調理をしているさくらの園の閉園が決まり、いつまで調理をするかも分からない、その後の運営方針も決まっていない中での値上げには納得できません。財政厳しいとは思いますが、今後の方針が決まり、安心して注文ができるまで300円で据え置いてもよいのではないのでしょうか。運営体制が整ったら改めて料金改定をするべきであります。

皆さんのご賛同よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○4番（河野 淳君） それでは、原案に対する賛成討論として述べさせていただきます。

何回か本年度予算の審査委員会の中でも話題になりましたが、森町の財政状況は非常に逼迫している状況であります。財政係の試算によりますと、5年後には財政調整基金が底をついて、そこからの財政運営は困難を極めることが書かれております。ただ、これはちょっと希望的部分も入っているので、今後の物価上昇等を鑑みると、その加速度はもっと高いということと、財調がゼロになってから財政が大変になるわけではなくて、財調が10億を切っていくと、やりたいこともやれなくなるというのが5年後ではなくて、もうすぐ目の前まで来ている状況にあります。来年度から本格的に行財政改革を進めるということですけれども、継続している予算については、見直しできるものについてはなるべく見直ししてやっていくということが財政改革の第一歩だと考えております。

当予算については、福祉的な弱者対策ではなくて本来の目的は配食のサービスによる見守りがメインであります。なので、基本の見守りを求めている方に対するサービスだということを念頭に置いて、やはりそこは材料の負担分はしていただかないというところに立ち止まった上で考えていただきたいということをもちまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する反対の討論ありますか。

○2番（河野文彦君） 私は、本条例に対して反対の立場で討論させていただきます。

予算委員会でも反対の討論はさせていただきました。行財政改革が進む中で、確かに森町の財政は決して予断を許せない状況ではありますが、しかし今回の条例改正、つまり配食サービスの値上げによって町の増える歳入、幾らでもまだまだ何とかできるという範囲であります。もしこの件で財源がというお話を懸念される方がおられるのであれば、十分予備費でも賄える範囲でございます。ですので、今回は反対して何とか据置き、そして財政改革進める中で、また来年以降改めてじっくり皆さんで議論して決めていくのがよいのかというふうに思っております。

予算委員会での繰り返しになりますけれども、この配食サービスを利用されている方というのは決して裕福な方ではありません。そして、調理困難、65歳以上の方という社会的弱者と言ってもよいのかと言われるような方々が利用している中で、我々現役世代がしっかり支えていきましょうよという思いに立ち止まって今回の条例改正は見送っていただきたい。我々現役世代が森町のために一生懸命働いてきた方、一生懸命子育てをしてきてくれた方、みんなで支えましょう。

今回の条例改正には反対したいと思います。皆様の良識ある判断をお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○3番（高橋邦雄君） 私は、原案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

今の配食サービスなのですけれども、50食をめぐに行われるということなのですけれども、近年の資材高騰も含めましてこの配食サービスを利用される方を、やはりとどまることなく長く続けていくためには今の価格設定は必要不可欠であると考えております。弱者と言われますけれども、配食サービスを受けている方は決して弱者ではないと思っております。

ます。ただ、独居なり等の家庭で料理ができないような環境の中でその制度を使用して使っているという方なので、決して弱いわけではなく、サービス自体を森町でこれから末永く続けていくためにもこの価格設定は苦肉の判断だと私は考えております。

よって、配食サービスに関して今回の原案に対して賛成の立場で討論いたします。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許します。

○6番（野口周治君） 私は、原案に対して反対の立場で討論をいたします。

今るる発言がありましたが、この提案は物価高、人件費の高騰という背景の中でそれを制度の持続性のために見直したいと、こういう提案であろうと理解をします。

ここで考えてみる必要があるのは、物価高も人件費の高騰も、あるいは運転手さんの不足も全てにわたる問題であります。世の中全体がそうになっている。言い換えますと、町の施策、あるいは町で仕事をしていることそのものが全体が上がっている。そういう中の一部であって、何も配食サービスだけにこの問題がかぶさってきているわけではありません。そうしてみますと、残るのはなぜ配食サービス、簡単に言わせてもらいますけれども、このサービスだけを料金を引き上げる、あるいは個人負担を増やさなければならないのか、こういう議論になると思います。

もう一つ違う軸で物を見ますと、今回の予算の編成に当たって行財政改革の要素は何か織り込んだのか、あるいはそういうことは見えていたのだから考えたのかという質問を随分前にやりましたが、そのときには予算にはそういうものは入れていないとお答えでした。そうすると、行財政改革でもない、物価高等は全てにわたってかかっている。そうすると、なぜこれだけを取り出して、自立が必要な人を支えるための事業に絞って見直さなければならないのかという説明が必要なのですが、ただ物価、人件費というコスト面の話だけで、これではこの項目だけを取り上げる必然性は説得力を極めて欠くと思います。本来ならば、全体の行財政改革何からやるのか、いろんなことがあります。どこまでやるのか、これもいろいろあります。時間軸もあります。そういう中にきちんと位置づけて取り組むべき課題をあたかも狙い打ちするようにこれだけを先行させるというのはあまりにも愚策と言わねばならぬと思います。ぜひ皆様方の反対をお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） ほかにありますか。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（木村俊広君） 起立少数であります。

議案第24号については、否決されました。

議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第28号については、可決することに決定しました。

議案第29号 令和8年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

◎動議の提出

（「議長、修正動議」の声あり）

○議長（木村俊広君） 河野淳君。

○4番（河野 淳君） 修正動議を提出いたします。

○議長（木村俊広君） ただいま河野淳君より修正動議の発言がございましたけれども、この修正動議に対して賛成の方はおりますか。

（「はい」の声あり）

○議長（木村俊広君） この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

2時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本案に対しては、河野淳議員ほか1名から議案第29号 令和8年度森町一般会計予算に対して修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○4番（河野 淳君） それでは、議案第29号 令和8年度森町一般会計予算に対する修正動議を地方自治法第115条の3及び森町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

修正動議についての趣旨、提案説明をいたします。初めに、修正内容についてご説明をいたします。令和8年度森町一般会計予算1ページの第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,392万円減額し、122億2,867万6,000円に改め、2ページからの第1表、歳入歳出予算は4ページ、歳入の款18繰入金、項1基金繰入金20億8,061万6,000円を20億669万6,000円に改め、6ページ、歳出の款3民生費、項1社会福祉費20億633万4,000円を19億3,241万4,000円に改め、歳入歳出総額122億2,867万6,000円にしようとするものです。

事項別明細書については、修正案3ページ目をお開き願います。歳入、款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金のうち財政調整基金繰入金5億7,301万8,000円を5億6,839万8,000円に改め、ふるさと応援基金繰入金14億5,641万9,000円を13億8,711万9,000円に改めるものです。

歳出ですが、修正案4ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目4老人福祉総務費の節18負担金補助及び交付金の社会福祉法人財政支援補助金9,540万円を2,610万円に改め、節27繰出金、森町介護サービス事業特別会計繰出金1億1,731万6,000円を1億1,269万6,000円に改めようとするものです。

次に、提案理由についてご説明いたします。さくら福祉会、施設名、シャリテさわらの経営難に関連する町立特別養護老人ホームさくらの園、施設名、さくらの園の経営資源統合については、当初シャリテさわらの施設を町の運営で統合するという案が出され、令和8年度当初予算においても町営を基本とした予算が提案されました。しかし、今年の2月

に入り全員協議会において社会福祉法人を運営主体とするの方針転換が示されましたが、提出予算はそれ以前に作成されたものであったため、財政支援金額に大きな乖離が生じたまま審議をすることは議会軽視に当たり、修正が適切であるとの判断から提案するものです。

また、同じく森町介護サービス事業特別会計繰出金についても社会福祉法人を運営主体とする場合に不要となる業務委託を削減した分となります。

養護老人ホームは要介護度の高い方が比較的安価な利用料で利用できる施設ですが、反面寝たきりや重度の認知症の方の介護を行うため介護従事者の負担が重く、慢性的な人手不足となっております。また、運営費用の大半を労務費が占めているため、労務費の抑制がさらなる人手不足を助長するという構造的に慢性的な赤字を抱えているという課題がございます。

森町介護計画からも明らかであるように、ここしばらくはサービスを必要とする方は横ばいであることから、特別養護老人ホームの受入れ数は確保しなければいけないと考えられます。しかし、町直営で統合すると経費の大部分を占める人件費は公務員の給与水準となり、赤字額は毎年2億円近くになるものと想定され、町財政が逼迫している現状ではとても持続できるものではありません。介護受入れ数の維持と町財政の負担というとても難しいかじ取りの中で、最も町財政の負担が少ない方法として社会福祉法人の形態での運営は最も適しているという町の説明を修正予算として改めて計上したものです。

以上、修正動議の趣旨、提案説明といたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

○6番（野口周治君）　提案者にお尋ねします。

今説明の中にあったと思いますが、事態認識として町当局から口頭で説明があったが、議案としては修正されていない点を正確に反映したものであるという、そういう修正案であるかどうか1つ。

それから、2つ目にこの支援金の期間を恐らくこれ3か月分に限ったということだったと思いますが、その意味はそれで終わりということではなくて、この3か月の間にこれからどうするのかについて議題はいろいろあるでしょうけれども、きちんと検討する時間をつくるという趣旨と考えてよいのかどうかについて教えてください。

○4番（河野　淳君）　1つ目ですが、私も書類を探したのですが、口頭での説明だけで実際は予算の調整の後にこの事実が決まったということから、詳細な提案というか、統合のスキームが示されないまま今回に至っているわけですが、本来は予算提案とのセットということが本来でありますので、そちらを提案するのであれば予算も正しい姿に戻してはどうかという提案でございます。

2つ目の支援金の負担金でございますが、これは当面4分の1ですので、3か月分の支援金額となっておりますが、今後のスケジュールについてはまだ未定と言いながらも、準備ができ次第入所者をシャリテのほうに移してシャリテの経営改善を図るということです。

ので、今後4月、5月に町のほうから財源の不足分、支援金の不足分ですとか、さくらの園の剰余分等が示されると思いますので、その説明の期間までの当面の分の支援金の計上としております。

○6番（野口周治君） よく分かりました。本来あるべきであった資料をやはり補ったものであるということ。これを議案の中にきちんと位置づける必要があるのではということ。それから、3か月の間に今後の方針だけではなくて実行面でも、要はお金の流出を小さくするために今町が考えている措置を進める、そういう時間をつくりながら次についても議論ができるようにするという答弁だと受け止めました。違っていたら修正してもらってよいのですが。

それから、2つ目に今回の特別委員会がありました。それ以外にも全員協議会、ほかの会議でいろいろなやり取りがあってかなり突っ込んだ議論をしてきたと思うのですが、これで提案者は会議の中で出た主要な論点はほぼ網羅されて、それ以外の論点はこの3か月の間に取り組みながら、あるいは議論をしながら進めることでよいと考えたということではよいのか、それとも何かほかの要素をさらに考えているのかということをお答えください。

2つ目に、今回は提案が急であったことに加えて、当局の説明の質疑に対する応答が二転三転いたしました。しかも、その二転三転する中でより思わしくない実態、適切でない実態が次々と明らかになってきたという特殊な経過をたどっております。この点は非常に大きな問題でして、これからきちんと対処しなければ何やっても施策はいいのだけれども、やったらざるだということが起きかねない。そういう問題だと思うのですが、そこについては、この修正案の中でどういうふうに位置づけようとしているのかをお答えください。お願いします。

○4番（河野 淳君） 答弁漏れありましたら、ご指摘ください。

1つ目の特別委員会で議論されていることについて今回の予算で全て網羅されているかということなのですが、私個人の考えでは今回の計上されている予算が統合に対する直接的な要因になっているとは考えておりません。どういうことかといいますと、例えば町営で統合するパターンであっても、社会福祉法人が主体で統合する場合であっても必ず必要になるお金でありますので、仮に予算を否決してなくしたところでこの統合に係る部分の直接的なストッパーになるとは思われません。結局のところは、主要な論点は予算を出すか、出さないかということではなくて、運営主体をどうするか、今後町のほうでどのような方向で支援を行っていくのかという部分の視点を今回の予算の中で協議するというのはなかなか難しいことだと考えております。この部分については、予算の部分だけではなく、いろいろな特別委員会ですとか全員協議会が開催することができますので、やはりその中で方向性について急に方向転換しましたけれども、しっかりその辺やっていくのだということを町の中から説明してもらうことが必要だと思っております。

2点目です。提案を急に変えることで悪い状況が二転三転しているというご指摘でございますけれども、基本的な町のスタンスとしては、私は入所者の数を維持する、あと町の

負担を減らすというのが大きな軸であると考えております。そのために当初は現実的なラインで提案したということだと思っておりますけれども、社会福祉法人に替えるというのは何かいろいろな人件費、人的な部分もありなかなか難しい選択だったと思うのですが、財政の負担を減らすという方向性については二転三転していても、その方向は改善されていると思われまして。ただ、その改善のスピードが速過ぎるがあまり、退職した職員もいる小さい職場の中でそれを全て対応し切れているかという点、前回の全員協議会の中でも皆さん聞かれたとおり対応が後手に回っていて、どうしても悪いイメージを持っていることが散見されております。やはりそこについては、方向性をしっかり定めた後で統合までのスケジュールを計画的に進めて、そういう突発的なことではなく計画的に進めていけるような取組が必要ではないかと思っております。

○2番（河野文彦君） 提案者に質問させていただきます。

4ページに今回2,610万円に減額という修正案になっておりますけれども、この2,610万円の算出根拠、当面する3か月分の支援金だというような説明だったかと思うのですが、この算出根拠をお願いいたします。

○4番（河野 淳君） 算出根拠につきましては、町のほうから提案された金額をそのまま根拠としております。

○2番（河野文彦君） これは私の考えといいますか、私の質疑の中での発言ですが、今回シャリテ側から1年分という形で九千何がしという数字が出されてきたのですが、私はまだまだ改善する余地があるのではないかと、町からの支援を圧縮する可能性を秘めているのではないかとというような思いで発言をしてきました。町から当面の3か月だとこの金額ですという金額が提出者から同額で示されてきましたけれども、提出者の方は圧縮する必要がない。まだまだシャリテさん側のほうの努力で経費を圧縮する、町の負担を小さくする、そんな必要はないということで町の提案といいますか、町のほうで算定した金額をそのまま修正案としてのせてきたのか、そこをお願いいたします。

○4番（河野 淳君） お答えします。

シャリテから示されている要望につきましては、私も中身を拝見いたしましたが、6割から7割が人件費であると思っております。経費を圧縮するということは、通常経費を圧縮することは、仮にやれたとしてもそんなに効果はもうないと思います。今後これを圧縮するということは、人を削る、給与を削ることがメインとなりますが、例えばその協議が伴わないまま、この4月、5月にそれができるとするのは現実的に不可能だと考えております。今後運営を見定めていく上で給与の部分についてしっかり話しする議論はあると思いますが、ここ当面その話が調うまでは現状の給与水準でいかざるを得ないと思っております。この圧縮だけが業務改善ではなくて、今回入所者が増えるということで社会福祉法人の歳入自体が改善する見込みがございます。今後入所者の入所する時期ですとか、数がある程度固まり次第支援金額がどのくらいになるのかという年間の部分が固まると思いますので、その辺の部分の議論については今後出されるであろう補正予算の中で審

議するのが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。この討論は、まずは原案に対する賛成の討論の発言を許します。原案に対する賛成。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） そうです。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 続きまして、次に原案及び修正案に対する反対討論の発言。

○８番（千葉圭一君） 私は、修正の一部について反対の意見を述べさせていただきます。

反対のほうは、社会福祉法人財政支援補助金の件です。もう一方の森町介護サービス事業特別会計繰出金のコンサルティングの修正案については賛成ですけれども、上部のほうについては反対の意見を述べさせていただきます。

森町立特別養護老人ホームさくらの園と社会福祉法人さわら福祉会が運営するシャリテさわら及びシャリテの森との経営統合について、昨年社会福祉法人の経営継続が必要不可欠であることから経営統合し、町立の施設として継続を図る旨の趣旨及び協定書を交わしていましたが、方針が一変し、町立をやめて、そのまま社会福祉法人で統合することが伝えられました。私は、昨年町立として施設が継続されるとのことで経営統合に賛成をいたしました。さくらの園が閉園しても町立の新たな施設が残るからです。しかし、さくらの園を閉園して社会福祉法人のままで経営統合をすると公共施設が１つなくなってしまうこととなります。そのことを町民に対し説明もされておりません。公民館が閉館するときには説明会を実施したのに、町立の特別養護老人ホームがなくなるのに説明会がないのでしょうか。きちんと町民に閉園の説明をすべきだと考えます。

また、さわら福祉法人との確約書においては、補助金は統合するまでの期間となっておりますが、町立ではなくなり社会福祉法人で進めるとなると統合後も補助金を出し続けることとなります。統合へのスケジュールや統合した後の方針が不明確であります。さらに、さくらの園の入所者さんへのご家族への説明が具体的にされておらず、町営なのか、民営なのか、その説明もきちんと行われておらず、納得している状況ではないわけです。そういった転所することの了解が取られていない中で今回の予算計上については今後へのスケジュールとか、統合した後の方針が不明確であるため反対といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成の討論を許します。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、次に修正案に対する賛成討論を許します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○議長（木村俊広君） 引き続き会議を再開します。

修正案に対する賛成の討論を許します。ありますか。ありませんか。

○6番（野口周治君） それでは、修正案に賛成の立場で討論を行います。

その趣旨がちょっと混乱している可能性がありますので、私がどういうふうに組み立てているのかということをお話をさせてください。私は、本来は原案でよい。というのは、先ほどの修正案と同等の中身を既に町当局が議会に向けて何度も話をしている。その口頭の理解で事態を進めることでよいではないか。本質的な方針に傷がある、大きな瑕疵がある、あるいは大きな見落としがあるというのではなくて、この原案のままでいいではないかと、保留すると言っているのだからと考えていました。ですが、今この修正提案の説明、提案理由の説明を聞きながら、先ほど数点質問いたしましたが、これは全て何のための修正なのかを私なりに確定するための質問でした。

その結果分かったことは、この間の町当局との議論の中で見えてきたこと、そして町が約束したことを文書として要は確定させた上でどこから話を始めたらいいかというのを整理しようという提案だと考えました。それであるならば、何ら反対する理由はなくて、むしろ本当は町が出すべきものを議会側で用意をして、自分たちで整理をして、その上で話をしましょうと、そうしましょうよという提案を非常に積極的にしているものだと捉えたからです。

それで、次にこの修正案がなぜよいと私が思ったかということをお伝えします。まず、一番最初に考えなければならないのは、さわら福祉会が資金的に行き詰まるぞと言っている、そのことへの理解です。これをうそ言っている。あるいは、そんなことはない、お金はあるはずだ。あるいは、貸してくれる人がいるはずだという議論をして、そのとおりであるならばそれは成立してよいと思いますが、これまでの当局との議論の中でそれはいずれもあり得ない、多少の誤差あるかもしれない。もしかすると、どこかに少し数え漏らした資産があるかもしれない。あるいは、思ったよりうまく改革が進むかもしれないという、そういう揺れは確かにあり得るでしょう。しかし、本質的に施設の持続可能性があるはずだというほどの根拠を私たちは持ち合わせていません。そういう中で、この施設の本質的な意味というのは、老人介護を中心とした介護保険制度の中で言わば一番経済的、あるいは社会的、家庭的に弱い立場の人が行く場所をどうやって確保するのかと。一番弱い立場の人が森町ではこぼれていく、あるいはどこかへ行ってしまえというのではなくて、森町の中でやはり責任を持って何とかしようという発想であると思います。そのために何をするのかというところは選択肢がいろいろあります。

今回議会の直前に方針転換がありました。先ほど申し述べたとおりですが、そのことについてはその後の実態がよく分からない説明ばかりだった。だんだん出てくる事態はどれもこれもとんでもない事態が見えてきた。施設の中での入所者さん及び家族への対応などです。ではあるが、これを前に進めていきながらここは解くしかないだろう。非常に厳しい措置もいろいろ必要になるかもしれませんが、要は手を放して潰れていいようなものではないということを私は一番申し上げたい。そのために私たちがすべきことは、まず支えながら、1年安泰という話ではないのです。3か月間を支えるから、その間にしっかり議論もして、本当にどこかに財産があるというのだったらそれも調べたらいいい。そういうこともやったらいい。そういうことも進めながら次の方針をきちんと立てていこうではないか。議会が町民、とりわけ弱い立場の人たちに責任を持つという立場に立つならば、これを中断させるのではなくて歩きながら考えようと。確かに大きなお金です。ですが、ここに手をつけずにやっていくと両側でお金が出ていくぞということは、これはもう確定しています。潰れてしまえというのでなければ、どうやって早くより合理的なやり方にするのか。その方法として、町が支えるのか、社会福祉法人か、これはいろんな考え方があります。雇用問題もあります。財政問題もあります。そういうもろもろの中で位置づける必要があるのですが、先ほど議論になった配食サービスとこの問題との大きな違いは、この問題は背景に国の制度があって、そこで体質的に非常に苦しいところに問題があるということ。そして、非常に大きなお金が必要な話であるということ。つまり行財政改革をする上では一つの大きな柱として検討すべきことで、これを先行して検討してきたから方向性がほぼ見えたと言っているのだから、全く違う案を出す。そのほうがいいということを合理的に説明できるというのでないならば、まずこの土俵の上できちんと議論すべきではないかと考えます。

したがって、原案でいいではないかと思っている方も含めて本質的にはこれは原案そのものですから、この修正案に乗って議論を進めていくのがよいのではないかと思います。ぜひ町民に責任を持つ立場で、年寄りはどこかへ行ってしまえではないのです。みんな生きていくためにどうしたらいいかを一緒に考えていただきたい。そういう立場での投票をお願いいたします。

○議長（木村俊広君） さらに討論を行います。

原案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、原案及び修正案に対する反対討論を許します。

○13番（松田兼宗君） それでは、そもそも今の修正案を提出すること自体私は不思議で仕方がないと考えています。

というのは、今回の議会が始まる前に理事者側は行政側から4月に補正をしますよから、それを前提に話をしてくださいという提案があったのです。それに基づいて私たちは議論をしてきたはずです。にもかかわらず、それはどういう関係でそういう話が持ち上がって

きたかという、私が思っているのは行政と理事者側と議会の信頼関係の上に成り立っているはずなのです。それをこの修正を出すということは、その前提を覆すことであって信頼を大きく損なうものだとは私は思っています。だから、その上で私たちは議論してきたし、いずれ4月に予算を補正予算という形で修正してくるものだという前提で話をしてきたはずです。この問題、今出された修正案に関しては、それを前提にしているのですよ、最初から。それをやろうとすれば、根底から全く話が変わってくるわけです。そうだから、この修正案については全く認められないとは私は思っていますので、むしろこれを、修正案を出すこと自体議会の審議とか権威を傷つけるものだとは私は思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 次に、修正案に対する賛成討論を許します。ありませんか。あと討論ございませんか。

斉藤議員よろしいですか、討論ありませんか。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 2番やりますか。許します。

○7番（斉藤優香君） 原案と修正案に反対の立場で討論いたします。

このたびの予算案は、行政改革、行財政改革の第一歩に踏み出すための大切な予算のはずですが、全く改革の方向性が読み取れません。原案に関しましては、複合施設整備の基本計画発注後の10月17日、調査特別委員会において財政シミュレーションの結果、計画を中止し、財政改革を推進し、改めて検討していきたいとの報告でした。複合施設整備の見通しがなくなった中、突然の森公民館の閉館が決まりました。それに対する予算措置が全くされておりません。ドアを閉めて終わりということは、森の文化を育む、歴史を紡ぐ、そして社会教育のドアも閉ざされてしまいかねないのに町民の継続性、利便性に関する具体的な政策が全くない。公民館には話し声、笑い声、歌声、おいしい匂いなど、そこには町民の息遣いがあって文化の交流、活動がなされてきたのです。

町民の戸惑い、落胆の中、さらに義務ではない砂原公民館の耐震診断を1,980万円の義務委託料で診断する計画です。診断後の計画性もないままでは行き当たりばったりになる。そして、修正案に関しては、この行き当たりばったりの極めつけが社会福祉法人さくら福祉会に対する財政支援補助金9,540万円です。今年の2月10日の調査特別委員会でも、2月17日の全員協議会でも町営の方針だったのですが、3月2日に方針転換し、社会福祉法人の運営とする。そして、資金ショートが見込まれるから4月から6月までの補助金、取りあえず2,610万円を支出したいとの説明です。まだ協定書すら交わしていない、入園者さんやご家族にも説明のないまま町が社会福祉法人に以前補助した金額より高い、月割りが870万にもなる資金の提供は民間にできません。もう町営の可能性がないのならば、社会福祉法人として町に頼ることなくほかの社会福祉法人との連携を模索していただき、町はさくらの園の閉園に向けて全力で責任を持って取り組むべきであります。

地方自治法第2条第14項の観点から反対の立場で討論いたします。私の討論が皆さんに

どうぞ伝わりますように、ご賛同よろしく申し上げます。

○議長（木村俊広君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ終わります。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

まず、本案に対する河野淳議員ほか1名から提出された修正案について採決します。

この採決は起立によって行います。

この修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（木村俊広君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

この議案に対する委員長報告は否決とするものです。したがって、原案について採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（木村俊広君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時52分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第31号については、可決することに決定しました。

議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第32号については、可決することに決定しました。

議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

◎動議の提出

(「議長」の声あり)

○議長(木村俊広君) 河野淳君。

○4番(河野 淳君) 動議があります。

○議長(木村俊広君) 動議の発言がございました。内容については。

○4番(河野 淳君) 修正動議を提出します。

○議長(木村俊広君) 修正動議でございますけれども、これを支持する方。

(「はい」の声あり)

○議長(木村俊広君) 1名以上の方がおられますので、修正動議を認めます。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。
3時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

○議長(木村俊広君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

本案に対しては、河野淳議員ほか1名からお手元に配りました修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案と併せ議題とし、提出者の説明を求めます。

○4番(河野 淳君) それでは、議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算に対する修正動議を地方自治法第115条の3及び森町会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

修正動議についての趣旨、提案説明をいたします。初めに、修正内容についてご説明いたします。令和8年度森町介護サービス事業特別会計375ページの第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ462万円減額し、2億8,335万3,000円に改め、376ページ、第1表、歳入歳出予算、歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金1億1,731万6,000円を1億1,269万6,000円に改め、377ページ、歳出の款1総務費、項1施設管理費5,993万7,000円を5,531万7,000円に改めようとするものです。

事項別明細書については、修正案3ページ目をお開き願います。歳入、款3繰入金、項1一般会計繰入金1億1,731万6,000円を1億1,269万6,000円に改めるものです。

歳出ですが、修正案4ページ目をお開き願います。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節12委託料のうち特別養護老人ホーム経営統合コンサルティング業務委託料462万円を削除するものです。

次に、提案理由についてご説明いたします。前出の議案第29号に対する修正動議と同じく、シャリテさわらとさくらの園との経営資源統合において社会福祉法人を主体とする運営にするとの方針転換が示されましたが、提出された当初予算はそれ以前に作成されたものであったため、不要な業務委託が計上されたまま審議をすることは議会軽視に当たり、修正が適切であるとの判断から提案するものです。

以上、修正動議の趣旨、提案説明といたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。
○議長（木村俊広君）これから質疑を行います。質疑ございますか。

○13番（松田兼宗君）先ほどの議案と動議に出された内容と全く同じなのだけれども、事前に議会始まる前に理事者側から相談があつて、このコンサルティング業務というのは4月で補正して削除するという話の前提で話進めてきたのです。それをあえて出すこと自体が私にとっては理解できない。それはどういうことかという、先ほども言いましたけれども、理事者側と議会側の信頼関係の上に成り立った話ではないですか、それは。これを出すということは、それを傷つける、無視するということなのです。そこまでしてやる必要がどこにあるのですか。それをお知らせください。

○4番（河野 淳君）お答えいたします。

方針説明につきましては、予算委員会の中で町側のほうから補正する旨が示されております。しかし、予算についてはやはり審議されるということは執行する予定のものを本来はちゃんと網羅しながら作成するものだと思っております。今回は本来であれば1月の中くらいに町の方針を定めて漏れなく予算に盛り込むのが通常であります。書類の調整などどうしても間に合わなかったという説明は口頭でありました。ただ、予算の審議というのは公のものでありますので、その分適切な形に修正したほうがよいとの私の考えで提出しております。

以上です。

○13番（松田兼宗君）そうすると、事前にやってから今頃この修正を出して、これについて議論なんてしていないです。それが前提の上で議論していないわけです。対象外とみなしているから、今回の。それをあえてここで修正案を出すこと自体理解できないというよりも、あくまでも今の河野議員の話だと行政サイドの立場でしか話をしていないのだと、私は理解できないのです。議会の立場としては、信頼関係を大きく傷つけること自体が大問題になると私は思っているわけです。その辺再度いかがですか。

○4番（河野 淳君）お答えいたします。

議会の信頼関係ですが、議会という組織としての信頼関係ではなく、この問題については議会個々人が行政に対して信頼感をどう持っているかという問題だと思われます。その信頼には多分いろいろとあると思うのですけれども、今回の信頼を失うといった話は担当

課の準備不足ですとか調整不足が露見したことで、実際のやる業務自体に問題はないのに予算を否決してしまったことが当初の問題だと思います。今回の提案にはちょっと離れるのですが、行政に対する信頼感を予算にどう反映させるかということになりますと、例えばさくらの園、これ否決してしまうと、では4月1日からさくらの園運営しなくてもいいのかということになります。本来であれば事務的にどのようなことが問題で、予算に対してどこが駄目なのかと明らかにした上で、否決をした上で町側の対応を見るというのが当然の対応だと思いますが、全体を否決してしまうということは何が問題で駄目かというものを示さないまま否決という意思表示をしていることだと私は思います。そこは予算の審査でありますので、予算の何が駄目なのか、どこがいいのかというのをやはり各議員が明らかにした上で討論するのが議会の場であると思っております。ちょっと横道にそれましたが、議会の討論を促す意味でもこの提案をしたものであります。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そうすると、個々の問題で信頼関係を持つというの個々の問題だと言うならば、河野議員は行政サイド、理事者側に信頼を持っていないということで理解していいですね。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

○議長（木村俊広君） 引き続き会議を再開します。

○4番（河野 淳君） お答えします。

信頼というのは何かいろいろな部分が……

○13番（松田兼宗君） イエスカノーで答えて。

○4番（河野 淳君） イエスとノーではちょっと答えづらいので、信頼というのはいろいろな部分が信頼につながっていると思います。これはイエスカノーかという判断ではなくて業務に対する説明責任がちゃんとされているか、予算がしっかり執行できるものになっているかというのを議会のほうで精査するものだと思っております。これについて、ある議員の方はそこについて駄目だ、この部分は駄目だと思う方もいるかもしれないですし、そう思わない方もいらっしゃると思います。そこは議員の資質に係ることになりますので、全体として業務としては必要なものであるので、提案自体はいいものだと思っておりますが、この議会中の全員協議会等の説明によって、そのさくらの園の業務が一部滞って入所者に不安感を与えているということも判明しておりますので、そこは予算を否決することではなくて、業務に対して計画的に真摯に取り組むということをお願いするということも、それは信頼関係にはつながるかと思うのですけれども、答えにはならないかもしれないですけれども、私の思いとしてはそういう具合に思っております。

○2番（河野文彦君） 今回の修正案に対しては、ただいまの質疑の中で提出者の答弁の中にこの計上されない委託料があるということは不適切だというようなお話があったのですが、でも、であれば今回の修正案の提出者が予算委員会ではこの予算はおかしいだろうと、認められないよと。そして、本会議で修正して賛成するというのが僕は筋ではないのかなと思うのです。予算委員会では認めますよ、今ここにきて不適切ですよ、何かそういう判断はちょっと議員としての資質を問われるのではないかというふうに思うところです。その辺についてどのようにお考えか、まずお願いいたします。

○4番（河野 淳君） 今回の判断につきましては、いろいろな情報が短い期間のうちに提案されたことで、私本人もどこまで判断していいのかという判断に時間をかけないで判断をしなければならないという非常にタイトな時間で審査をするという、私だけではなくて議員の皆さんもそうだったと思われます。かなり前からこの部分を説明されているのであれば、私もこういう判断に至ったと思うのですけれども、ちょっと審査が終わってやっと1日空いたわけですが、その中でやっぱり翻ってここはちょっとおかしいのではないかなって思うことについて提案したということでご理解いただきたいと思います。

○2番（河野文彦君） 先ほど松田議員からの質問にもあったように、この件に関しては町側から時間がない中でもう予算書も配付されて、議運も通って、その時点で内容を変更するのは時間的に大変厳しいと。そういう中で支出はしないけれども、後ほど修正案をかけさせていただきたいというのは、事前にそれこそお話あったと思うのです。それを皆さん理解して、町側のそういう主張といいますか、それを理解して審議に臨んだと思うのです。ですから、予算委員会の中ではそういったところには触れなかったと思います。町のそういう意向を踏んで。それをなぜ今ここになってその部分を修正案として提出するのか。

先ほど提案理由の中に、こんな予算を出してくることは議会軽視だ、だから修正案を提出するのだというようなお話もありましたけれども、その前の町側と議会との信頼関係、その上で進めてきた修正案での議論。それを全く壊してしまうようなこんな修正案、これを提出すること自体がまさに僕は議会軽視ではないのかと思うのですけれども、いかがですか。

○4番（河野 淳君） お答えいたします。

先ほど時間がない中で判断を求められたということで、私も当初どちらでも取れるという予算提案をして、その中で提案したということで判断しておりましたが、やはり町が方向性を持って進めるということは、予算もその方向性を持って進むというのが妥当だと思いましたので、そのように提案しております。

また、今回の予算審議につきましては全て否決されております。これは、反対している方が町に対して信頼感がないというものと捉えております。信頼感というのであれば、その辺のあたりからしっかりと審議を重ねてどこが悪いのかというのを明確にした上で話をすべきでないかと思っております。

○2番（河野文彦君） 先ほどから町側の決断が二転三転したと。その中で、短い時間の

中で判断がつかなかった。だから、今ここで考えが変わって修正案なのですよというように提案理由に聞こえたのですけれども、皆さん一緒ですよ、短い時間の中でしっかり議論して判断してきたのは。そういったところもよく考えてこの修正案というのは出していただきたかったなというふうに改めて思いますけれども、いかがですか。

○４番（河野 淳君） お答えいたします。

先ほどの一般会計の部分と同じですが、中に含まれている予算は一部を修正するのですが、方向性については定まったということで包含されていると思います。したがって、私の方向性が変わったわけではなくて、AとBどちらもできるという予算提案をしたのを町のほうがAにしますよというのを予算もAにしたということですので、私の方針が変わったとか、考え方が変わったということではないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○６番（野口周治君） ３点お尋ねします。

１つは、私自身はこれ修正した文書を欲しいなと思っていたが、だけれどもこのままでも審議できないわけではないから、その言葉をのみ込んで審議すればいいやと考えていたところですので、こうやって整理してもらえのだったらそれでいいのではないかなと思うのですが、河野淳さんがどう考えて審議に臨んで、今どう考えているのか、その変遷を、私の例は言いましたけれども、どうだったのかということを伺いたいです。それは、この提案の背景にある考え方、先ほどから問われているのは恐らくその辺りかと思うので、私もそれを聞きたいと思います。

それから、２つ目にこれは議会の在り方、町との関係の在り方という議論になっているので、そこにまつわってこの修正案の提案に関連して伺います。意見が会議を重ねる中で変わることがあると考えるのか、一度意見を言ったらそれは金輪際同じ会期中で変えてはならないようなものなのかと、この辺りの、やや哲学的になりますが、河野さんがどうお考えかを伺いたい。

それから、３つ目にややテクニカルですが、一般会計予算が否決されたということは、財源が存在しない中でそのほかの予算項目が審議されていると。この項目は否決されたけれども、ほかの項目は生きているよね、そのねじれがある中でのことではあるのですが、この議案について一般会計予算が否決されている中で成立すると考えて審議する価値というか、意味というか、どういうふうに考えたらいいかお考えを聞かせてください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 ３時２８分

再開 午後 ３時２８分

○議長（木村俊広君） 引き続き会議を再開します。

○４番（河野 淳君） 答弁漏れありましたら、ご指摘願います。

私自身が今回の統合の部分の関係でさくらの園の方針の変更についてどう感じたかというご質問だと思います。私個人の意見であります、経営統合についてやはり町の職員の身分を変えるというのは非常に難しい問題だと私個人は考えております。やはりそこは協議ですとか労働組合さんとの話し合いも必要になりますし、これから先も働けると思っていた方が統合されるということで、その方の収入についても大きく影響を与えるものでありますので、そこはなかなか踏み込めない領域だと考えております。

ただ、本当はそれが１月の中までに話の整理がついて今回の予算に盛り込めば大きな混乱はなかったのかもしれないのですが、今回２月に町長が大きな決断をしたということは、その問題を乗り越えてでも財源の確保というのは大事だということの意思表示だと思っております。どちらもいばらの道でございますが、人的な部分で苦勞するのか、それともお金の面で苦勞するのか考えたときに、やはり町のことを考えた判断だったと思っております。そこにつきましては、特別会計の予算の計上されている予算でどうこうという話ではございませんでしたので、私は当初どちらも盛り込まれているので、それはやぶさかではないと思ったのですが、やはり当初予算でその部分明らかにするべきであるのではないかなという考えに至ったわけでございます。

２点目の町と議会、議員との関係の在り方と議員個人の考え方が変わることがいいことなのか、悪いことなのかというご質問だと思います。町と議会との関わりについては、もちろん行政の執行という立場と、それを審査する議会との立場で、これはどちらが上というわけではなくて、税金で動く町がちゃんと執行されているか、町民の目が見ても大丈夫なものなのかという審査というのは非常に大事な関係だと思っております。これはどちらが上でどちらが偉いという話ではなくて、そういう役割の下、地方行政として執行しているものと思っております。

私個人も含めて考え方が変わることはいいいことなのか、悪いことなのかということなのですが、例えば短い、今日のこの判断において考え方が変わるということは好ましくないことでないかと考えております。しかし、議会は議論の場ですので、いろんな方の質問ですとか討論によって今まで自分の持っていない考え方を提示されることがよくあります。私も集中してしまうと周りが見えなくなることがあるのですが、やはりほかの方の意見を聞くことで自分の考えが偏っていたのではないかと、もっと広い視点で見れたのではないかと、ということを痛感しながら業務をやっているわけでありましたが、何分若輩者でありますので、その辺１週間前にそれでいいのではないかなって思ったことがいろんな方のご意見ですとか、町民の方のご意見ですとか、また同僚の方のご意見を聞いた上で判断を変えることは、それは悪いことではないと考えております。今回も審議にかなりの日数を要していますので、やはりその中の時間の中で私の考え方というのが変わることもありますが、今回については考え方の軸になっている部分は変わっていないと個人的に思っております。

3点目の一般会計の予算が否決されて今回の上程なのですけれども、ちょっと手元に資料がないので分からないのですけれども、予算の審議において通常一般会計から特別会計まで順番に審議されることになります。通常であっても一般会計が可決されるけれども、特別会計が否決されるということがあります。その場合は、間髪入れずに補正の案件を出して予算を正しい形に戻さなければならないと思っております。それが1日のうちにやらなければいけないというわけではなく、今回の場合については当初予算でございますので、予算執行までに正しい姿に補正することで問題ないものと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ質疑を終わります。

討論を行います。

まずは、原案に対する賛成討論の発言を許します。討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、次に原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

○8番（千葉圭一君） 議案第33号に反対の意見を述べさせていただきます。

森町立特別養護老人ホームさくらの園と社会福祉法人さわら福祉会が運営するシャリテさわら及びシャリテの森との経営統合が町立での運営から社会福祉法人としての運営に方針が変更されました。町立と社会福祉法人との統合となると、最終的に町立を目指していた中で手続等が難しい作業などがあり、統合を推進するのに必要だと判断し、去年は賛成いたしました。方針が変更されさくらの園が閉園となり、社会福祉法人に移るだけ、業務内容は社会福祉法人が運営してきたままなのに、どうして1,000万もの予算をかけて統合推進人材が必要なのでしょうか。方針が変更になっての統合推進人材の目的と改めて新たな業務内容が示されておられません。

以上の理由で反対とします。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成討論を許します。

○3番（高橋邦雄君） 私は、原案に対して賛成の立場で討論いたします。

福祉統合推進人材とは、高齢者や障がい者の日常生活や自立を支援する様々な福祉の仕事に携わる人を広く指し、福祉の仕事は多岐にわたり、介護職員だけではなく相談援助や経営管理の分野も含まれる多岐にわたる専門性、知識を有する人材であります。統合推進人材に当たって今後の町、福祉法人との運営体制の監視を行う上にも必要な人材であります。よって、町における福祉環境を推進することが重要であることは議員の皆様もご理解しているところであると思っております。森町の高齢者福祉を推進するためにも、専門性のスキルを要した人材は福祉政策にとって重要な人材登用であることは皆さんもご理解されているところであります。

また、質疑の中でも様々なご意見もあり、社会福祉法人の現状、町としての福祉政策の考え方等いろいろ様々審議されております。町としての将来の高齢者福祉への考えを進めるために当たり、行政、議会の福祉政策の考え方を問われ、また民意を問われる問題でもあります。介護難民を出すことなく高齢者が安心して暮らしを営める環境を最優先に進めなければなりません。福祉のまちづくりを進めるためにも必要不可欠な人材であることは皆さんもご理解されているところだと思っております。高齢化が進む中、森町において福祉政策を止めることなくスピード感を持って進めなければなりません。

また、統合の話も出ておりましたが、この中で職員、会計年度任用職員の雇用の保障も最優先に考えなければなりません。町の財政問題もありますが、今町は何に投資するのか、何を進めなければならないのか、皆さんは既にお分かりであると思っております。統合推進人材の雇用は、町の福祉政策をスピード感を持って進められるものであります。また、入所者が安心して暮らしを営み、尊厳を守り安心して生活をしていただける環境を確保することが最優先であることは誰もが共通の認識であると思っております。統合推進人材雇用において、町は入所者にとって最善策を講じられていることは議員の皆様もご理解されているものだと思っております。統合推進人材と各関係課全てにおいて知識の向上や情報等の共有に努められ、適切な管理の下、体制強化を構築し、町民のために全力で努められ、改善計画の明示、統合行程の加速、透明性の確保を構築することを改めて要望いたします。

森町で暮らし続けられる環境を最優先に考えていく部分には、統合推進人材は福祉関係にとって適切な人材であることは明白であります。さきに述べたように森町で暮らす町民にとって重要な人材予算ですので、議員の皆様の良識あるご賛同をお願いしまして賛成討論といたします。

○議長（木村俊広君） 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

○6番（野口周治君） ただいま修正案ではなくて原案に対する賛成討論ということですが、内容的には今から私が申し上げることと重なっているなど感じながらの討論となります。

私は、修正案に対する賛成の立場で討論をいたします。まず1つ目、今回の統合がどちら向きに、施設のどちらなのということですが、どちらに進もうとしてもこれは例えばシャリテさん、さわら福祉会に丸投げで進むような話ではない。そのことは今回の審議の途上で具体的にどの方をどうする、ご家族に話はするのかということが大変難しいということが分かったとおりに今現在さくらの園に入居していらっしゃる方、そのご家族とちゃんと話をしながら施設そのものは移っていただく。さらに、その先に、ではその人だけ移ったらいいのかと、それを引き受けたらいいのだろう、どんどん引き受けなさいで済むかという決してそうではなくて、先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、介護は人の仕事です。ケアをする人たちがいて初めて成り立つよと。この人材は残念ながら社会的に大変不足をしていて、外国人も含めてどうやって維持をするかということに一生懸命頭をひねっている。ところが、財源が来ないので非常に苦しいと、こういう場があります。

そういう中で、経験が豊富で訓練もされているさくらの園の介護人材が新しい施設に移りながら入所者さんと共にといいますか、表現は適切ではないかもしれませんが、移りながらケアを継続的にやっていける。ケアというのは、相手は物ではありません。個性もあります。事情もあります。いろんな背景もあります。そういうことを知っている人たちが一緒に動きながら考えていくということが実際に施設間を移動するという人の営みとして考えたときには大変重要でして、それはやらせればいいということでは決してないと私は考えるものです。それを担保する上で、まだありました。それから、最終的に例えばさくらの園を施設として閉じていくということになるとします。そのときにはいろんな問題も生じてきます。このことについて全体を見ながら具体的に対応することが必要でして、それは現場でやりなさいだけでは済まないことがたくさんあるはずです。こういう大きな動き、それも個々の人に関わることがあるときには必ず必要なことがあります。

それから、3つ目、この間の審議の中で明らかになったのは、特にさくらの園における人材の手薄さであります。そのことが説明が二転三転する。さらに、その中身を私の感覚で言えばこじ開けていくと、あまり見たくなかった現実が見えてくるということを生んだ。これは管理の不行き届きという面もあると思いますが、基本的にそれに対応する人材がいなければ、やはり仕事は回らないということを示しているということもあります。今回の人材については非常に現場経験もある、統合実務そのものを担ったことがある。場合によっては、現場運営のこともやれる人なのではないかというふうな資料を見ました。それであるならば、この人をさくらの園の運営の安定化、統合だけです、私は現場知りませんではなくて、一緒にどっちみち施設を維持しながら統合するという動作が必要ですから、それ全体に関わってくれよと。支援、お手伝いではなくて、自らその中で仕事はできるはずだというふうに捉えてぜひやっていただきたい。仕事はあなたたちやってね、私支援だけだということではないと思っています。これらについて進めようとするならば、今回の予算にある統合推進人材をせっかく来てくれた人ですから確保をして、しかも有期の契約ですから、最終的にどうなるかはまたゆっくり考えたらいいいと思いますが、この方の力も活用しながら、先ほどどなたか言われていた町の方向性の中で問題を解くために貢献してもらおうというのがよいと思います。もしもそういう人も与えません、あとは現場で努力しなさいというふうにしたときに起きることというのは、この間の審議でみんなで見えてきたとおり手が回っていない、あれはできていない、これができていない、何をやってた。そんな中で、人が移せるという仕事ができるはずがないと私は思います。

これを進める上で先ほど原案に対する賛成討論もありましたが、最終的に本質的には修正案でもってその原案の中身は担保されていると考えますので、その中に吸収してぜひ修正案でこの仕事を進めるということに皆さんご賛成を、この場で意見を変えていただいても結構ですから、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。原案に対する賛成の討論です。ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、次に原案及び修正案に対する反対討論の発言を許します。

○7番（斉藤優香君） 原案及び修正案に反対の立場で討論いたします。

昨年特別養護老人ホーム経営統合コンサルティング業務に500万ほどかけた報告の結果も出る前にこのたび突然さわら福祉会との取り交わした公設公営の統合に関する協定書が停止になり、社会福祉法人さわら福祉会が運営することとなりました。今度は民設民営になるということです。いまだ新しい協定書もない中で特別養護老人ホーム統合支援業務委託料462万は契約を行わず全額減額補正をすると説明がありましたが、なぜ必要がなくなったのか。なぜこれが要らなくなったのかの説明も何ら根拠も提出されていません。もしこれが要らないのであれば、運営する主体が町から社会福祉法人へなるのであれば、町は統合推進人材1,000万円も当然不要になるはずです。さわら福祉会が運営していくのであれば、さわら福祉会が雇入れできる方に統合業務を行っていただくのが筋ではないでしょうか。町は閉園に向けて入園者さんにご家族に寄り添った業務をしていくべきと考えます。

皆さんのご賛同よろしく申し上げます。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成の討論を許します。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、次に修正案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 全体通して討論したいという方がいれば。

○13番（松田兼宗君） それでは、立場的に言うと動議に対しては反対です。そして、今回は議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算の予算委員会での否決という決定に賛成という立場で討論させていただきます。

昨年から全協、特別委員会などで多くの時間を割いて議論してきたシャリテさわらとさくらの園の統合が大きな問題としてあります。一般会計予算の審議において、町立から社会福祉法人への運営主体の突然の変更は担当職員に大きな混乱をもたらし、十分な説明資料の用意もできない中、介護福祉という名の下、介護難民を出さないためという脅し文句で屈服させようとしたとしか考えられない対応でした。

さらに、これまでの経緯を町民に一切説明されておらず、民間である社会福祉法人への補助金という形で町民の負担は一般会計において合計で1億6,000万を超えるほどになることや、入所者や職員への説明も不十分であることが判明しました。この森町介護サービス事業特別会計予算において具体的な統合計画などが提出されない中、判断する根拠のない一般会計からの繰入金があることから判断しかねる。そして、何よりもシャリテさわらに吸収されるならば、吸収する側に統合推進人材が必要なこととなり、吸収されるさくらの園のほうには不要と考えられます。森町ではシャリテさわらの経営情報などの資料の収

集が不要となることから、仕事の場所がシャリテさわらにあることから森町が負担するものではなくなります。

さらに、当然老人コンサルティング業務も同様に森町が負担する必要がなくなります。そして、さくらの園の詳細な入所者、職員の情報、運営状況などについての資料が示されていないという問題が発生しています。

以上、シャリテさわらに吸収、統合されるという条件で作成された予算書ではないことから否決すべきものと考えます。そして、町政執行方針に書かれている持続可能な行財政運営の確立に向けて行財政改革を一層推進し、町内の高齢者福祉サービスを低下させないという行政財政改革を実行することを要望し、賛成という立場で討論いたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに討論のある方いますか。いませんか。終わりますよ。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

まず、本案に対する河野淳議員ほか1名から提出された修正案についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。この修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（木村俊広君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

この議案に対する委員長報告は否決とするものです。したがって、原案について採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（木村俊広君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第34号については、可決することに決定しました。

議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第35号については、可決することに決定しました。

議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第36号については、可決することに決定しました。

議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第37号については、可決することに決定しました。

議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第38号については、可決することに決定しました。

◎日程第4 意見書案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第4、意見書案第1号 学校教育の「カリキュラム・オーバーロード」解消を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第4、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第2号

○議長(木村俊広君) 日程第5、意見書案第2号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第5、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議員の派遣について

○議長(木村俊広君) 日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審議または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第7 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長(木村俊広君) 日程第7、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、令和8年第1回森町議会3月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午後 4時02分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和8年3月13日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員